

忠平八幡
大菩薩ヲ
夢△
忠平佛事
ヲ修ス

造佛始
料紙ヲ送
ル

忠平女房
ノ修善

仁王經百
部轉讀

〔真信公記抄〕正月二日、今夜夢八幡大并支良腸肋優□

十日、癸酉、令鑿師祈可圖萬妙之狀、

十九日、壬午、(尊意)觀二師修善始、

二月六日、○中從今夜鑿閣梨加持、

十一日、甲辰、造佛始、

十二日、叡師所送十个月料紙、

十三日、丙午、令意師祈曹陽事、

三月二日、甲子、意師例供始、

六月五日、乙未、於華山修金剛經讀經千卷、

閏六月十七日、百觀願、令舜立申、

廿四日、癸未、令尊意師爲宮子修善、

九月六日、午、凶會令觀最律師尊意師等同時修善、又女房令讀大般若皆於家

中行之、依有無變也、

十三日、辛丑、(同方)仁王經令讀、

十四日、仁王經結願、本意百部也、而過其數也、

十六日、甲辰、於宿德所、爲室令行千卷讀經、
十月十五日、癸酉、令意師供七十余五十日、

〔真信公記抄〕正月廿七日、宿東宮、

卅日、○中寅二刻歸五條、

二月一日、今月六日居此家、可滿卅五日、

八月十三日、遷寢殿、□太守說於無定日、禪定利顏云々、

廿四日、壬午、今日遷一條院、令鑿閣梨修善、

九月一日、修善了歸五條、

〔真信公記抄〕二月六日、下出河原令走馬、

六月廿九日、助繩交易物持來、南院君賜送馬二疋、(頭書)「鶴毛歟」鶴會、

〔真信公記抄〕二月七日、庚子、本命祭、

三月廿三日、乙酉、今日北山始供燈明、

六月九日、己亥、三元河臨祭、

十日、庚子、本命祭、氏、

十一月十三日、庚子、本命祭、

一條院ニ
遷ル
五條ニ歸
ル
忠平競馬
ヲ行フ
南院君忠
贈平馬ヲ
忠平本命
祭ヲ修ス
北山ニ始
メテ燈明
祭ヲ修ス
三元河臨
祭ヲ修ス

忠平東宮
ニ宿ス
五條ニ歸
ル

源當時ノ
修善
藤原清貫
ノ修善
清貫忠平
第二至ル
是忠親王
忠平ヲ訪
ハセラル

疾病、生死、

〔貞信公記抄〕 正月五日、痔發、

十日、癸酉、痔、

廿日、痔多等物不勘病者、

五月十八日、己卯、金掖丹令服病者、二丸又二丸、

十九日、乞假五依病者也、令泰舜師修善、

廿二日、癸未、丹又一丸令服、

廿五日、丙戌、金丹丸令服、

七月五日、午、開肉散哺服、

〔貞信公記抄〕 二月五日、少將子生、

忠平痔發

金掖丹ヲ
服ス

病ニ依リ
テ暇ヲ乞
フ

開肉散ヲ
服ス

少將ノ子
生ル

更衣某卒

禪師某寂

若狹守藤
原尹衡卒

續浦嶋子
傳記

〔貞信公記抄〕 五月廿四日、乙酉、泰師法了、右金吾令貞壽始修善、

廿五日、丙戌、○中(藤原清貫)左金吾令最律師修善始、

八月七日、左金吾來、

十一月八日、吏部王(是忠親王)稱病不謁、

廿六日、吏部王來、

六月廿七日、大輔更衣勞中頓滅、

閏六月六日、牛飼子乳母頓滅、

七月十八日、子時禪師遷化、

廿日、己酉、禪師葬、戊剋著服、少將、大德同著、

〔尊卑分脈〕 藤氏 貞嗣孫

道明

〔民〕 尹衡從五下、若狹守、延木廿七卒、母諸陵助橋房上女、

文藝、

〔續浦嶋子傳記〕

承平二年壬辰四月廿二日、甲戌、於勘解由曹局注之、坂上家高明耳、

浦嶋子者、不知何許人、蓋上古仙人也、(雖)齡過三百歲、形容如童子、爲人好仙、學與

祕術也、服氣乘雲、出於天藏之閭、陸沈水行、閉於地戶之扉、以天爲幕、遊身於六

合之表、以地爲席、遣懷於八埏之垂、一天之蒼生爲父母、四海之赤子爲兄弟、形

似可咲、而志難奪者也、獨乘釣魚舟、常遊澄江浦、伴查郎而陵銀漢、近見牽牛織

女之星、逐漁父而過汨羅、親逢吟澤懷砂之客、於是釣魚之處、曳得靈龜也、嶋子

心神恍忽不寤寐，浮於波上，眠於舟中，傲然之間，靈龜變化，忽作美女，絕世之美，麗希代尤物也。玉顏之艷，南威障袂而失魂，素質之閑，西施掩面而無色，眉如初月，出於蛾眉山，鑿似落星流於天漢水，雲髮峨々，不加芳澤，花容片々，無御鉛粉，猶驚鴻沐於綠波，同遊龍浴於碧海，纖軀雲聳，當散暫留，輕舄鶴立，將飛未翔，既而嫵媚形體，狎之千媚，而卒難敘繆綾，婉戀腰支，昵之百嬌，而忽不申繾綣，未知蓬嶺之仙娘，變靈龜與麗人，還疑巫山之神女，化朝雲與暮雨，然而遂鳴子問曰：神女有何因緣而變化來哉？何處爲居？誰人爲祖？神女曰：妾是蓬山女也。不死之金庭，長生之玉殿，妾之居處，父母兄弟在彼金闕也。妾在昔之世，結夫婦之義，而我成天仙，生蓬萊之宮中，子作地仙，遊澄江之波上，今感宿昔之因，來隨俗境之緣也。宜向蓬萊宮，將遂曩時之志，願令眼眠，鳴子唯諾，隨神女語，而須臾之間，向於蓬萊山，如夢如電，靈變難期，惚兮恍兮，幽暮易遷，陽候渡日，挾萊舟於天心，靈神蕩雲，而散花浪於海面，掣々洩々，未知所志之遠近，沆々悠々，不悟所遊之東西，遂一時眠之內，濟万里波上，而到蓬萊山脚也。於是神女與鳴子提携到蓬萊宮，而令鳴子立於門外，神女先入告於父母，而後與鳴子共入仙宮，神女整衣服，斂顏容，而動霧縠，以閑登於碧巖，奪水紈以徐步於玉砌，衣香馥々，似春風之送

百和香，珮聲鏘々，如秋調之韻，萬籟響，鳴子已爲漁父，亦爲釣翁，鶉衣不重，羽服似輕，然而志成高尙，陵雲而彌新，心存強弱，得仙而自健，宛如羽客乘風，仙娥上月，勝地閑敞，而洞裏幽玄也。其山爲狀，崔嵬而穿雲，瞻之目眩，將墜，岩嶺而陵波，登之情迷，失度，巍々隱天，俯觀雲雨，蕩々臨海，近翫滄浪，冰夷出波，而開鑿，紅妃臨岸而含嚔也。其宮爲勢，金臺玉樓，隆崇而崔嵬，紺殿綺窓，花麗而煥爛，金精玉英，敷於丹墀之內，瑤珠珊瑚，滿於玄圃之表，玉樹結根，而含葉開花，朱莖白蒂，煌々煥々，瓊林垂條，而結實散香，綠葉紫房，離々萋々，艷彩繽紛，飛香發越，感心動耳，迷魂奪精，其則清池之波心，芙蓉開脣而發榮，玄泉之涯頭，蘭菊含咲而不凋，誠是列仙之陬，神女之洞也。鳴子與神女共入於玉房，坐綺席，廻腸傷肝，撫心定氣，薰風吹寶帳，而羅帷添香，蘭燈照銀床，而錦筵加彩，翡翠簾褰，而翠嵐卷筵，芙蓉帳開，而素月射幌，不欲對玉顏，以同臨鸞鏡，只願此素質，以共入鴛衾，撫玉體，勤纖腰，述燕婉，盡綢繆，魚比目之興，鸞同心之遊，舒卷之形，偃伏之勢，普會於二儀之理，俱合於五行之教，無勞萱草，是可忘憂，不服仙藥，忽應驗齡也。其後神女之父母兄弟，與鳴子遞相嘉宴，或催三春之晚遊，或好九秋之夜宴，彈一絃之琴，歌萬種之曲，霓裳羽衣，而逍遙於紫府之黃庭，喻霧淩霞，而宛轉於絳青之碧落。

巖花四面，經四序而無凋，石鏡萬尋，送萬歲而不朽，優遊香樓之上，徙倚於飛觀之中，遊目於紫雲之外，棲心於清虛之間，或讀六甲靈飛之記，或誦萬畢鴻寶之書，朝服金丹石髓，是分百種千名也，暮飲玉酒瓊漿，亦有九醞十旬也，九光芝草，駐老之方，百節昌蒲，延齡之術，飲一盃仙藥之處，得長生之錄也，嘗九轉靈丹之內，尋不死之庭也，於是子英之赤鯉，逐波而飛昇，緱氏之白鶴，凌雲而翔集，志高於淮南之雲中望，鷄犬感深於鼎湖之空際，隨鳥號，所謂學者似牛毛，而得者罕於麟角之道也，神女與鳴子相談曰：不可極樂，不可盡嘉，閑思合離之道，稍覺榮衰之理，況至于彼愛水之浮千河，毒灘之樊十山，而愛別之變難盡，生死之運無窮也，我依宿昔之因，盡當時之緣也，妾漸見鳴子容顏，累年枯槁，逐日骨立，定知雖外成仙宮之遊宴，而內生舊鄉之戀慕，宜還故鄉，尋訪舊里，鳴子答曰：久侍仙洞之筵，常嘗靈藥之味，目視花麗，耳聞雅樂，何非樂哉，亦不幸哉，抑神女爲天仙，余爲地仙，隨命進退，豈得逆旨哉，神女曰：吾聞君子贈人以言，小人贈人以財，雖我非君子，而適得仙骨也，將贈子以言，鳴子曰：諾，神女送詞於鳴子，而告言：若還故鄉，莫好青色，勿損真性，五聲八音，損聽之聲也，鮮藻艷彩，傷命之色也，清醪芳醴，亂性之毒也，紅花素質，伐命之鋒也，鳴子若守此言，永持誠者，終萬歲之契，遂

再會之志，亦以繡衣被鳴子，而送玉匣，裏以五綵之錦，繡絨以萬端之金玉，而誠鳴子，若欲見再逢之期，莫開玉匣之絨，言畢約成，而分手辭去，各成訣別之詞云：嗟會難離易，古人所歎也，携手徘徊，撫胸踟躕，仰洞裏之幽遠，而共聽晚風，視仙宮之詭恠，而同乘曉月，颯々翠嵐，銷魂之媒介，蘇々素波，驚骨之指南，去丹房而丹誠易感，辭紅花而紅淚無從，足往心留，良會永絕，鳴子乘舟，眠目歸去，忽到故鄉，澄江浦，而廻見舊里，草田變改，而家園爲河濱也，水陸推遷，而山岳成江海也，故鄉荒蕪，閭邑絕煙，舊塘寂寞，道路無跡，依倚於山脚，而翠嵐驚心，彷徨於巖腹，而薜蘿侵頂，僅遇於洗衣老嫗，而問舊里故人，嫗曰：我年百有七歲，未聞鳴子之名，唯從我祖父之世，古老口傳，而經數百歲，傳來語曰：昔有水江浦，鳴子者，而好釣乘舟，久遊江浦，遂不歸來，蓋入海中也，唯未知經幾數百歲，誰人再來，更稱鳴子哉，從祖父以往，聞名僅傳也，況玄孫之末世，白頭老嫗，縱雖聞名，豈易知面哉，於是鳴子知仙洞之裏，遊覽之間，時代遙謝，人事沿革，而悲歎舊鄉之遷變，想像仙遊之未央，戀慕之情，胸臆似春，悲哀之志，心府如割，不堪悲戀，而忽開玉匣，子時紫雲出於玉匣，指蓬山飛去也，鳴子玉匣開之後，紫雲飛去之處，老大忽來，精神恍惚，而歎息曰：嗟妬哉，嗚悲哉，違神女一諾之約，而失仙遊再會之期，紅淚千

浦嶋子傳

續浦嶋子傳記八十
二月朔日
其辭

行濕白鬢丹誠萬緒亂絳宮其後鳴金梁而飲玉液喰紫霞而服青衫延頸鶴立
遙望鼇海之蓬嶺馳神鳳時遠顧仙洞之芳談飛遊巖河而隱淪海浦也遂不知
所終後代號地仙也所謂浦嶋子傳古賢所撰也其言不朽宜傳於千古其詞花
麗將及於萬代而只紀五言絕句二首和歌更無他艷因之不堪至感代浦嶋子
詠七言廿二韻以三百八字成篇也名曰續浦嶋子傳記于時延喜二十年庚辰
朧月朔日也雖思風發於詞林而纖枝不振葉雖言泉添於筆海而查浪未開花
當時之墨客後代之詞人幸恕素懷莫以盧胡其辭曰

嶋子釣舟龜媛芳 浮波遊蕩類查郎

去時山鶴鳴遺響 別裏嚴花凋失香

薄暮自成兩處恨 清晨欲斷九迴腸

追句穿眼拭紅淚 送歲焦肝累白藏

楊柳眉生愁萬數 芙蓉臉落淚千行

可憐守節妾留室 盍歎銜慈母在堂

君志竹筠宜不變 我思松柏豈應忘

念如流水逐霄激 怨似繁星迎夕涼

鏡面獨鸞何舞蹈 梁頭雙鷺散翺翔

鴈傳錦字表新意 身被繡衣還故鄉

只有華門金菊艷 忽無玉匣紫雲光

露前閑踏庭苔綠 風後俄悲峯樹黃

澗戶懸泉霑領袖 柴扉厚霧濕裘裳

桑田紛錯趣三族 閩邑荒蕪迷四方

俯地馳神臨絕壁 仰天抱影顧連崗

沈吟俗境憤猶積 想像仙宮悅未央

野外怨依聞蟋蟀 洞中悽爲伴鴛鴦

煙霞眇々淺深黛 江浦茫茫遠近望

湖上骨驚同瓦礫 海邊涕溢漲滄浪

遣懷老至捕朝景 搔首老來拂曉霜

憎比目魚胸臆苦 妬交心鳥感情傷

遙尋舊里草間宿 夢見蓬萊秋夜長

詩歌各十
四首

依有餘興詠加和歌絕句各十四首浦嶋子之詠四首

延喜二十年雜載

延喜二十年雜載

水乃江、浦嶋子加、玉匣、開天乃後曾、久厄子、鴈氣留、
 水江嶋子到蓬萊、戀慕故鄉排浪廻、
 龜媛哀憐相別後、猶開玉匣萬悲來、
 玉匣、開行雲丹後、井低、海人津夜曾爾毛、成爾氣留鉞、
 玉匣忽開老大催、淚霑白髮臥青苔、
 紫雲眇々指天去、萬里悲心若死灰、
 結手師、心緒弱、解染手、指南乃雲爾、後塗鉞、
 神女契期送繡衣、還來舊里紫雲飛、
 蓬山別後心恨苦、夢裏精神每夜歸、
 世間緒、思海塗、我身庭、老乃波佐部、立曾波利氣留、
 別離仙洞出珠簾、岐路還思比翼兼、
 嶋子低頭流落淚、海邊波浪眼前添、
 舊里母、見師多良智目毛、失丹氣利、我身毛露砥、滅矢羽手南、
 故鄉親友桑田變、朝露棲枝草木滋、
 四面絕隣人物異、唯殘松樹女蘿繁、

逢事乃、雲井遙丹、阻禮羽、心曾虛爾、思成塗、
 辭去蓬山趣故鄉、白雲飛起碧天涼、
 荒蕪閭邑絕人跡、獨立心神馳四方、
 戀敷丹、負雲井丹、成寢波、結師節緒、違津禮羽否、
 難堪戀慕思無窮、遙阻雲邊望碧空、
 可惜違期忘約契、忽開玉匣背仙宮、
 綿之原、波之鹽里緒、憑低屋、指南乃雲緒、先遣氏介畢、
 仙舟浮海猶遊翁、波上閑眠宛似夢、
 尋到故園山容變、指南雲去篋中空、
 玉匣、籠垂物緒、開多禮者、我身柄砥羽、輪舊成介利、
 仙宮玉匣入精神、感意難停戀美人、
 情念開絨光燦爛、化雲飛處失魂身、
 乍夢、不覺物緒、玉匣、開禮羽、我爾、成氣留物緒、
 嶋子夢通仙女神、曉來覺悟意無申、
 眼眠心苦難安寢、雖到舊閭落淚新、

延喜二十年雜載

已上浦嶋子之詠十首畢

紫雲乃歸緒見柄丹何我袖乃紅丹染
蓬山女覺紫雲心袖裏千行紅淚深
臥地呼天釵忽落感腸易斷淚難禁
海童乃波乃立出天別師緒夜々獨怨手曾寢
遙浮海渚萊舟去流盼波頭怨恨深
難會易離誰不苦焦心夜々淚霑襟
世緒海天我泣淚澄江丹紅深木波砥與賴南
難忘舊里查郎去別後絕逢戀慕催
泣血成河添海上染波紅淚打江涯
今世逢事難成沼禮羽後世丹谷相見手師飽
離襟心折似夢中玉匣開來傳浪風
雲隔仙宮千里外結緣後世得相逢
已上龜媛之詠四首訖

延喜二十一年辛巳

正月大戊子朔盡

一日戊子節會朝賀ヲ停ム、
〔扶桑略記〕二十四裏書 正月一日戊子无朝賀天皇御南殿、
醍醐天皇下
二日己丑詔旨勅書ノ覆奏ヲ遵行セシム、

〔符宣抄〕

別本

可依正條遵行詔旨勅書覆奏事
云々詔書勅書覆奏宣行之例令條已明也而年來所方乃行勅書稱有御書兼方偏注
宣以覆奏改違命之例正也□條遵行者外記、

延喜廿一年正月二日

〔西宮記〕

臨時勅書事

上卿奉勅令內記作勅書○中延喜廿一年宣旨云勅書准

式中務覆奏云々

三日庚寅仁和寺二朝觀行幸アラセラル、

〔近衛家文書〕

勅例

代々朝觀行幸年々

醍醐天皇

延喜二十一年正月一日 二日 三日

延喜二十一年正月四日 七日

同廿一正三庚寅行幸仁和寺

四日、辛卯童親王等拜觀セラル、

〔西宮記〕正月上拜觀事 延喜廿一年正月四日兼輔朝臣申童親王等參狀

即御倚子親王等入自仙華門至仁壽殿西砌下拜舞（依）依雨不立庭中了召出之

給酒祿云々○撰集秘記同シ

七日、甲午節會、敍位、

〔日本紀略〕醍醐 正月七日甲午節會

〔公卿補任〕四

大納言從三位藤定方四十右大將按察使正月七日正三位○古今和歌集目錄同シ

中納言從三位藤清貫五十民部卿正月七日正三位

參議從四位上橘澄清六十左大辨勘解由長官正月七日正四下○辨官至要抄同シ

藤保忠三十右大辨正月七日正四下○辨官至要抄同シ

〔公卿補任〕延長五年 參議從四位下平伊望四十同廿一正七從四下

〔公卿補任〕延長八年 參議從四位上平時望五十同廿一正七從四下

〔公卿補任〕承平元年 參議從四位下藤實賴三十廿一年正月七日從五位

仁壽殿前
二拜舞ス
酒祿ヲ賜フ

上、廿二

〔藏人補任〕

藏人修理亮良岑仲遠 正月七日敍

左近將監藤有好 正月七日敍近衛勞

〔外記補任〕二 大外記外從五位下御船有世 正七敍

〔敍位除目執筆抄〕同廿一正六敍位 執筆

〔慈眼院關白白馬節會次第〕一敍位宣命使有上階之時用參議例○中略

同廿一年

勅書覆奏、

〔北山抄〕六備忘略記 延喜廿一年正月七日御記云掌侍有子奏中務省

覆奏去廿一日勅書依令即奏所給勅書即返給也

八日、乙未後七日御修法、

〔覺禪鈔〕七雜部 宮中真言修法院

供奉正月後七日 御修法事

合

延喜二十一年正月八日

近衛ノ勞

延喜二十一年正月八日

奉誦

寶生如來真言四萬八千返
 佛眼真言四萬八千返
 不動明王真言六萬八千返
 大吉祥天真言六十五萬百廿返
 護摩真言六萬六千返
 聖天真言一萬四千返
 大日尊寶號三萬五千返
 藥師寶號三萬五千返
 觀音寶號三萬五千返
 奉供
 胎藏大壇廿二度
 息災護摩壇廿二度
 增益護摩壇廿二度
 五大明王壇廿二度

觀賢奉供

聖天壇十四度

十二天壇廿二度

神供三度

右依例正月後七日夜間奉爲國家至誠奉供如件

延喜廿一年正月十五日

阿闍梨權大僧都法眼和尚位觀賢

十八日乙巳賭弓

〔日本紀略〕醍醐天皇正月十八日乙巳於射場賭射

二十日丁未諸國不堪佃田等二依リテ、内宴ヲ停ム、

〔日本紀略〕醍醐天皇正月廿日丁未停内宴依諸國不堪佃竝去年咳病也、

○咳病發ルコト二十年是春ノ條ニ諸國ノ疾病ヲ禳ハンガ爲メ臨時
 御讀經ヲ修スルコト同年閏六月十四日ノ條ニ咳病ヲ禳ハンガ爲メ
 祇園社ニ奉幣スルコト同月二十三日ノ條ニ旱魃咳病等ニ依リテ相
 撲節ヲ止ムルコト同年七月是月ノ條ニ諸國ノ損不堪田竝ニ咳病等
 ニ依リテ重陽宴ヲ停ムルコト同年九月九日ノ條ニ咳病ヲ祈ルニ依
 リ十二社ニ報賽スルコト同年十一月二十一日ノ條ニ見ユ、

延喜二十一年正月十八日 二十日

二十五日主勘解由使、内外官交替式ヲ奏進ス、

〔延喜交替式〕

勘解由使謹奏

内外官交替式事

延曆中交
替式ヲ撰
ブ貞觀九
年新定内
外官交替
式ヲ撰
諸司式ニ
准シ毎條
凡例ヲ立
ツ軸

右交替式者、延曆中中所撰、其文咸出律令、所以壹吏耳目、斷官諍訟也、至于貞觀九年、續亦抄内後事、往々加案、解釋義、改號新定内外官交替式、今之所行、則斯文焉、爾降時更四代、歲踰五旬、或弛乍張、隨事多變、加以伏見先後所撰、抄略數書、混成一部、名雖稱式、實是似格、況一事重出、兩案竝存、又其撰修頗有遺漏、披閱之處、暗移圭陰、行用之間、互起管見、仍敍由緒、先奉處分、而後搜集遺文、□勒新制、准之諸司式、每條立凡例、約成一軸、名曰内外官交替式、使等學滯一隅、才昧三尺、叨備司存、敢事筆削、還恐丹寸之攸不及、猶使黃中而有未通、辱以上聞、伏俟聖斷、謹奏、

延喜廿一年正月廿五日

參議左大辨從四位上兼行長官播磨權守橘朝臣清澄（澄清）

從五位上行次官兼丹波介藤原朝臣久貞

次官從五位下藤原朝臣諸蔭

大納言正（三カ）二位兼行民部卿藤原朝臣清貫

〔本朝法家文書目錄〕

式交替 内外官交替式 延喜廿一年正月廿五日、勘解由使奏聞、

〔本朝書籍目錄〕

政要 内外官交替式 延喜廿一年正月廿五日、勘解由使奏進、

○勘解由使ヲシテ、交替式ヲ修撰セシムルコト、十一年五月四日ノ條ニ、勘解由使ニ天長格抄ヲ貸與スルコト、十二年八月二十三日ノ條ニ、官曹事類大同抄ヲ貸與スルコト、十四年十月十六日ノ條ニ見ユ、

贈太政大臣時平ノ子敦忠、殿上ニ於テ元服ヲ加フ、

〔日本紀略〕

醍醐 正月廿五日、壬子、贈太政大臣藤原朝臣時平第三息男敦

敘爵

忠、於殿上加元服、敍從五位下、

〔公卿補任〕

天慶二年 參議從四位上藤敦忠、三十 延喜廿一正廿五從五下、

〔西宮記〕

臨時八 臨時宴遊 延喜廿一正廿五、藤敦忠於殿上加元服、右兵衛兼茂、理髮、大 右少將伊衡以白紙唱敦忠又拜舞、

理髮
加冠
伊衡
以白紙
唱
敦忠
拜舞

〔新儀式〕

殿上 臨時下 又有功公卿子孫元服之日、或有被敍位、延喜廿二年敦忠例也、

〔柱史抄〕

位下 帝王部 爲位記代事

延喜二十一年正月二十五日

地紙ヲ位
記ノ代ト
爲ス

年十六
童名

延喜廿一年正月廿五日、未刻小舍人敦忠加元服、即仰令授從五位下、參入侍所、令右近少將伊衡唱鼓之、伊衡進跪御前階、展紙鼓之、倉卒不書位記、地紙爲位記代、是則先例也。

〔三十六人歌仙傳〕

權中納言從三位藤原朝臣敦忠、廿一年延喜巳、敍從五位下、十六、於殿上加元服、童名卜平君

三十日、除目、

〔公卿補任〕四

大納言正三位藤清貫、四正月卅日任、民部卿如元、
中納言從三位同仲平、七春宮大夫、左兵衛督、正月卅日遷左衛門督、〇

今和歌集大夫如元、目錄同之。

源當時、五正月卅日任、今日從三位、止使別當、同之。

橘澄清、六正月卅日任、同日從三位、〇辨官至、要抄同之。

權中納言從三位藤保忠、三正月卅日任、即日從三位、〇辨官至、要抄同之。

參議從四位上同恆佐、二左近中將、正月卅日兼右衛門督、

源悅、六正月卅日兼左大辨、止卿大夫等、〇辨官至、要抄同之。

從四位下藤邦基、八正月卅日任、同日轉右大辨、

從四位下藤兼輔、五正月卅日任、〇藏人補任、三十六人歌仙傳、古今和歌集目錄同之。

〔公卿補任〕四 延長元年 參議從四位上藤扶幹、六同廿一正卅左中辨、

〔公卿補任〕四 延長五年 參議從四位下平伊望、四卅日兼春宮亮、

參議從四位下平伊望、四卅日兼春宮亮、

從四位上橘公賴、五同廿一正卅左中將、

〔公卿補任〕四 延長八年 參議從四位上平時望、五卅日修理大夫、〇辨官至、要抄同之。

〔公卿補任〕五 承平元年 參議從四位下藤實賴、三卅日兼備前介、

〔公卿補任〕五 承平四年 參議正四位下源是茂、五廿一年正卅兼讚岐權守、

參議正四位下源是茂、五廿一年正卅兼讚岐權守、

從四位上紀淑光、六廿一年正卅左少辨、

〔公卿補任〕五 天曆五年 參議從四位上源正明、九廿一年正卅左馬頭、

〔公卿補任〕五 天曆八年 參議正四位下源兼忠、四廿一年正卅備中權守、

〔藏人補任〕 藏人修理亮良岑仲遠、同卅日任內藏助、

〔外記補任〕二 大外記外從五位下御船有世、卅日美作介受領、

延喜二十一年正月三十日

當麻有業 正卅任、

少外記春江時範 正卅任、元左馬權少屬、五十二、
權少外記坂上恆蔭 正卅任、大學少允、進士、卅三、

〔古今和歌集目錄〕

庶人 源惠 廿一年正月卅日兼山城守、

平中興 廿二年正月卅日任美濃權守、

藤原忠房 廿二年正月卅日任大和守、

坂上是則 廿一年正月卅日任大内記、○三十六人歌仙傳同シ、

〔中古歌仙三十六人傳〕兼覽王 廿一年正月三十日任大和權守、○古今和歌集目錄

〔勅撰作者部類〕

自帝王至 躬恆 延喜廿一年正卅任淡路權掾、

〔中右記〕嘉承元年十二月廿七日、甲申、中略、○今夜俄可有除目者、○中略

左右大辨一度任中納言例略

澄清 保忠 延喜廿一年、

〔敍位除目執筆抄〕

同廿一正廿七日縣召、眼、卅入、執筆、右大臣忠平、

〔貫之集〕

○歌仙家集本 藤原兼輔の中將、さいさうになりて、よろこひに

紀貫之兼
輔ノ昇進
ヲ祝ス

至りたるには、はしめて咲たる紅梅を折て、今年なん咲はしめたるといひ出したるに、

春毎に咲まさるへき花なれば、ことしをもまたあかすと見る

〔公卿補任〕

天曆二年 參議正四位下平隨時、五十廿一年正月式部少丞、

〔外記補任〕

二 大外記從五位下伴久永 讚岐權掾、正月補侍從、

〔類聚大補任〕

醍醐 祭主安則 正月兼伊勢權守、

〔二所太神宮例文〕

第九 大宮司次第

良扶 少司穿雄一男、延喜廿一年正月廿三日任權大司、

〔二中歷〕

儒者辨 菅淳茂 延喜廿一年、

〔古今和歌集目錄〕

庶人 凡河内躬恆 寬平六年二月廿八日任甲斐權少

目、延喜七年正月十三日任丹波權大目、子御厨、同十一年正月十三日任和泉權

掾、延喜四年大井行幸和歌署所注、散位凡河内躬恆、伴日、題九、讀人六人、每題

各一首、但躬恆除鶴洲立之外、每題獻二首、○三十六人歌仙又副一首也、

〔後撰和歌集〕

春歌下 延喜の御時、殿上のをのこものなかに、めしあけ

延喜二十一年正月三十日

二八七

凡河内躬
恆ノ傳
官歴

昇殿ヲ聽
サル

淡路掾

られて、おの／＼かさしきしける序に、凡河内躬恆
釵せども老も隠れぬ此春そ花のおもてはふせつへらなる

〔後撰和歌集〕

雜歌一

淡路のまつりこと人の任はてゝのほりまうてき

躬恆

引植ゑし人はむへこそ老にけれ松の小高くなりける哉○躬恆

〔勅撰作者部類〕

自帝王至
庶人之部

躬恆 五位先祖不詳淡路權掾凡河内諶利男

〔大和物語〕

上

躬恆か院（宇多）によりて奉りける

諶利ノ男
字多上皇
進ス
ニ歌ヲ詠

立よらん木下もなきつたのみは常盤なからに秋そかなしき○中

同し帝（醍醐）の御時躬恆をゆして月のいとおもしろき夜御遊などありて月を

醍醐天皇
御遊ニ
召サル

弓はりといふは何の心を其由仕うまつれと仰給ひければみはしのもと
にさふらひてつかうまつりける

照月を弓張としもいふことは山へをさしていれは成けり

祿ヲ賜ハ
ル

ろくにおほうちきかつきて又、
白雲のこのかたにしもおりるは天津風こそ吹てきつらし

〔大鏡〕

八

おなし御時に御あそひありし夜こそせんのみはしらもとにみ

和歌ノ道
ニ聽サル

つねをゆして月をゆみはりといふ心はなにのこゝろそこれかよしつか
うまつれとおほせ事ありしかは○歌略ス大和
と申たるをいみしう感せさせ給ておほうちき給てかたにうちかくるま
まに○歌略ス大和
いみしかりしものかなさはかりのものをちかうめしよせて勅祿たまは
るへき事ならねどそしり申人のなきも君のをもくおはしましまたみつ
ねか和歌の道にゆるされたる事こそおもひ給へしか彼あそひどもの歌
よみしを感給へるはさを侍る

〔俊頼口傳集〕

下

白雲の下居山と見えつるは高根の花や散紛ふ覽

是は忠岑に春の歌奉れと宣旨ありけるにつかうまつりける歌也躬恆是
を聞て府生おほきにあやまてりいかてか宣旨によりて奏する歌におり
るとはよまむ御門を雲の上とは申に位さらせ給ふをはおりおさせ給
ふと申雲おりるといひてすゑにちりまかふらんとよめりさやうのこ
とあやまたるへき物にあらずこれしかるへき事にあらざる也と申ける

躬恆忠岑
スノ歌ヲ評

石山御幸
ニ歌題ナ
屏風障子
ニ書ス

延喜二十一年正月三十日

二九〇

〔躬恆集〕

同十六年九月廿二日（延喜）遠江介のせうそくに（字多）法皇明日石山に御幸

有へし、いとまあらは、けふ中（のし）にくへしと云々、仍まかりたれば、屏風障

子あり、これに所々のおもむきを題すへきとあれば、よのうちにかく

へし、其題も汝かけとあり、いなふれと（詞）あれはかき侍りぬ、法皇、

御舟にて瀬田にのほらせ給ふ、橋の本に舟つなきて、介けふ物とも奉

る、介かたらひて舟にのりて、御舟にくしてさふらふへしと、則此歌、

いつみにて沈みはてぬと思ひしをけふそあふみに浮ふへらなる

その屏風障子に歌、所々の題にしたかふ、

足引の山への道はいかなれやゆくともみれとも過かてにする

我よりも先に生ぬる松なれば千とせの後にあはさらめやは

梅花さきてかひなき興つ波立よりてたにみる人もなし

あまのゝるたなゝしを舟あともなく思ひし人を恨つるかな

もしほやくあまのたく火の煙より思ふかたには立のほりけり

山里に年はふれとも瀧つせのはやく我みし人たにもこそ

其歌

勅ヲ奉
テ歌ヲ上

下にのみもえわたれとも打はへて我おもひをはけつ人もなし
紅葉ちる秋ならずとも棹鹿は山のねたかく今もなかなん
紫の色しこければ藤の花松のみとりもうつろひにけり
かへる鴈雲路のたひにくる時は何をか草の枕にはする
さらしな山より外にてる時もなくさめかねつこの比の月

〔古今和歌集〕

夏歌 さふらひにて、をのことも酒たうへけるに召して、

郭公まつ歌よめとありければよめる、躬恆

郭公聲も聞えず山ひこはほかに鳴く音をこたへやはせぬ

〔躬恆集〕

ある所のさふらひに、酒たひけるにめしあけられて、ほとゝきす

をよめと侍ければ、

かれはてんことをはえらて夏草のふかくも人をたのみける哉

卯花のうしや我身よ時鳥まはしどはせて鳴つゝもみん

今はゝや鳴もしぬらむ時鳥あやなくけふをなきてかへらむ

〔袖中抄〕

十六 ありす川

或人云、うつまさより法輪へまいる道にある川を云也、されは嵯峨野行幸

延喜二十一年正月三十日

二九一

嵯峨野行
幸ニ供奉

に、躬恆歌云、此河をは何とか云と問はせ給ければ、
いさしらすみつねはこゝにありす河君かみゆきにけふこそはみれ
私云、これは僻事也、北野行幸の時、本院のほとりなるありす川にて、みつね
は詠此歌歟、

〔玉葉和歌集〕夏三歌 延喜五年、内より仰事によりて、奉りける屏風の歌に、
躬恆

われ聞きて人にはつけむ時鳥思ふも著くまつこゝに鳴け
〔續古今和歌集〕賀二十歌 延喜十五年の御屏風の歌、
躬恆

千世をふる松に懸れる苔なれば年のを長くなりける哉
〔拾遺和歌集〕春一 同し御時、屏風に、
躬恆

降る雪に色はまかひぬ梅の花かに社似たる物なかりけれ
〔拾遺和歌集〕夏二 延喜の御時、月次の御屏風に、
躬恆

神祭る卯月に咲ける卯花は白くもきねかしらけたるかな

勅ヲ奉シ
テ御屏風
ノ歌ヲ上ル

〔拾遺和歌集〕秋三 延喜の御時、御屏風に、
躬恆

ひこ星の妻まつ宵の秋風にわれさへあやな人そこひしき
同し御時、御屏風に、
躬恆

何處にか今宵の月のみえさらむあかぬは人の心なりけり
〔拾遺和歌集〕雜十六春 延喜の御時、月次の御屏風のうた、
躬恆

櫻花わか宿にのみありと見はなき物くさは思はさらまし
〔拾遺和歌集〕雜十七秋 延喜の御時、月次の御屏風のうた、
躬恆

かりてほす山田の稻をほし侘ひて守る假庵に幾夜へぬ覽
〔玉葉和歌集〕春二歌下 延喜の御時の御屏風に、
躬恆

水の面にうきて流るゝ櫻花いつれをあわと人は見るらむ
〔新古今和歌集〕春一歌上 延喜の御時、御屏風に、
凡河内躬恆

延喜二十一年正月三十日

二九四

春雨のふりそめしより青柳の絲のみどりそ色まさりける

〔續千載和歌集〕春歌上 延喜の御時、御屏風に、
躬恆

梅か枝になく鶯のこゑ聞けと山には今日も雪は降りつゝ

〔續千載和歌集〕春歌下 延喜の御時の御屏風に、
躬恆

ひとりのみ見つゝそ忍ふ山吹のはなの盛にあふ人もなし

〔躬恆集〕上 歌仙家集本 内御屏風の歌、子の日、

ねたくわれ子の日の松にならましをあなうらやまし人にひかるゝ

内御屏風に、

流れゆくもみちのいろのふかければたつ田のかはゝ淵瀬ともなし

〔後撰和歌集〕十六 延喜の御時、ごきの藏人のもとに、奏しもせよとお

ほしくて、つかはしける、
躬恆

夢にたに嬉しともみは現にてわひしきよりは猶勝りなむ

〔古今和歌集〕四 秋歌上 かむなりのつほに人々集まりて、秋の夜惜む歌よ

藏人ニ遣

雷鳴壺ノ
歌會ニ列

宮中ニテ
時鳥ヲ聞

大和ニ赴

宇治ニ赴

甲斐ニ下

みけるついでによめる、

躬恆

かく計をしと思ふ夜を徒にねて明すらむひとさへそうき

〔躬恆集〕下 歌仙家集本 宮うちにて、ほとゝきすをきゝて、

ひさかたの空ちかければほとゝきす雲井のこゑのとほからぬかな

〔後撰和歌集〕春歌上 しはすはかりに、大和へ事につきてまかりける程

に、宿りて侍りける人の家のむすめを思ひかけて侍りけれとも、やむ

ことなき事によりて、まかりのほりにけり、あくる春、親の許に遣しけ

る、
躬恆

春日野におふる若菜を見てしより心を常に思ひやるかな

〔新拾遺和歌集〕冬歌 宇治に罷りて侍りける時よめる、
躬恆

河上に時雨のみふる網代にはもみち葉さへそ落増りける

〔古今和歌集〕九 羈旅歌 甲斐の國へまかりける時、道にてよめる、
躬恆

夜を寒みおく初霜をはらひつゝ草の枕にあまたゝひねぬ

延喜二十一年正月三十日

二九五

延喜二十一年正月三十日

二九六

〔古今和歌集〕

九 羈旅歌

こしの國へまかりける時、白山を見てよめる、

躬恆

消果つる時しなけれは越路なる白山の名は雪にそ有りける

〔古今和歌集〕

八 離別歌

あひしれりける人のこしの國にまかりて、年へて

京にまうてきて、又歸りける時によめる、

凡河内躬恆

歸山河そはありてあるかひはきても留らぬ名にこそ有りけれ

〔古今和歌集〕

一 春歌上

かりのこゑを聞きて、越へまかりける人を思ひて

よめる、

凡河内躬恆

春くれは雁歸るなり白雲の道ゆきふりにことやつてまし

〔續古今和歌集〕

九 離別歌

東のかたにまかりける人につかはしける、

躬恆

足柄の山路はみねとわかれなは心のみこそ行きて歸らめ

〔拾遺和歌集〕

九 雜下

躬恆、忠岑にとひ侍りける、

參議伊衡

白露は上より置くをいかなれは萩の下葉のまつもみつ覽

こたふ

躬恆

小男鹿のしからみふする秋萩は下葉や上になり返るらむ略中

又とふ

これひら

千年ふる松の下葉の色つくはたかしたかみに懸て返すそ

こたふ

躬恆

松といへは千年の秋に逢來れは忍ひにおつる下葉也けり

またとふ

これひら

白妙のしろき月をも紅の色をもなとかあかしといふらむ

こたふ

躬恆

昔よりいひしきにける事なれは我らはいかゝ今は定めむ

又とふ

伊衡

影みれは光なきをも衣ぬ糸をもなとかよるといふらむ

こたふ

躬恆

うは玉の夜は戀しき人に逢て糸をもよれば逢ふとやはみぬ

延喜二十一年正月三十日

二九七

延喜二十一年正月三十日

二九八

又とふ

これひら

夜晝の数はみそちにあまりぬをなと長月といひ始めけむ

こたふ

躬恆

秋深み戀する人の明しかね夜を長月といふにやあるらむ

〔躬恆集〕

山のほとり尋ぬる道に、さうのいへあり、紅葉ちりしきたり、せん

さいに花すゝき、風にしたかひてなひく、人をまねくにたり、源少將

馬よりおりて、

人しれぬ宿になうゑそ花すゝき招けはとまる我にやはあらぬ

そうにかはりて、

今よりは植こそまさめ花すゝきはいつる時そ人よりきける

七日の日の朝（紀貫之）美濃守におくる、

君にあはてひと日ふつかに成ぬれは我彦ほしの心ち社すれ

かへし

あひみすてひと日も君にならねは柵機よりは我をまさされる

〔紀貫之集〕

八別部 躬恆かもとにまかりて、つとめて、

紀貫之
贈答ス

ちらぬほどに一枝もかな櫻花君かゝたみにけさみまくほし

みつね返し

わかこひて見んとないひそ櫻花ふりにし雪のかたみともいへ

〔紀貫之集〕

十雑部 凡河内躬恆か、月おもしろき夜、來るによめる、

かつ見れとうとくも有かな月影の到らぬ里はあらしと思へは

躬恆か

まことなき物と思ひしを偽に泪はかねてをときゝらまし

とある返し

をしからぬ命なりせは世中の人の偽に成もしなまし

七日の朝に、躬恆かもとに、

君にあはてひとひふつかに成ぬれは今朝彦星の心ちすらしも

とある返し

あひみすてひとひも君にならねは織女よりも我をまさされる

あくる年の七夕の後の朝に、躬恆かもとに送れる、

朝戸明てなかめやすらん織女はあかぬ別の空をこひつゝ

延喜二十一年正月三十日

二九九

延喜二十一年正月三十日

三〇〇

躬恆かもとに(よりカ)

草も木もふけはかれゆく秋風にさきのみまさる物思の花
とある返し

〔忠峯集〕

みつねとよみかはせる、

待ほとはたのみも深し夜をこめておきて別るゝことはまされり

躬恆とよみかはせる、

鳥の子はかさねてしはし有ぬとも人を頼まんこのはかなさ

〔古今和歌集〕

十八 雑歌下

むねをかのおほよりか、こしよりまうてきたりけ

る時に、雪の降りけるを見て、おのかおもひは、此雪のことくなむ積れ
ると、いひける折によめる、

君か思ひ雪と積らは頼まれず春より後はあらしと思へは

かへし

宗岳大頼

君をのみ思ひ越路の白山はいつかは雪のきゆるときある

〔躬恆集〕

同年(延喜十八年)

の九月廿八日、殿上の人々ちきりて、いち(つゝ)しく山のほとりに

壬生忠峯
ト贈答ス

宗岳大頼
ト贈答ス

左近衛少
將ニ贈ル

友ニ贈ル

女ニ贈ル

晦日ノ夜
雨ノ降ル
ヲ見テ

行てありけんなどちきりしに、さこの少將其日になりて、ほのくさ
はりありてきたらす、二首の歌をつかひにつけて送る、

いつしかとまつしるしなき紅葉はの己かちりくなりやしなまし
宮人の数はしりにき女郎花いくらとゝはゝいかゝこたへん

〔後撰和歌集〕

春一 雑歌上

子日しにまかりける人のもとにおくれ侍りて、つ

かはしける、

躬恆

春の野に心をたにもやらぬ身は若菜はつまで年を社つめ

〔玉葉和歌集〕

十七 雑歌四

なき人を戀ひて、歌贈れりける人の返事に、

躬恆

なきを社君は戀らめ年ふれはあるも悲しき物にそ有ける

〔後撰和歌集〕

十一 雑歌三

同じ所に宮つかへし侍りて、常に見ならしける女

に遣はしける、

躬恆

伊勢の海に汐やく蟹の藤衣なるとはすれとあはぬ君かな

〔躬恆集〕

同年(延喜十八年)

晦日の夜、雨の降をみて、

おにすらも宮のうちとてみのかさをぬきてやこよひ人にみゆらん

延喜二十一年正月三十日

三〇一

延喜二十一年正月三十日

三〇六

ありけり(けはし)さてあひ(あ)ともに便宜(べんぎ)をまたれけるほどに、二三日有て、俊頼参りたりけり、帥此こと語り出て、はしめ争ひそめしより、院の仰のおもむきまで、かたられければ、俊頼聞て、度々打うなつきて、躬恒(はし)をば、なあなつ(つ)らせ給ひそといふ、帥思ひの外におほえて、されはつらゆきかをと侍るか、ことをきり給へきなりとせめられければ、た(はな)おなしやう(か)に、躬恒をばあなつらせ給ましきそといはれければ、おほやうことから聞え侍にたり、をのれかまけになりぬるにこそとて、からきことにせられけり、まことに躬恒かよみくち、ふかく思ひ入たるかたは、又たくひなきものなりとぞ、

〔八雲御抄〕

用意部 第四に古歌をとる事略〇中

躬恒か、老もかくれぬこの春のよめる、すこしちかき世のためし也、

第六によく／＼思惟すへき事略〇中

躬恒、忠岑まことに此道聖也、

〔奥義抄〕

上 貫之、躬恒はなかころの上手なり、今の人のよむは此流なり、

〔群書一覽〕

四 家集類 躬恒集 一卷

延喜時代のうた多く入たり、此集異本あり、

〔續後撰和歌集〕

十七 雑歌中

家に侍りける桂の木を、亭子院に掘りて奉ると

てよめる、

躬恒

ことの葉を月の桂の枝なくは何につけてか言につてまし

〔新千載和歌集〕

四 秋歌上

是貞親王の家の歌合に、

躬恒

宵々に秋の草葉におく露は玉とぬかむと、れは消えつゝ

〔躬恒集〕

上 〇歌仙家集本

えき十二年、女(宣子内親王)二宮の御屏風のわかなへ、

ゆくさきはまた遠けれとなつ山の木のしたかけはたちうかりけり

〔拾遺和歌集〕

二 夏

女(勤子内親王)四のみこの家の屏風に、

躬恒

行末はまたとほけれと夏山の木の下蔭は立ちうかりけり(勤子)

〔古今和歌集〕

八 離別歌

兼覽のおほきみに始めて物語して、別れける時に

よめる、

躬恒

別るれと嬉しくもあるか今宵より逢見ぬ先に何を戀ひまし

延喜二十一年正月三十日

三〇七

延喜二十一年正月三十日

三〇八

躬恆下藤
原有實

〔躬恆集〕(延喜七年) 同年の八月十三日の夜、左衛門督殿にて、さけなとあるついでに、

秋の夜の哀はこゝにつきぬればほかの今宵は月なかるらん

躬恆下藤
原定方

延喜十五年三月廿一日、(定方)左衛門督の家にて、三河守のうまのはなむけ

による、○歌仙家集所收ノ躬恆集

なにしおは、遠からねともみやき山是を手向のぬさにせよ君家○歌仙家集本

躬恆集初句ヲなにしおへはニ、三

句四句ヲ宮ち山越ん手向ニ作ル、

くすり送る歌

躬恆下紀
貫之

別るゝか苦しき事もやまなくに何かくすりのあるかひもなし

〔後撰和歌集〕十六 二 もとより友達に侍りければ、貫之にあひ語らひて、
兼輔朝臣の家の名つきを傳へさせ侍りけるに、其名附きに加へて、貫
之におくりける、 躬恆

人につく便りたになし大荒木の森(註)の下なる草の身なれば

躬恆下藤
原遠中

〔躬恆集〕 藤原遠中朝臣、玄なのへまかる人に、

にしへ行月をゝしめは東路にわかるゝ人をまたいかにせん

躬恆下平
定文

〔拾遺和歌集〕春一 定文か家の歌合に、 躬恆

春立ちて猶ふる雪は梅の花咲く程もなく散るかとそみる

〔拾遺和歌集〕夏二 定文か家の歌合に、 躬恆

郭公をちかへりなけうなるこか打ちたれ髪の五月雨の空

〔續後拾遺和歌集〕十一 一 平貞文の家の歌合に、 躬恆

久方の雲居はるかにみてしより空に心はなりにしものを

〔躬恆集〕下 歌仙家集本 もとよりのとくいに侍りければ、かねすけの卿に

たてまつるなつきを、つらゆきして傳へさすとして、つかはす、○歌略ス、

所ノ後撰和
歌集ニ同シ、

〔續後撰和歌集〕十八 下 素性法師身まかりて後によめる、 躬恆

ぬしなくてふるの山への春霞いたつらにこそ立渡りけれ

〔躬恆集〕 夕ぐれに、東光寺座主阿闍梨にあへり、木のもとに筵を敷、池のほ

とりに灯をつらねて、まつ人のかめのゑひすゝむへきに、あまたの盃
酒あり、一村の菊を家の前に植たり、感題て歌あり、夜深てかへらんと

延喜二十一年正月三十日

三〇九

躬恆下東
光寺座主

躬恆下素
性

躬恆下藤
原兼輔

延喜二十一年正月三十日

三一〇

する頭少將のり馬を、座主阿闍梨に送りて、つきの夜乗てかへる、
菊の花秋の野なからうつろはよふかき色をこよひみましや

躬恆
ト山
法師

〔古今和歌集〕

十八
雑歌下

山の法師のもとへつかはしける、

凡河内躬恆

世をすて、山にいる人やまにても猶うき時は何地ゆく覽

〔拾遺和歌集〕

十七
雑秋

冬親の喪にあひて侍りける法師のもとに遣はしけ

る、

躬恆

もみち葉や袂なるらむ神無月しくる、毎に色のまされば

○躬恆、勅ヲ奉ジテ、御屏風ノ歌ヲ上リ、又皇太后班子女王ノ百番御歌
合ニ歌ヲ上ルコト、竝ニ寛平年中ノ條ニ、朱雀院女郎花合ニ歌ヲ上ル
コト、昌泰元年是秋ノ條ニ、右大將藤原定國四十賀ニ屏風ノ歌ヲ上ル
コト、延喜五年二月十日ノ條ニ、勅ヲ奉ジテ歌ヲ上ルコト、同七年五月
二十九日ノ條ニ、法皇大堰河御幸ニ供奉シテ、眺望九詠ノ歌ヲ上ルコ
ト、同年九月十日ノ條ニ、亭子院歌合ニ歌ヲ上ルコト、同十三年三月十
三日ノ條ニ、殿上菊合ニ歌ヲ上ルコト、同年十月十三日ノ條ニ、尙侍藤

躬恆
ト某
法師

原満子四十賀ニ屏風ノ歌ヲ上ルコト、同月十四日ノ條ニ、勸子内親王
御裳著ニ歌ヲ上ルコト、同十四年十一月十九日ノ條ニ、御屏風ノ歌ヲ
上ルコト、同十五年二月二十三日ノ條ニ、齋院御屏風ノ歌ヲ上ルコト、
同年閏二月二十五日ノ條ニ、齋宮柔子内親王ノ仰ニ依リテ、歌ヲ上ル
コト、同十六年四月二十二日ノ條ニ、紀貫之ト共ニ御屏風ノ歌ヲ上ル
コト、同十七年是歲ノ條ニ、右大臣忠平ノ五條第法會ニ歌ヲ詠ズルコ
ト、同十八年八月十三日ノ條ニ、殘菊宴ノ歌ヲ詠ズルコト、同年十月九
日ノ條ニ、北野行幸ニ歌ヲ上ルコト、同月十九日ノ條ニ、月宴ニ歌ヲ上
ルコト、同十九年九月十三日ノ條ニ、遠江守藤原治方ノ赴任ニ餞別ノ
歌ヲ詠ズルコト、同二十年正月三十日ノ條ニ、法皇、春日社御幸ノ日、大
和守忠房ニ代リテ歌ヲ詠ズルコト、本年二月七日ノ條ニ見ユ、

延喜二十一年正月三十日

三一

延喜二十一年二月二日 三日

二月小 戊午朔

三二二

一日己未諸國受領ノ任國ニ向ハザル者ヲ注進セシム、

〔符宣抄〕 別本

左大辨源朝臣悅傳宣、右大臣忠平宣奉勅、諸國受領之官、拜除之後、多過程限、不向任國、進退任意、專乖朝章、今須具注事狀、令申實誠、若病患顯然、滿依病不上之間、及依親病既過日限之輩、各緣法條、將從解却文、所由不愜、至于無故不上、解官之程、宜亦准彼法、加科責者、

延喜廿一年二月二日

大史阿刀忠行奉

三日庚申春日祭

〔西宮記〕

○六前田家本

春日祭

延喜廿一年二月三日、庚申、天陰、終日、雨降

云々、召神祇大祐大中臣與生、問雨濕日解除之例云々、了仰掃部寮、令敷祓殿座、左中辨藤原朝臣扶幹參入、率外記史神祇官幣帛使、著於外院西門西第一屋座、一列祝師、一列辨諸使、一列氏人大外記史、一大祓如常、其間官掌參著到殿、令置著到簡并筆硯等、祓了氏四位以下就著到殿、氏六位以下次第著到云々、○江次第同

進退意ニ任セ朝章ノ多クモ無故不上ニハ科責ヲ加フ

祓殿ノ座

上卿不參ニ依リテ座ヲ敷カズ

雨儀

〔江次第抄〕

五申 二日 春日祭

雨儀 延喜二十一年二月三日、雨儀也、祓戶座

七日甲子除目、是日、參議藤原兼輔等二昇殿ヲ聽ス、

〔公卿補任〕

四 參議從四位下藤兼輔、五、二月七日左近衛權中將如元、

〔古今和歌集目錄〕

納言 藤原兼輔 同二月七日昇殿、○三十六人

〔公卿補任〕

延長五年 參議從四位下平伊望、四、二十二月七日昇殿、

〔公卿補任〕

天慶二年 參議從四位上藤敦忠、四、三十延喜廿一二月七日昇殿、

〔藏人補任〕

藏人能登介源遷 二月七日補、故中納言希四男、月日改遷爲昭

法皇、春日社ニ參詣アラセラル、御息所藤原褒子、駕ニ從ハセラル、

〔躬恆集〕

法皇六條の御息所春日にまうつる時に、大和守忠房朝臣あひか

たらひて、此國の名所の和歌八首をよむへきよし、かたらふによりて、六首送る、于時延喜廿一年二月七日、

故里の春日の野への草も木もふたゝひ春にあふことしかなきくに猶かくしかよふと石上ふるの都もふかぬこそおもふ春霞かすかののへに立わたりみちてもみゆる都人かな

延喜二十一年二月七日

三二三

大和守藤原忠房名詠進ス

源遷名ヲ昭ト改ム

延喜二十一年二月七日

三一四

春日の、けふのみゆきを松原の千年の春は君かまに、
年ことにわかたつみつる春日の、野守はけふや春をまらん
櫻はな雪も降なり三笠山いさ立よらんにかくるやと

〔拾遺抄〕

九 雜部上

延喜廿二年二月

亭子院春日御幸ありける時國のつかさ、
和歌廿首よみてたてまつりける中に、大和守藤原忠房

〔萬代和歌集〕

七 神祇歌

延喜廿一年亭子院春日に御幸侍けるに國のつか
さよて廿一首歌よみて奉りけるに、藤原忠房

〔新千載和歌集〕

十 神祇歌

延喜廿一年京極御息所春日の社に詣て侍りけ
る日大和國のつかさに代りて詠める、躬恆

〔續後撰和歌集〕

十六 雜部上

延喜廿一年京極御息所春日の社に詣て侍りける
日大和國の司に代りてよめる、躬恆

〔歷代編年集成〕

十五 醍醐天皇

同年法皇御幸春日社、
○本書二十二年ニ作り三月二十七日ノ條ニ引ク所ノ歌合三月ニ作
ル今躬恆集等ニ據リテ掲書ス御息所褒子御歌合ヲ行ハル、コト、三
月二十七日ノ條ニ見ユ、

十日、僧增慶ヲ熊野別當ニ補ス、

〔熊野別當次第〕熊野別當代々記 第七代增慶 延喜帝二十一年二月十日補任、治山
五年、賜蘆文庫文書所收 熊野別當代々同シ、

〔熊野本宮新宮那智神倉玉置山神祕書〕往古新宮別當代々之記 第七代增慶 延喜
二十一年二月十日任從五位下、治山六年、

十四日、辛未參議藤原恆佐ヲ檢非違使別當ニ補ス、

〔公卿補任〕

四

參議從四位上藤恆佐、四十二二月十四日爲使別當、

〔一代要記〕

醍醐天皇 檢非違使別當

參議藤恆佐 從四位上右兵衛督、延喜二十一
年正月三十日、左衛門督、同日使別當、

〔皇代曆〕

二 別當 醍醐天皇

參議藤恆佐 從四位上左衛門督、廿一年五月爲
別當、

熊野新宮
別當

延喜二十一年二月十日 十四日

三一五

凡河内躬
恆ノ代詠

延喜二十一年二月二十五日

三一六

○藤原恆佐ノ任日、一代要記正月三十日ニ、皇代曆、五月ニ作ル、今、公卿補任ニ據リテ揭書ス、

二十五日、主韶子内親王ヲ賀茂齋院ト爲ス、

〔日本紀略〕醍醐天皇二月廿五日、壬午、卜定賀茂齋王、今上第十三皇女韶子内親王ト食、年四

十三皇女
四歲

〔賀茂齋院記〕韶子内親王 醍醐天皇第十三皇女也、母女御利子、光孝之女也、延喜二十一年二月二十五日卜定、時四

〔一代要記〕醍醐天皇韶子内親王 同二十二年二月爲齋院、

〔本朝女后名字抄〕賀茂齋内親王韶子内親王 延喜廿二年卜定、醍醐天皇第廿九御女、母女御利子、

○韶子内親王ノ任日、一代要記、本朝女后名字抄、二十二年ニ作ル、今日本紀略、賀茂齋院記等ニ據リテ揭書ス、

〔北山抄〕六定齋王事同廿年二月廿五日、定方卿召先撰集祕記日記覽之、仰外記令進硯、其宮加入刀板鞘等、以續飯封之、其續飯裏紙加如笏板入、但不露耳、奏畢還座、外記置書退出、上卿召權右少辨元方、賜以韶子内親王爲齋王之宣旨、即可

勅使
作官符之由仰史、左少將希世爲勅使、以上賀茂
二十七日、申正五位下横山明神等ノ位階ヲ進ム、

〔類聚符宣抄〕一奉授神位記事

太政官符、神祇官

正五位下横山明神 坐□□國、

今奉授從四位下□、

延喜十八年□月十七日下、

正六位上天津高結槻本地祇 坐讚岐國、

今奉授從五位下、

延喜廿年二月十五日下、

從五位上瀧倉明神 坐大和國、

今奉授從四位下、

正六位上東屋明神

大神明神 竝坐肥前國、

竝今奉授從五位下□、

延喜二十一年二月二十七日

三一七

勅使

讚岐天津
高結槻本
地祇

瀧倉明神

肥前東屋
明神
大神明神

延喜二十一年二月二十七日

三一八

延喜廿一年十一月□日下、

右得中務省解僞件敍位依例申送如件者、官宜承知依例行之、符到奉行、
位左少辨

延喜廿一年二月廿七日

位左少史

三月 丁亥朔 盡

八日、^{甲午}左近衛少將平伊望ヲ藏人頭二、右少辨藤原元方ヲ東大寺別當ニ補ス、

〔職事補任〕^{醍醐天皇}藏人頭 左近少將從四位下平伊望 同廿一年三月八日補

〔藏人補任〕頭從四位下行春宮亮兼左近少將平伊望 三月八日補、故中納

言惟範二男、母昭宣公女、^{○一代要記、歷代皇記同シ、}

〔公卿補任〕^{延長五年}參議從四位下平伊望、^{四十三}三月四日藏人頭、^{春宮亮}左少將、

〔正倉院文書〕^{東南院文書}壹櫃第四卷

太政官牒、東大寺 ^{〔別書〕}到來四月六日、

從五位下守權右少辨藤原朝臣元方

右右大臣宣、件人宜補別當左少辨平朝臣時望遷任修理大夫之替者、寺宜承

知依宣行之牒到准狀、故牒、

延喜廿一年三月八日

外從五位下行左大史凡宿禰員介牒 ^{〔員介、下同〕}

參議從四位下守右大辨藤原朝臣 ^{〔別書〕}
奉行

延喜二十一年三月八日

三一九

平時望遷
任ノ替

延喜二十一年三月十三日 二十七日

別當權律師

都維那

三二〇

上座威儀師「離世」

寺主「元長」○本書太政官印
十數類ヲ踏ス

十三日、亥除目、大納言藤原清貫ヲシテ、皇太子傅ヲ兼ネシム、

〔公卿補任〕四 大納言正三位藤原清貫、四三月十三日兼皇太子傅、

〔公卿補任〕四 參議從四位上藤原扶幹、六十三月十三日兼勘解由長

官

〔公卿補任〕五 參議從四位下藤原在衡、五十廿一年三月十三日兼近江權

大掾

〔藏人補任〕藏人掃部助源公忠 三月日任修理亮、

非蔭子小野道風 三月十三日任右兵衛少尉、

〔三十六人歌仙傳〕從四位下源朝臣公忠、廿一年三月十三日任修理權亮、

〔敍位除目執筆抄〕同廿一三月十三日京官、執筆、

二十七日、丑法皇ノ御息所藤原褒子、御歌合ヲ行ハル、

〔歌合〕六 近衛家所藏 延喜廿一年三月七日、亭子院の京藤原褒子こくのみやすむ

大和守忠房
十箇物二
ナ添ヘテ
獻ズ

返歌二首
ツ、ナ女
房ニ詠マ
シム

ところ、みかともろともに、かすかにまうてたまけるとき、やまどのかみに
ては、ふちはらのたふさといふひとなむありける、おほむまうけさらに
もいはす、そかなかに、かたみをいどをかしけにつくりて、おほんくたもの
いれたり、甘なんありける、おほむくるまに、しきしにかきてうたと
もをなむつけたりける、さわかしくて、かへしえしたまはて、院にかへりた
まで、左右とかたわきて、うたをよませたまうて、あはせさせたまふ、左、みか
どの御女源氏、右は、みやすむところの御おとうと五君、こたちもみなかた
わきてなむありける、左は、以下

〔袖中抄〕八 寛平法皇春日詣之時、大和守忠房所獻歌云、わ

かなつむとしはへぬれと春日のゝもりはけふをやはると知るらむ、略○中

私考云、忠房甘首和歌をたてまつれるに、其歌甘首か返歌を、二首つゝ女房

によませられて、甘番につかはれて、歌合にせさせ給へるなり、忠房歌、

わかなつむ云々、

返歌

けふにてそわれもしりぬる春はなをかすかのゝへのもりならねども

延喜二十一年三月二十七日

三二一

延喜二十一年三月二十七日

三二二

ありへてもかすかのゝもりはるにあふは年もわかなもつめるしるしか
又忠房歌

返しより句ひをむなるかすかのゝわかむらさきに手なゝふれそも
返歌

むらさきに手もこそふるれかすかのゝ野守よ人にわかなつますな
ちはやふる神もみるらんかすか野のわかむらさきにたれかてふれん

〔顯註密勘〕春上 延喜廿年亭子院京極御息所歌合

みゆきふる春日の野への櫻花えこそみわけねこきませにして

〔夫木和歌抄〕初春 春部一 同廿一年三月廿七日京極御息所歌合

よみひとしらす

雪かてにふく春風はゝやけれとあをやまなれはさむからなくに

〔夫木和歌抄〕山二十 雜部二 延喜廿二年三月京極御息所歌合

よみ人しらす

ちりまかふかすかのやまのやま櫻ひかりにきえぬ雪と見えつゝ

〔袋草紙遺編〕古今歌合難

二十二番

判者

時平公女 京極御息所歌合延喜二十一年三月左大將殿歟

判者 大和守藤忠房

春日詣以忠房所獻之歌返被合云々

〔八雲御抄〕判者 作法部 此外代々判者

延喜廿一年京極御息所歌合大和守忠房

〔八雲御抄〕作者 作法部 女御更衣

延木廿一年京極御息所廿二番持

〔和歌合略目録〕京極御息所廿二番歌合同廿一年三月 大和守藤忠房

○大和守藤原忠房和歌二十首ヲ獻ズルコト二月七日ノ條ニ見ユ

二十八日甲寅省試ノ判ニ署セザルニ依リ文章博士平文貞ヲ喚問ス

〔北山抄〕四拾遺雜抄下 依省試判召問儒士事 延喜略○廿一年三月廿八日召博士理平

文貞於陣頭問文貞不署省試判之由文貞屈之諸人咲已

以上貞御記

文貞屈シ
諸人ニ笑
ハル

延喜二十一年三月二十八日

三二三

延喜二十一年五月四日

五月丙戌朔

四日丑官奏

〔西宮記〕

○臨時一家官奏大永鈔本

近代當坐第二者候之、或以下之者又候之、至

于第一者可有座頭之故不候、但延木廿一五月四日奏報、注左右史、史部有障、

檢補任帳、有擇第一史也、

〔西宮記〕

○前田家本官奏

延木廿一年、史部有障、爲第一史候奏也、

中納言從三位源當時薨、

〔日本紀略〕

醍醐天皇 五月四日、中納言源當時薨、年六十五

〔公卿補任〕

四 中納言從三位源當時、五月四日薨、戊時

〔類聚雜例〕

長元九年六月一日、戊申、天晴、大外記賴隆、令申關白相府云、參著淨

土寺之人、可爲穢歟、其故者、去延喜廿一年六月十日記云、故中納言源當時卿、

去五月四日薨、六日葬、七日骸骨爲粉、入一器、安置東山住僧蓮舟法師私寺屋、

〔皇代曆〕

別當 醍醐天皇

參議源當時 從四上、右兵衛督、延喜十一年十二

月廿八日爲別當、去正月任參議、冊四、右大臣能有一男、延喜廿一年正月任中

納言、同五月四日薨、七十

葬送骸骨ヲ粉トナシ一器ニ收ム

官歴

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

五月七日、中納言源當時薨、

〔一代要記〕

醍醐天皇 源當時

從三位、延喜二十一年正月三十日敍從三

〔公卿補任〕

四 參議從四位上源當時、

四十故右大臣贈正一位能有公一男、

母、元慶六正七從五下、同八三九侍從、仁和元四廿七周防介、同四二十美乃

介、寬平二閏九廿左京亮、同三十八右馬助、同四二廿四右衛門權佐、同六正七

從五位上、同七八十六左少辨、同八正廿六權右中辨、二月十五日兼木工頭、五

月廿五日右中辨、同九五廿五左中辨、昌泰元十一廿八正五位下、同四四九聽

雜袍、延喜二正七從四位下、同七正十三兼周防權守、同八正十二遷右兵衛督、

同十一年五月十三日任參議、右兵衛督、兼字給之、十二月廿八日爲使別當、同

十三年正月廿八日兼播磨權守、四月十五日兼近江權守、同十五年正七正四

下、同十九年讚岐守、九月十三日兼右衛門督、同廿一年正月卅日任中納言、今

日從三位、止使別當、

〔尊卑分脈〕

文德源氏

能有

延喜二十一年五月四日

三二五

世系

三二四

延喜二十一年五月四日

三二六

使 當時 從三位、右權佐、中納言、別當、新勅作者、

忠相 母正五下、左少將、

相平 母左近將監、

相職 〇事蹟略ス、天慶六年、

當相 母、

相明 母正五下、伊勢等、

中明 母加賀守、

寬延 律師俗名中鑿、

〔勅撰作者部類〕 自帝王至庶人之部 當時從三位、中納言、左新勅撰集納言、中

〔日本紀竟宴和歌〕 六年 得下照姬 從四位下行左中辨兼木工頭源朝臣當時

加羅古呂裳、下照姬能勢那戀曾、阿女仁幾古遊留、鶴奈良奴禰波、新勅撰和歌集三句ヲ

つまこひ、そニ作ル、

〇當時ノ薨日、扶桑略記五月七日ニ作リ、一代要記三月四日ニ作ル、今

日本紀略、類聚雜例等ニ據リテ掲書ス、

歌什

自署

〔參考〕

〔正倉院文書〕 東南院文書 壹櫃第二卷 昌泰元年八月八日太政官牒、

木之頭從五位上兼守左中辨源朝臣

十三日、戊戌式部少錄矢田部公望ヲシテ、御書所ニ候セシム、

〔類聚符宣抄〕 十 候御書所人

式部少錄矢田部公望

右右大臣宣奉勅、伴公望暫止奉本省直、令候御書所者、

延喜廿一年五月十三日

少外記島田良行 奉

二十三日、戊申女御藤原桑子卒ス、

〔日本紀略〕 醍醐 五月廿三日、女御 卒、號楓御息所、〇椒庭譜略ニ、

據其號、則中納言兼輔女桑子也、然要記以爲更衣彼是必有誤トアリ、

延喜二十一年五月十三日 二十三日

三二七

楓御息所
ト號ス

藤原兼輔
ノ女

延喜二十一年五月二十三日

三二八

〔一代要記〕 醍醐天皇 章明親王 二品彈正尹、母更衣藤桑子、中納言兼輔
女

〔本朝皇胤紹運錄〕

醍醐天皇

章明親王
ノ母

〔皇胤系圖〕 章明親王 三品、彈正尹、兵部卿、女、
母更衣藤桑子、兼輔女、

醍醐天皇

醍醐天皇

〔大和物語〕 上 堤の中納言のきみ、十三の^(章明)みこの御母御息所を、内に奉り
けるはしめに、御かとはいか、おほしめすらんなど、いとかしこく思なけ
き給けり、さてみかこによりて奉り給ける、

〔權中納言兼輔卿集〕

先帝いと哀に思しめしたりけり、御返しありけれど、人えしらす、
しとて恨み給ければ、^(返事)

人の親の心はやみにあらねども子を思ふ道にまどひぬる哉

〔拾遺和歌集〕 十一 一つ、みの中納言の御やす所を見て、つかはしける、
小野宮太政大臣

あな戀しはつかに人を水の泡の消返る共しらせてしかな
返し

長からしと思ふ心は水の泡によそふる人の頼まれぬかな

桑子ト藤
原實賴

つゝむへきほどならなくに時鳥いかゝしてかはふる聲のする家^(歌仙)集本
下句チさ月まつまの音
にそあるらしニ作ル、

〔拾遺和歌集〕 戀十一 一つ、みの中納言の御やす所を見て、つかはしける、
小野宮太政大臣

あな戀しはつかに人を水の泡の消返る共しらせてしかな

返し

長からしと思ふ心は水の泡によそふる人の頼まれぬかな

延喜二十一年五月二十三日

三二九

延喜二十一年六月一日 二日 七日

六月小乙卯朔

廢務

一日乙卯日食、

〔日本紀略〕

醍醐天皇

六月一日、乙卯、日蝕、但大雨也、廢務、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇

六月一日、乙卯、日食、廢務、

〔本朝統曆〕

六小朔

乙卯、巳初、日蝕、七分強、巳辰三、

二日丙辰文章得業生大江維時ヲ藏人ニ補ス、

〔藏人補任〕

藏人文章得業生大江維時 美乃少掾、年卅四、六月二日補、參議

音人之孫、伊與權守正五位下、千古三男、

〔公卿補任〕

天曆四年

參議正四位下大江維時、六十同廿一、六廿補藏人、章文

得業生美乃大掾如元

○公卿補任、二十日ニ作ル、今、藏人補任ニ據リテ揭書ス、

七日辛酉、内裏穢ニ依リテ、月次祭、神今食ヲ停ム、是日、道澄寺ニ於テ、故大

納言藤原道明ノ追福ヲ修ス、

〔類聚雜例〕

長元九年六月一日、申天晴、大外記賴隆、令申關白相府云、參著淨

土寺之人、可爲穢歟、其故者、去延喜廿一年六月十日記云、故中納言源當時卿、

僧蓮舟參
内ス

去五月四日薨、略中而故民部卿道明卿追福法事、以今月七日、於道澄寺被修、而彼蓮舟法師參會伴態、仍會集上下被穢、彼師參入内裏、依是穢、被停月次神今食云々、以七月九日、可被行之由被定者、

○藤原道明薨去ノコト、二十年六月十七日ノ條ニ、月次祭、神今食ヲ追行スルコト、本年七月九日ノ條ニ見ユ、

延喜二十一年六月七日

三三一

三三〇

延喜二十一年七月四日

七月大甲申朔盡

三三二

四日丁亥左衛門少尉伴高成ヲシテ、雀部三枝丸等ヲ以テ、清海吉則犯罪ノ
證人トスルノ可否ヲ勘申セシム、

〔政事要略〕八十一 糺彈雜事二十一

勘申證申請海吉則罪之人雀部三枝丸、秦有世等、全可爲證人乎、又雖不
指實事、依云々放々(旨カ)、決人罪以否由事、

別當宣

右被別當宣僞候人清海吉則指申致害刑部時永也、其指申人雀部三枝丸、秦
有世、菅野山女丸、○下、小女丸、基相、其身逃亡、三枝丸、有世、

斷獄律

是時永之主、小野春樹舅、熊野春主之後者也、以件三枝丸等、可爲證人乎、又雖
不指實事、依言放々(旨カ)、決人罪以否、宜勘申其由者、檢斷獄律云、七位以上者並不
令拷訊、皆據衆證(旨カ)、定罪其於律得相容隱、即八十以上、十歲以下、及篤疾、(旨カ)皆

鬪訟律

不得令其爲證、違者減罪人罪三等、注云、其於律得相容隱、謂同居若三等以上
親、及外祖父母、外孫若孫之婦、夫之兄弟、及兄弟、妻及家人奴婢、得爲主隱、其八
十以上、十歲以下、及篤疾、以其不堪加刑、故並不許爲證、鬪訟律云、告人罪、皆須
明注年月指陳實事、不得稱疑、違者笞卅、即被致被盜者、亦不得稱疑、雖虛皆不

惟宗公方
ノ草

反坐者、據此等文、於避證人、明立其限、除此之外、无妨取用、今三枝丸等、既非可
避之色、然則於爲證人、不見其疑、但定罪之道、慥得實事、然後可決、依云々放々、
難可決人罪、仍勘申如件、

延喜廿一年七月四日

左衛門少尉伴高成草方

九日辰壬月次祭、神今食ヲ追行ス、

〔西宮記〕六月 月次祭、神今食 散齋日在穢內行神事例

仲平侍從
ヲ率キテ
著座ス
雨ニ依リ
テ神嘉殿
ニ御セズ

延喜廿一年七月九日、依穢延引云々、中納言藤仲平卿、率侍從著座、但充小忌親王、
各申障不參、仲

〔北山抄〕十二年 年中要抄下 六月 上卿一人例、
○略○中延喜廿一年七月九日、
江次第、年中行事、祕抄同

○内裏穢ニ依リテ、月次祭、神今食ヲ延引スルコト、六月七日ノ條ニ見
ユ、

二十八日辛亥相撲召合、尋テ、追相撲アリ、

〔日本紀略〕醍醐 七月廿八日、辛亥、於紫宸殿、有相撲召合、

廿九日、壬子、依雨無追相撲、

雨ニ依リ
テ追相撲
延引

延喜二十一年七月九日 二十八日

三三三

延喜二十一年七月二十八日

三三四

冊日、癸丑、追相撲、

故源融ノ
越職

〔政事要略〕二十六年中卯新嘗祭事 吏部記 承平五年十一月九日、右

中將師輔朝臣來語、略 中聞故左大臣時平公、為宰相中將時、故左大臣融警蹕、

物議以為越職、余問、殿上无大中將時如何、中將云、第一公卿可警、又問云、秋相

撲說、中將之初、蒙相公命云、延喜廿一年有故、右衛門督兼輔卿、為左宰相中將

進奏之例云、先帝御日記云、未有中將進奏、而依寬平例、令進之、但須守官次、兼

輔朝臣先奏、而右大將藤原朝臣定方先進、可謂失云々、

定方失ア
リ

〔西宮記〕七月相撲召仰 九記云、承平五年七月廿八日、卯尅向賀茂、祈方相撲可

勝之由、次有召、參殿云々、申云、右大將定方不可參云々、今日奏誰人可奏乎、仰云、延

喜廿一年吾不參、宰相中將兼輔、奏左相撲文、

藤原兼輔
左相撲文
ヲ奏ス

〔西宮記〕七月童相撲 依雨追相撲延引例

延木廿一年七月廿九日、依雨無追相撲事、卅日、天晴、有相撲事、

〔小野宮年中行事〕七月廿八日相撲召合事

勘申、

物部棟業、壬生保生、薩摩利生等、立最手之後、任番長之例事、略 中

最手壬生
保生

壬生保生

件保生、以延喜廿一年、初立最手、

〔樗囊抄〕

年中行事

追相撲隔日

同廿一七卅

二十八日召合
雨、依

延喜二十一年七月二十八日

三三五

延喜二十一年八月十日 十九日 二十二日

八月甲寅朔

十日、亥伊勢臨時奉幣、

〔園太曆〕觀應二年十二月九日、

條々

一月次神今食事○中
〔證書〕
同五年○中

御記云、今日有伊勢奉幣、去年十二月十一日、月次幣、依使神祇少副元範家穢件御幣猶在離宮、仍依延喜廿一年八月十日例、相副淨清幣令奉之也、被仰下候之旨條、畏奉了、

十九日、壬申除目、

〔公卿補任〕五天德二年 參議從四位上藤元名七十廿一年〔延喜〕八十九能登守、

〔古今和歌集目錄〕庶人 紀淑人 廿一年八月十九日任右兵衛佐、

二十二日、乙亥權醫博士深根輔仁、養性祕要抄ヲ撰ス、

〔儼避囉鈔〕十七三種 悉地下 以拳云握固事〔朱書〕〔略出經文裏書〕

養性祕要抄、延喜廿一年八月廿二日、權養生要集云、拘魂門制魄戶、名曰握固、

令人魂魄安、魂門魄戶者、兩手大母指本內近爪甲也、此固精明目留年還白之法、若能終日握之、邪氣百毒不得入、握固法、屈大母指著四小指內、抱之積習不止、眠中亦不復開云々、

是月、天台座主增命、上表シテ座主ヲ辭ス、

〔華頂要略〕百二十天台座主記一 第十增命和尚 延喜六年丙寅十月十七日任座

主、○中同廿一年巳癸八月上表、辭座主職、九月七日、返給其表、勅云、古今例所不

有也云々、尙重又上表、又如前返賜表狀、

○增命ノ辭表ヲ勅許アラセラル、コト、二十二年五月二十六日ノ條

ニ見ユ、

許サズ
尋テ又上
表ス

延喜二十一年八月是月

三三七

三三六

延喜二十一年九月七日 九日

九月大未朔盡

三三八

七日丑甲斐交替使秦繁覽、喪二遭フニ依リテ、代官ヲシテ政ヲ申サシム、

〔類聚符宣抄〕代官

內膳權令史奈癸良貞

右被中納言橘朝臣澄清宣備、檢甲斐國交替使主典竿生秦繁覽、其身遭喪、宜令伴良貞申其政者、

延喜廿一年九月七日

大外記伴宿禰久永奉

九日卯重陽宴、

詩題

〔日本紀略〕醍醐天皇

九月九日、辛卯、重陽宴、題云、秋菊有佳色、

〔西宮記〕九月九日宴

若有探韻、○中內辨獻御料韻、內辨出立文臺東間、就案入時、用意立文臺間、進倚御帳、

東宮御探
韻アラセ
ラレ

東主上探一字、示訓音、內辨選出初、入間、進置、坏、經、贊、子、數、東、行、復、座、天、長、八、年、大、納、言、自、進、探、韻、奉、天、皇、延、喜、廿、一、年、因、之、東、宮、參、上、時、歸、於、御、前、之、次、獻、之、

〔西宮記〕五前田家本

九日宴

延木廿一年九月九日、南殿裝束如常、五丈幄

各二字、立承明門內東西庭、大膳大炊儲大夫并六位文人饌、中務置宣命版位、掃部立文臺二基、一基殿上、一基殿庭西南立之、又當文人北座末橫立一床子、

東向、式部錄記韻座、

同記云、寬平二年、以盛韻器、先置於殿上、次將昇殿取給、右近將監令置云々、延

木廿一年例如此云々、○撰集、秘記、同シ

〔小野宮年中行事〕九月九日節會事

早朝書司獻菊花二瓶、有臺、

典藥寮茶菓四

囊、內裏式載神泉苑儀也、近代於紫宸殿行之、當日早旦若有外任者、可預文人輩、大臣令奏事由、隨勅許召預之、若有探韻博士、還幄之後、大臣奉勅令置探韻、左近衛次將持盛韻坏、昇自東階、置文臺匣內、右近將監持探韻坏、進於陣置庭、中文臺匣、大臣起座、進就文臺下、以盛探韻器置匣蓋、進捧進、天皇探訖、大臣返置坏還座、天長八年例、大納言自進探而奉天皇、而延喜廿一年例如此、○撰集、秘記、同シ

二十五日丁未東宮、參內アラセラル、

〔類聚符宣抄〕四朝觀

皇太子

右大臣宣、今日皇太子可被參入內裏、而啓內舍人二人不足、宜仰中務省、假差進其替、令奉仕者、

延喜廿一年九月廿五日

大外記伴宿禰久永奉

延喜二十一年九月二十五日

三三九

內舍人二
人不足

延喜二十一年九月是月

三四〇

即召仰中務省令差進內舍人藤原令問坂上恆香二人、

是月、非藏人藤原在忠ノ昇殿ヲ聽ス、

〔藏人補任〕 非藤在忠 九月十日昇

十月癸丑朔盡

二日甲寅權大僧都觀賢、重ネテ贈大僧正法印大和尚位空海ニ諡號ヲ賜ハ

ランコトヲ請フ、

〔高野大師御廣傳〕下

延喜廿一年十月二日、觀賢重上狀云、大學頭三善文江作之、

請重被處分追賜諡號真言根本阿闍梨贈大僧正法印大和尚位空海狀、

右空海、戒行俱足、人天皆敬、虛鳥之翅自輕、水蛟之眼不溺、昔奉王言於聖朝遠

求佛語於震旦、一葦泛於万里之外、三密請於一心之中、於是蹈波問津、歸岸傳

道、二百一十六部、習之者如對不空之前、四百六十一卷、受之者自入如來之室、

濟世濟物、其勤深焉、斷感方斷機、其情至矣、故前年抽誠請賜諡號、而昇聽猶隔、懇

志不披、空改槐檀、多過冷暖、阿闍梨深凝定水之心、兼究臨池之妙、緇素皆成倚

賴、倭漢推爲楷模、夫以諡者、其顯功旌德之稱、引古試後之法也、若令斯人埋其

名者、則美玉潛於山巖之下、黃金不免於沙石之中、望請殊蒙天裁、被號本覺大

師、將追賜諡號、猥任輕毛之心、偏忘逆鱗之畏、仍注事狀、重請處分、

延喜二十一年十月二日

三四一

作者三善文江

空海弘法ノ功

諡號ノ意
本覺大師
ノ諡號ヲ
請フ

延喜二十二年十月四日 十日 十八日

三四二

○初度ノ上表ハ、十八年十月十六日ノ條ニ、空海ニ謚號ヲ賜フコト、本月二十七日ノ條ニ見ユ、

四日、丙辰紫宸殿ニ於テ、御讀經ヲ行フ、

〔西宮記〕

臨時一經

延喜廿一十四、於南殿三日有御讀經、藏人行事、如季御讀

經、撤身屋北御障子、上北御障子、東北渡殿懸軟障、

十日、壬戌興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕

廿一年、辛巳講師令辰、年六十六、萬冊五、去年十一月廿七日宣、廿九日讀、法相宗、大安寺、

〔三會定一記〕

一、同廿一年、去年十一月廿七日宣、法相寺、豎義、智維、次延

〔貞信公記抄〕

延喜二十年十一月廿七日、令辰爲明年維摩講師宣旨、仰久永

宿禰、

十八日、庚午雅樂寮ノ官人ヲ任ズ、是日、樂人ヲシテ、舞樂ヲ清涼殿ニ演ゼシ

ム、

〔日本紀略〕

醍醐天皇 十月十八日、庚午、覽雅樂寮舞人、於清涼殿前奏音樂、

〔新儀式〕

四雅樂寮物師等令奏音樂舞等事 若召雅樂寮物師、御覽舞并聞

樂ヲ奏ス

其儀季御讀經ノ如シ

鋪設

優長ノ舞人管絃ノ輩ヲ賞ス

召人物師等ニ祿ヲ給フ

食音樂、前一兩日、知其音聲殿上公卿、奉仰書出可覽舞樂等、下給彼寮、又藏人

仰內藏寮穀倉院令儲饗祿事等、當日藏人等率所司并藏人所雜色以下、供奉

御裝束事、先撤畫御座、垂母屋御簾、東廂南第四間敷毯代、立平文大床子御座、

孫廂南一二間敷疊、爲親王公卿座、又北廊內爲雅樂寮頭以下樂人召人等座、

仙華門內南廊壁下殿上侍臣座、承香殿西簷下立鼓處、打物皆在其間、南上時

刻著御座、大臣依召參上、爰伶人發音樂、王卿依次參上侍座、內藏寮給王卿以

下侍臣等饌、侍臣益送、又賜樂人饌、藏人所雜色以下益送、御厨子所供御菓子

干物、計程供御酒、大唐高麗遞奏舞樂、或召大臣於御前、仰優長舞并絃管之輩

預恩賞之由、斯文、皆是延喜廿一年十月十八日例也、此年雅樂大九小子部百

又王卿以下侍臣等、堪其事者、陪殿上奏管絃、參議已上、賜御衣各有差、寮頭少

屬樂人召人物師等、皆給祿有差、延喜廿一年、頭各一條、尤二人、襖子各一領、屬

事畢入御、

〔西宮記〕

臨時八樂 延喜廿十八、召雅樂寮人於清涼殿前奏舞、立

所平文大床子毯代、王卿候孫庇二間、樂人候北廊、寮官外召馬九千兼、承香殿

西砌立侍臣候南廊、右大臣參上發物聲、王卿參上、內藏備王卿饌、供御菓子干

延喜二十二年十月十八日

三四三

船木氏有放鷹樂ヲ舞フ
氏有御費ヲ進ム
雅樂助小子部百雄等拜舞ス
鷹飼裝束
犬飼裝束
放鷹樂承和以後久シク斷ユ

物、雅樂屬船木氏有著鷹飼裝束臂鶴獨舞、放鷹樂新羅琴師船良實、著犬飼裝束不隨犬、權中納言藤原朝臣保忠著小鳥於菊枝立階前奏云、船木氏有進御費、召膳部給種々奏舞、大臣仰大允小子部百雄任助、大屬氏有任少允、左兵衛志大石岑吉任權少尉、共拜舞盡精妙、大臣已下奏、給祿給祿、寮頭寮頭、布等布等、有差也有差也、

〔西宮記〕

臨時八 詩合

臨時宴遊

御記云、其裝束著帽子、摺衣、接腰、脛巾、餅袋、劍

持、白小枝、臂小鶴、舞間放之、任意令取小鳥、見者屬目、又有犬飼一人、此臨時可調、非自本所可在、此舞久斷、傳云、承和中、臂小鶴而舞云々、然而無傳其事者、今此裝束及鶴隨宜所調、即權中納言藤原朝臣調給裝束云々、

御記云、右大臣受命退復座、仰侍臣就北廊、令告知轉任之由云々、

〔西宮記〕

臨時八 恩賞事

宸筆位記事、略、

御遊次有勅恩賞者、略、上卿隨御氣色上卿隨御氣色、

就御座下、奉勅語出簾端、召其人於階下、仰勅旨、蒙仰者稱唯拜舞後、上卿書除目奏聞下所司、延喜二十年臨時樂延喜二十年臨時樂、

〔河海抄〕

八 松風

延喜二十年 延喜二十年十月十八日、召雅樂寮人於清涼殿前奏舞、權中

納言藤原朝臣著小鳥於菊枝立階前奏云、船木氏有進御費、

〔體源抄〕

二本 放鷹樂

十八 拍子船樂

ノ時古樂 新樂

鷹飼裝束ヲ調進ス
親王公卿參列ス

聖明樂等ヲ御覽アラセラル

衆人氏有驚ク妙技ニ

舞人百雄等勸賞ヲ蒙ル
大石峯吉ハ筆策ノ名手
忠平和琴ヲ彈ズ

古記云、野行幸奏此曲、而延喜廿年十月十八日、臨時樂之、雅樂屬船木氏有著鷹飼裝束、新羅琴師船良實者著犬養裝束、各奏舞曲云、延喜御記、伴舞絕畢、仍無裝束、中納言藤原朝臣保忠調進鷹飼裝束云々、

〔扶桑略記〕

二十四 醍醐天皇下

十月十八日、庚午、於殿上有舞、親王公卿等皆參、

〔古今著聞集〕

六 管絃歌舞

同廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、

勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、保忠貞信公右大臣にてま
いり給、參入音聲には聖明樂を奏しける、刑仙樂、西河、蘇志摩、傾坏樂、放鷹樂、保忠樂弓士、採桑老、林歌、蘇莫者、泔洲、胡飲酒、輪臺酣醉、これらを御覽せられけり、
此中雅樂屬船木氏有は、放鷹樂を奏しけり、帽子に摺衣をそきたりける、舞の間に、心にまかせて鳥をさらせければ、見るもの目をおどろかしけり、又犬飼一人をくしたりけり、これはもとよりあるべきものにはあらざる事
とかや、この舞承和に奏したりける、其後聞へす、この裝束中納言に調せられける、舞のち、中納言庭におりて、氏有かどらする所の鳥をとりて、膳部に給はせけり、其日の舞人百雄、氏有、峯吉、勸賞をかうふりけり、峯吉はひちりきの上手にて、賞をかうふり、おとゝは和琴をそしらへたまひける、

二十七日、已贈大僧正法印大和尚位空海、弘法大師ノ諡號ヲ賜フ、

〔日本紀略〕醍醐天皇 十月廿七日、己卯、勅諡故贈大僧正空海、曰弘法大師、依權

大僧都觀賢上奏也、令賣勅書於少納言平惟扶、發遣于紀伊國金剛峯寺、

〔東寺長者補任〕一 長者權大僧都觀賢法務 十月廿七日、依觀賢上表、賜

祖師之諡號、御入定以後八十六年也、觀賢者大師五代之資也、醍醐帝勅琴絃已絕、遺音更清、蘭蕖雖凋、餘芳猶存、故贈大僧正法印大和尚位空海、消疲煩惱、拋却驕貪、全三十七品之修行、斷九十六種之邪見、既而佛日西沒、濟溟海而仰餘耀、法水東流、通陵谷而導清浪、受密語者多滿山林、習真言者自成淵藪、況太上法皇既味其道、追憶其人、誠雖浮天之波濤、何忘積石之源本、宜加崇飭之典、諡號弘法大師、○勅以下、高野大師御廣傳ナ以下、校合ス、

延喜二十一年十月廿七日

外記日記云、延喜二十一年十月廿七日、己卯、天晴、右大臣就左近陣座、是日依權大僧都觀賢申請、授故贈大僧正空海諡號、勅書令賣少納言平惟扶、發遣于紀伊國金剛峯寺、其諡名弘法大師焉、但准仁和二年賜遍照僧正勅書、其承和以後日可下諸司者、是勅語也、史生淺口守行、使部二人、依舊例相從少納言、即辨

觀賢ノ上奏ニ據ル勅使ヲ金剛峯寺ニ發遣ス

勅書

仁和二年遍照ノ例ニ依ル

官奉右大臣宣、竝載已了、

〔北山抄〕

六備忘略記

諡號勅書、以少納言爲使、又仰辨官、令下承知官符

於所司、延喜二十一年、弘法大師時、依仁和二年遍照例、後日可下承知者、禪觀僧正時、勅書无主者、施行之文、依不下所司、於智證大師時、有此文、依有贈位歟、入唐人有大師號、其外不然、

〔高野大師御廣傳〕

下

延喜二十一年十月廿七日

已下恩綸、勅使少納言平朝臣惟助、其文作者同前

〔本朝神仙傳〕

弘法大師

略○中或曰、大師已得證究竟大覺位、本朝之面目、何事

過之、大師之心行、多見於遺告廿二章、不可重論、延喜之比、始賜諡號、彼宗之人起請曰、除大師之外、不可賜諡號、仍雖多智德、所不申請也、

〔扶桑略記〕

二十四裏書

十月廿七日、己卯、依權大僧都觀賢申、有贈大僧正

〔素絹記〕

素絹衣之事書、附顯密流傳之由來、

一觀賢僧正云、傳奏之狀、阿闍梨深凝定水之心、兼究臨池之妙、被號本覺大師、將追賜諡號云々、因茲延喜二十一年、空海之諡號被宣下了、然空海夢中告曰、本覺者極際之名也、吾爲第三地菩薩、早改本覺之諡號、應稱弘法大師矣、
○一代要記、歷代皇紀裏書、元亨釋書異事ナキヲ以テ略ス、觀賢重ネテ

勅書ノ作者

空海ノ遺告ニ起請

空海夢ニ弘法ノ諡號ヲ告ケ

延喜二十一年十月二十七日

三四八

空海ニ諡號ヲ賜ハラシコトヲ請フコト、本月二日ノ條ニ見ユ、

十一月壬午朔盡

四日、乙酉、近江崇福寺燒亡ス、

〔日本紀略〕醍醐天皇 十一月四日、乙酉、曉、崇福寺堂塔雜舍等燒失、建立之後二

百五十三年、

〔京都御所東山御文庫記錄〕甲二野府記 治安二年十一月三日、去夕崇福寺燒

亡、別當權少(藤原實賴)僧都明尊、故殿康保二年三月廿日御記云、崇福寺皆悉燒亡、中件寺延喜

廿一年燒亡、時人云、彌勒者當來之佛也、皇太子可慎給乎云々、廿三年太子薨、(保明親王)

〔寺門記〕上(崇福寺) 同炎上事

醍醐天皇延喜二十一年辛巳十一月四日炎上、是始也、天智帝七年戊辰立、當二

同シ、附錄 十一月三日、近江國志賀郡崇福寺火災、拂地無殘、

〔扶桑略記〕醍醐天皇下 十一月三日、近江國志賀郡崇福寺火災、拂地無殘、

○崇福寺彌勒像供養ノコト、延長五年十月二十六日ノ條ニ、同寺燒亡ノコト、康保二年三月二十日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔元亨釋書〕二十入寺像志六 崇福寺者、天智帝初欲創伽藍、求勝地未得、七年二月

延喜二十一年十一月四日

三四九

建立ノ後
二百五十
三年

時人東宮
リニ御慎ア
ト稱ス

天智天皇
七年ノ創
立

延喜二十一年十一月九日 二十一日

三五〇

三日夜夢、一沙門奏曰、西北之山有靈區、帝俄覺于時四更也、便出殿陞望西北、火光細騰、高十餘丈、明且勅侍臣、物色光所、侍臣反宮、奏曰、光所有屋廬、傍掛瀑布、有優婆塞、經行念誦、臣等問名、不言、其容儀似非常人、帝聞之、乃幸其地、優婆塞出迎、白帝曰、此地古仙靈窟、伏藏之處也、言已不見、帝感喜立精舍、

九日、庚寅東宮ノ皇子、慶賴降誕アラセラル、

〔西宮記〕十一 〇前田家本 臨時戊 皇后養產事 延喜廿一十一九、東宮息所產、給孝

經二卷、論語一部、絹綿、使希

〔大鏡裏書〕慶賴王事 保明 文彥太子御子、母贈太政大臣時平公女、延喜廿一年

辛巳誕生、

二十一日、壬寅鎮魂祭、

〔日本紀略〕醍醐天皇 十一月廿一日、壬寅、鎮魂祭、

〔西宮記〕六 〇前田家本 中卯日新嘗祭事 延喜廿一十一廿一、大內有穢、依

仰、以大藏御服帛綿、遣鎮魂御祭、所女史持向、

〔年中行事抄〕十一月 中寅日鎮魂祭事 內裏有穢之時、內侍女藏人用代官御衣縫

殿寮、以大藏省帛忽調之、延喜廿一年十一月廿一日、

孝經論語
ヲ給フ
勅使

內裏穢ア
リ

女藏人代
官

二十二日、癸卯新嘗祭、

〔日本紀略〕醍醐天皇 十一月廿二日、癸卯、新嘗會、

〔西宮記〕六 〇前田家本 新嘗會 御記 延木廿一年十一月廿二日、內裏觸

內裏觸穢
參議一人
供奉ス

穢云々、左衛門督、令元方申明日神事、納言、參議各有障不參、仍唯參議悅朝臣

一人可供奉者、仰云、依無納言、不可止神事、須悅朝臣一人與親王、可令供奉也、

同廿二日、采女司申云、此夜可供奉采女十人、仍爲供奉、皆候中部曹司、仍令召

求在外者、僅五人、不足有其數、仰云、主水女孺可加供也、

〔江次第〕十 〇前田家本 十一月 小忌參議一人參新嘗會例

延喜十一年十一月廿二日 參議悅、

二十四日、乙巳皇子重明、常明、式明、有明親王等、清涼殿ニ於テ、御元服アラ

セラル、

〔日本紀略〕醍醐天皇 十一月廿四日、乙巳、今上童親王四人、第四重明、第五常明、

第六式明、第七有明、於內裏加元服、

〔御遊抄〕三 〇前田家本 親王御元服加冠以下例

重明、式明等親王、延喜廿一十一廿四、於清涼殿、

采女不足
ニ依リテ
主水女孺
ヲ加フ

三五二

重明親王
等ノ加冠
忠平
同理髮藤
原兼茂

常明親王
藤原加冠
藤原定方
同理髮藤
原公賴

酒ヲ賜フ
樂ヲ奏ス

忠平歌人
ナシテ賀
シム
歌ヲ詠セ
紀貫之ノ
歌

延喜二十一年十一月二十七日

加冠 (忠平) 右大臣

理髮 左兵衛督藤兼茂朝臣

常明、有明等親王、同日

加冠 右近大將藤定方卿

理髮 右近中將藤公賴朝臣

臨昏、更召親王公卿於前兵部卿親給酒、暫召和琴、命大臣彈絃歌、酒盃頻巡、絃管間奏、重明親王獻上、帥親王等持之、親王々々式明、有明等參上侍座、重明、常明親王、有所煩不參酒盃頻巡、絃管間奏、亥刻給親王以下祿

〔小右記〕長和二年三月廿三日、甲寅、略未剋宮達御元服者、今日今上二三

親王敦儀、加元服、略次左大臣進寄親王座邊、次右大臣同進、共加冠了、左大

臣復座、次右大臣復座、延喜廿一年例、右大臣忠平進取冠、加重明親王冠、訖

〔後撰和歌集〕賀歌のりあきらのみこ、かうふりしける日、遊ひし侍りけ

るに、右大臣(忠平)これかれ歌よませ侍りけるに、貫之

ことの音も竹も千歳の聲するは人の思ひも通ふなりけり

二十七日、戊御夢想ニ依リテ、御衣一襲ヲ空海ノ廟ニ賜フ、

觀賢勅命
ヲ奉シテ
禪窟ニ入

觀賢石室
ヲ開キ空
海ノ頭髮
ヲ剃ルト

淳祐内供
隨從ス

剃髮名號

〔高野山奥院興廢記〕排廟塔戶、親臨石室拜見入定聖容事、

醍醐天皇御宇、延喜廿一年十一月廿七日、般若寺僧正觀賢、忝奉聖主勅命、親開入定禪窟、是則主上、依大師御夢想、調檜皮色御裝束一襲、被奉送高野廟云、故也種々奇瑞具在別紙、遂石室拜見、容儀顔色于今不變、儼然如古相貌、卽剃髮、奉覆衣裳、初則吾猶難奉拜見、後代弟子、誰又披哉、仍堅閉禪窟、永不可開云々、爰石山淳祐内供、隨從僧正、入石室中、奉摩大師御膝、是故其手一期有餘香、而不失云々、是則大師御入定之後、八十三年之事也、

〔石山要記〕什物部 弘法大師剃髮名號 略 中

延喜廿一年十月廿五日、座主觀賢僧正、奉勅登高野山、開入定廟堀、奉拜大師剃髮、當寺内供淳祐同從師登山、受得大師御剃髮、還歸于石山、以其御髮毛、於大師真跡彌陀六字名號上縫著之、永安置寺門、被爲靈寶、仍世稱剃髮名號、

〔弘法大師行狀集記〕延喜年中奉拜見條第百二

於此條所未見證文也、因茲不能委注、(深委申)退尋虛實、爲知實否所記也、或說曰、依帝皇御夢想、以僧正觀賢被祈請、重依有夢想、隨其感應、開御入定巖室、奉見顔色、只如例人、思往昔色像如此、歎、僧正觀賢并勅使、凡可奉見之人、(分)皆拜見然加剃

延喜二十一年十一月二十七日

除、整御法服、如本奉埋藏已了、具子細奏聞公家了云々、或説曰、延喜年中、觀賢僧正有祈誓感應、蒙官裁、開御入定巖窟、欲拜見之處、與院降滿雲霧、宛如黑暗、比肩列座之輩、纔聞音聲、無見躰相、上下道俗、成怖畏、奉念三寶、爰僧正觀賢耻罪障之深、屢致無量懺悔、其後漸々散雲霧、既奉拜見、御入定法躰、宛如睡人、无敢衰容色、然勅使等、皆奉禮拜、欣悅无極、次奉剃御髮、奉著法衣、如本奉藏收畢云々、又云、右大辨定親朝臣語云、奉見大師御入定之相、依勅、以御服料之内、縫法衣奉著之由、注置官文、以此趣、人々兩三語傳云々、

〔平家物語〕

〇十七門本

維盛高野熊野參詣同投身事

老僧又申けるは、延喜の比にて侍けるにや、般若寺のくわんけん僧正と申ける人、御廟たうに參りて、石室を開きて、生身を拜み奉らんと祈誓申けるに、霧深く立籠りてみえさせ給さりければ、僧正かなしみの涙を流して、我生をうけしより此かた、禁戒をおかさず、何の故に大聖に隔てられ奉るへきとて、五體を地になけてはつろさんけし給ひければ、念願は至りけん、忽に霧はれて、月の雲間を出てたるかこくして、生身の御體少しもくもりなく拜まれさせ給にけり、御くしのなかく生て御膝に餘りけり、僧正隨喜

の涙をおさへて、御くしをそり奉りければ、風そゝろ吹て、もこの御衣をは吹やられにけり、さてひはた色の御衣を著せ參らせて、まかり出んどし給ひける時、僧正の弟子に、石山の内供奉しゆんいと申人は、其時いまた若くておはしけるに、大師の御體を拜し奉るかと問ひ給ひければ、見えさせ給はずと申給ひければ、さらはとて、御弟子の手を取て、御膝をさくらせ給ひけるに、御ひさあたゝかにてさくられ給ひにけり、其後一生のうち、右の手のかうはしくおはしけりと、五分法身の香にふれ給ひける故にこそ侍りけめ、其後醍醐の天皇の御夢想のつけによりて、香そめの御衣を調べて送り奉り給ひける、勅使に相くして、又僧正先の如く參り給ひて、させ參らせ侍りけるに、今度は御出立ありて、御勅答は申させ給ひける、其詞こそ申傳へ侍ける、

我昔遇薩陲、親悉傳印明、發無比誓願、莅邊地異域、晝夜愍萬民、住普賢悲願、肉身證三昧、待慈尊下生、

こそ申させ給ひける、惣して生身の御體を拜み奉ることたやすからず、未代に人はを拜み奉らすは、疑ふ心をなすへしとて、其後は石室をこちて、永

延喜二十一年十二月二十八日

く出入を止められけり、上略

二十八日、己酉賀茂臨時祭、

〔西宮記〕

六前田家本

賀茂臨時祭 延喜廿一年、御幣六裏、東西机各置三

裏、以西爲上云々、御禊了、使就机邊捧幣、即奉拜之惣、三个云々、

○本書日ヲ闕ク、姑ク恆例ニ依リテ掲書ス、

幣帛六裏
御禊

十二月壬子朔

一日、壬子日食、

〔日本紀略〕

醍醐天皇

十二月一日、壬子日蝕、廢務、

八日、己未官奏、

〔西宮記〕

七前田家本

官奏 延喜廿一年十二月八日、(庚申)右大臣申請、令中納言

已上、遞勤官奏、

九日、庚申北野ニ行幸アラセラル、

〔日本紀略〕

醍醐天皇

十二月九日、庚申天皇幸北野、於右近馬場供朝膳、

〔新儀式〕

四野行幸事

同廿一年、(北野)同野行幸、儲御座近衛府馬場屋母屋中間、

立大床子、御座東南軒敷親王公卿座、左右近衛陣馬場西屋南北、左兵衛陣左

近陣南埒西、右兵衛陣埒東、左右衛門右兵衛陣南、夾埒相竝也、侍從座在馬留

屋、立鶴架二基於右近陣埒西、立鷹架二基於埒東饗屋前、

〔北山抄〕

八野行幸

延喜廿一年、北野行幸、先御右近馬場、供御膳、本府

獻物、雖停諸司獻物、號馬、五衛府給酒、金屈卮爲盃、大瓠爲酌行、左右近府酒召

三獻上、令行侍臣、大將取勸王卿、次將取杓給大將赤色御衣、即著供奉之云々、

延喜二十一年十二月一日 八日 九日

廢務

中納言以
上ヲシテ
遞ニ官奏
ヲ勤メシム

右近馬場
ニテ朝膳
ヲ供ス

鶴鷹ノ架
各ニ基テ
設ク
近衛府物
ヲ獻ズ
五衛府ニ
酒ヲ賜フ
大將ニ御
衣ヲ賜フ

延喜二十一年十二月十三日 十四日 十七日

三五八

十三日甲子荷前延引、尋テ之ヲ追行ス、

〔西宮記〕十二月 荷前 同四年十二月十二日、九記云、朝綱來云、明日荷前停止、以

十七日可行、其故十二日、是致齋散齋也、齋內至切裏幣物有所憚、加之延喜十

七廿一兩年、依此疑改十三日云々、

〔北山抄〕十二月 年中要抄下 荷前事 御拜畢、關司告之、使等進自右仗東頭、如初昇案、

一一退出、天皇還御、大臣供奉御輿前、兼衛府納言、爲上卿者、帶弓箭供奉、由見延喜廿一年記、○撰集祕記同シ、

十四日乙丑右大臣忠平ヲシテ、私第二於テ、不堪佃田ノ事ヲ行ハシム、

〔北山抄〕官奏事 拾遺雜抄上 延喜廿一年十二月十四日、中使頭中將來仰云、

不堪田事、乍居家仰行者、貞御記、有惱給事、久不參內之間也、

十七日辰戌皇子雅明ヲ親王ト爲ス、

〔日本紀略〕醍醐 天皇 十二月十七日、以第十皇子雅明爲親王、實者法皇御出家

之後、所生皇子也、爲今上御子、書同シ、大鏡裏

〔一代要記〕宇多天皇 皇子 雅明親王 無品、延喜二十年四月誕生、同廿二年十

月七日爲親王、
○本書二十二年十月七日トス、今日本紀略ニ據リテ揭書ス、

御拜上卿
弓箭ヲ帶
シテ供奉
ス

忠平病ニ
依リテ參
内セズ

實ハ法皇
ノ皇子

良扶齋宮
ノ召ニ叶
ハズ

是歲、大神宮權大司良扶ノ釐務ヲ停ム、

〔西宮記〕臨時五 任寮官 延喜廿一、止大神宮權大司良扶釐務、依不叶齋宮召也、

僧良勇ヲ園城寺長吏ニ補ス、

〔僧官補任〕園城寺長 吏次第 良勇和尚 延喜廿一任、谷座主、治一年、

延喜二十一年是歲

三五九

年未雜載

神社

〔類聚大補任〕

醍醐天皇

少司恆瀧 遭父喪十二月解任、
大神宮禰宜正六位上荒木田神主最世 三月六日任、莖貞死替、在任十九年、
一門禰宜恆守孫、佐義二男也、

大神宮少司恆瀧解任禰宜最世補任

延喜二十二年壬午

正月壬午朔盡

一日、壬午雨ニ依リテ、朝賀ヲ停ム、

〔扶桑略記〕

二十四裏書醍醐天皇下

正月一日、壬午、天皇御南殿依雨濕止朝拜、

七日、戊子敍位、

〔公卿補任〕

四

參議從四位下藤邦基 右大辨、正月七日從四位上、

同兼輔 左中將、備前守、正月七日從四位上、三十六人歌仙傳古今和歌集目

錄同

〔公卿補任〕

四延長元年

參議從四位上藤扶幹、六十、同廿二正七從四位上、

〔公卿補任〕

五承平四年

參議正四位下源是茂、五十、廿二年正七正四下、

正四位下藤伊衡、九十、廿二年正七正五下、

從四位上紀淑光、六十、廿二年正七正五下、

〔公卿補任〕

五天慶二年

參議正四位下藤元方、五十、廿二年正七從五上、

延喜二十二年正月一日 七日

紫宸殿出御

延喜二十二年正月十四日 十六日 二十一日 二十五日

三六二

〔公卿補任〕五 天曆元年 參議從四位下小野好古六十 廿二年正七從五下春

御給
冊九

〔藏人補任〕 藏人主殿助藤尹文 正月七日敍

〔古今和歌集目錄〕 庶人 平定文 廿二年正月七日敍從五位上

〔中古歌仙三十六人傳〕 藤原忠房 二十二年正月七日敍從四位下

〔敍位除目執筆抄〕 同廿二正六敍位 執筆

十四日乙未男踏歌

〔日本紀略〕醍醐 天皇 正月十四日乙未男踏歌

十六日丁酉女踏歌

〔日本紀略〕醍醐 天皇 正月十六日丁酉女踏歌出御南殿

二十一日壬寅內宴

〔日本紀略〕醍醐 天皇 正月廿一日壬寅內宴題云氷開春水暖

〔北山抄〕三 內宴 拾遺雜抄上 天曆五年○ 中罷出音聲海青樂喜廿二年安樂

鹽 撰集
秘記 同

二十五日丙午河原院二朝觀行幸アラセラル

〔日本紀略〕醍醐 天皇 正月廿五日丙午天皇幸河原院宇多

三十日辛亥除日

〔公卿補任〕四 參議從四位下藤邦基 右大辨正月卅日兼越前權守

〔公卿補任〕延長 五年 參議從四位下平伊望四十 同廿二正卅兼讚岐守○ 藏人補

從四位上橘公賴五十 同廿二正卅任播磨權守

〔公卿補任〕五 承平元年 參議從四位下藤實賴三十 廿二年正月卅日兼近江

介

〔公卿補任〕五 承平四年 參議從四位上紀淑光六十 同卅日右中辨

〔公卿補任〕五 天慶二年 參議正四位下藤元方五十 同卅日右少辨

〔公卿補任〕五 天曆四年 參議正四位下大江維時六十 同廿二正卅近江權少

掾 ○ 藏人補任
大掾 二 作ル

〔藏人補任〕 藏人主殿助藤尹文 同廿九日任攝津守

能登介源昭 正月廿九日任木工助

延喜二十二年正月三十日

三六三

延喜二十二年正月三十日

三六四

〔古今和歌集目錄〕

庶人 藤原忠房 廿二年正月卅日任大和守、延長二年

四月得替

〔西宮記〕

臨時一 應和元年七月七日云々、文章得業生兼播磨掾藤雅材、如

故爲藏人、雅材始兼讚岐掾、今遷國依延喜廿二年、大江

〔敍位除目執筆抄〕

同廿二正廿二日縣召眼入 執筆忠平、

藏人維時
二更宣
旨下ス

二月 壬子朔

二日、參議以上ノ上日ヲ奏スル制ヲ定ム、

〔西宮記〕 二月 延喜廿二年二月二日、貞公記云、參議以上上日、外記注別可

奏宣旨仰久永云々、

〔類聚符宣抄〕 外記職掌

右大臣宣奉勅參議已上、注載奏文時、就廳并侍內裏之由、宣分注之者、

延喜廿二年二月二日

大外記伴宿禰久永 奉

諸國受領ノ赴任セザル者ヲ實檢セシム、

〔北山抄〕 吏途指南

國司下向早晚事、諸國受領吏、須令加實檢、准依病不所上

須准無故不病者、

四日、卯祈年祭、大原野祭、

〔北山抄〕 二年 年中要抄上 上卯日、大原野祭事、見役之外、給往還上日、二日

之行

八日、記春日祭使ヲ發遣ス、

〔日本紀略〕 醍醐 二月八日、己未、略 中 今日春日祭使立、內藏頭俊胤、右近中

延喜二十二年二月二日 四日 八日

三六五

奏文ニ在
聽若ハ參
內ノ由テ
注セシム

依病不
若ハ無故
不上一
スシテ處罰

延喜二十二年二月八日

三六六

將公賴

〔西宮記〕

○六前田家本

春日祭

〔延喜〕

同廿二年二月八日、使左中將公賴、就內侍

勅使公賴
ヲ召シテ
酒祿ヲ賜
フ歌舞ヲ奏
ス

令申罷向、更召御前給酒、令舍人等奏歌舞、了給公賴御衣、以所佐渡布給、舍人府生等給疋絹、藏人所人等給云々以上御記也。

四品貞賴親王薨ズ、

〔日本紀略〕

醍醐天皇

二月八日、己未、四品貞賴親王薨、清和第四十七子

〔一代要記〕

清和天皇皇子

貞賴親王 四品、母木工大允藤直宗女、延喜二十年

三月二十八日薨

〔本朝皇胤紹運錄〕

清和天皇

御世系

貞賴親王 延木廿二、二八、薨、母木工允藤直宗女

〔三代實錄〕

清和天皇

貞觀十八年十一月廿五日、戊戌、皇子貞真、年一歲、貞

賴、年一歲、竝爲親王、○中貞賴親王母、更衣木工允正六位上藤原朝臣真宗之

女也、

○貞賴親王ノ薨日、一代要記二十年三月二十八日ニ作ル、今日本紀略、

親王ト爲
ス

雨儀

十一日、壬戌列見、

〔西宮記〕

二月

延喜廿二、二十一、列見云々、政以前雨儀、應以後晴、

十七日、辰戌左衛門少尉源俊ヲ藏人ニ補ス、是日、藤原敦忠ノ昇殿ヲ聽ス、

〔藏人補任〕

藏人左衛門少尉源俊 二月十七日補、右大辨從四位上唱二男、

〔三十六人歌仙傳〕

權中納言從三位藤原朝臣敦忠 〔延喜〕廿二年二月十七日昇

殿、

本朝皇胤紹運錄ニ據リテ、揭書ス、親王延曆寺西塔釋迦堂ニ四天王像ヲ安置セラル、コト、四年八月是月ノ條ニ、近江津田莊ヲ同寺西塔院ニ施入セラル、コト、十二年六月五日ノ條ニ見ユ、

延喜二十二年二月十一日 十七日

三六七

延喜二十二年三月九日 十日

三月 辛巳朔

九日、己踏歌後宴、

〔日本紀略〕醍醐天皇 三月九日、己丑踏歌後宴、

殿上賭弓、

〔河海抄〕浮舟 內射之事 〔定書〕 同廿二年三月九日、○中有殿上賭弓之由、見御

記、

〔西宮記〕殿上月下 主上御射場、○註 射手、著座、○註 王卿依召、○註 定方人、

射場殿出
御親王二
方奏ヲ
人方奏ヲ
奏ス懸
御息所懸
物ヲ出サ

○註 奏前後奏、○註 延喜廿二年、方親王二人起座、自勝方奏舞、○註 勝方拜喜、
○註 廿二童以上王卿已下立、繼射進錢、○註 出懸物、○註 延喜廿二、御

十日、庚寅國忌、

〔類聚符宣抄〕四帝 帝皇

散位紀朝臣貫之

右大納言正三位兼行皇太子傅民部卿藤原朝臣清貫宣、奉勅、件人有所預事、不可令參、今月十日國忌者、

延喜廿二年三月九日

少外記笠治道 奉

貫之不參

散位紀朝臣貫之

右大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣清貫宣、奉勅、件人依有所預事、不參、今月十日國忌、宜免彼不參之責者、

延喜廿一年三月十一日

大外記兼讚岐權掾伴宿禰久永 奉

十五日、乙未大納言藤原定方、同清貫等ヲシテ、遞ニ官奏ニ候セシム、

〔西宮記〕七臨時家本 官奏 〔定書〕 同廿二年二月十五、兩大納言遞可勤官奏之由、

權中納言保忠卿奉勅、仰右大辨藤原朝臣邦基、〔定書〕 已了、

〔符宣抄〕別本

可令大納言藤原朝臣定方、同清貫等遞候官奏事、

延喜廿二年三月十五日宣

○西宮記二月十五日ニ作ル、今別本符宣抄ニ據リテ揭書ス、中納言以上ヲシテ、遞ニ官奏ヲ勤メシムルコト、二十一年十二月八日ノ條ニ見

ユ、

二十日、庚子雅明親王二年給ヲ給フ、

延喜二十二年三月十五日 二十日

延喜二十二年三月二十日

三七〇

〔魚魯愚抄〕

五 諸二合 親王 當年給事

延喜廿二年三月廿日御記云、自院令公賴朝臣

仰給、雅明親王給、可預寬平親王列事、

圖書寮、不仕ノ料ヲ以テ、太政官ノ長案ヲ打ツ料紙ニ充用セシム、

〔類聚符宣抄〕

六 文譜

圖書寮解、申請官裁事、

請以寮中不仕料宛用度、打太政官長案料紙三百張之狀、

白米一斗五升 酒五升 鹽一合五勺

和布一連半 魚三升

右被太政官今年十月廿六日符僞、右大臣宣、書太政官長案料、宜便留年料内、
每年令打進之者、其數雖不幾何、無用度物望請官裁、以件不仕料、准左右辨官
例、宛用打進、謹請官裁、謹解、

延喜十八年十二月四日

正六位上行大屬縣犬養宿禰秋人

從五位下守頭兼丹波權介嶋田朝臣仲方

正六位上行大允紀朝臣

正六位上行助宗岳朝臣

從六位上行少允藤原朝臣

左大辨源朝臣悅傳宣、大納言藤原朝臣清貫宣、打太政官長案紙料、白米壹斗
伍升、酒伍升、鹽壹合伍勺、和布壹連半、魚參升、以寮中不仕料、宜宛用之者、

延喜廿二年三月廿日

左大史坂上高臣 奉

延喜二十二年三月二十日

三七一

延喜二十二年四月五日 七日 十一日 二十一日

四月辛亥朔

五日、卯祭主大中臣安則ヲシテ、京中ノ疾病ヲ禳ハシム、

〔園太曆〕 觀應元年十月五日、

一大嘗會條々、穢中其沙汰可爲何様哉、可注進先傍例事、○中

同廿二四五、内裏穢、召祭主、於本官可祈京中病事之、依穢不能奉幣、○中略

神祇權大副卜部兼豐

内裏穢ニ依リテ奉幣セズ

七日、巳擬階奏、

〔九曆〕 天曆三年四月七日、見略○中 延喜二十二年等日記、不見兩大臣參入例、

稱障不參、未二刻御南殿覽擬階奏、

紫宸殿出御

十一日、辛酉平野祭、

〔西宮記〕 ○六前田家本 上申平野祭 延喜廿二四十一、參議藤原玄上、行平

野祭事、

二十一日、辛未建禮門前ニ於テ、大祓ヲ修ス、

〔西宮記〕 ○四賀茂祭 同廿二年四月略○中 廿一日、於建禮門前大祓、依賀茂祭止也、

二十二日、壬申主計少屬惟宗有尙ヲ、算得業生史戶忠則、秦春樹等ノ試博士ト爲ス、

〔類聚符宣抄〕 九算得業生試

主計少屬惟宗有尙

右大臣宣、伴有尙、宜爲試算得業生史戶忠則、秦春樹等之博士者、

延喜廿二年四月廿二日

大外記伴宿禰久永 奉

二十三日、癸酉穢ニ依リテ、賀茂祭ヲ停ム、

〔日本紀略〕 醍醐天皇 四月廿三日、癸酉、停賀茂祭、依穢也、

〔西宮記〕 賀茂祭 同廿二年四月十七日、大臣令申云、穢事云々、依先例卜定

被行宜狀、神祇官卜云、有不淨氣、无應云々、廿一日、○中略、建禮門前大祓ノ條

△二收 從三位澄清也、中納言橘朝臣、令内侍奏明日可警固事、依請、廿三日、停祭、依穢也云々、

〔西宮記〕 臨會十日事 但八省例、式日之行幸者、外記奉上卿宣、傳仰諸陣、延喜

止祭、猶有警固、年四月廿一日、雖

〔玉葉〕 十七 承安五年七月十三日、壬辰

外記所勘例、具在勅文、取要注之、

延喜二十二年四月二十二日 二十三日

警固

延喜二十二年四月二十三日

三七四

延喜廿二年四月十五日御記、同十七日、外記等依穢疑、被行御卜、依不淨由見、賀茂祭延引、略、○中

已上、忌丁穢例、

〔勘仲記〕弘安七年四月九日、丁亥、

賀茂祭依穢停止例

延喜廿二年四月十七日、有御卜、賀茂祭依此間連々穢、可延否事、

廿三日、癸酉、祭停止、但廢務、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

甲九十二 諸社 鴨社 勅封第九十五番ノ三

長興宿禰 賀茂祭停

止例、

延喜廿二年四月廿三日、祭停止之、此間連有穢、兼日停否事 被行御卜警固解陣如例、

○園太曆柳原家記錄、異事ナキヲ以テ略ス、

廢務

解陣

五月庚辰 朔盡

五日、甲申京中ノ病厄ニ依リテ、節會ヲ停ム、

〔扶桑略記〕

二十四 醍醐天皇下

五月五日、節會、依京中病苦停止、

○コノ後、仁王經ヲ轉讀シテ、病厄ヲ禳ハシムルコト、本月二十九日ノ條ニ見ユ、

二十六日、巳除目、

〔公卿補任〕

五 天曆元年

參議從四位下小野好古、六十四 延喜二十二年五月廿六日右京亮、

〔敍位除目執筆抄〕

延喜

同廿二五月廿六日京官、執筆、右大臣 忠平 歟

〔公卿補任〕

五 天曆元年

參議從四位上源等、六十八 延喜廿二年十廿五大藏大輔、

〔二中歷〕

二 諸司歷

二寮頭

大藏清方

稅 延喜 同廿二五

○源等等ノ任官、便宜合敍ス、

是ヨリ先、天台座主增命、屢上表シテ、職ヲ辭センコトヲ請フ、是日、勅シテ之ヲ許ス、

〔華頂要略〕

百二十 天台座主記一

第十增命和尚

延喜同廿二年壬午五月十五日、第三

度辭表、同廿六日聽許、

延喜二十二年五月五日 二十六日

三七五

辭表五度
勅書

延喜二十二年五月二十九日

三七六

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

七月、大僧都增命辭天台座主、八十、先是辭表五返、

至是許之、勅使右近衛少將藤原朝臣實賴攀登山房、賜勅書、任本望、勅增公惟公、智惠淬劍柔和裁衣、法之棟梁、尖於台山之雲、道之英花、開於禪林之曉、惟爲領袖、最得其宜、而抗表積年、辭職多日、中襟既惜其人、前蹤且無比類、抑而不聽、歲月深焉、今辭旨懇切、陳請頻繁、故嫌違公之素懷、無遂朕之蓄志、宜靜定水之浪、彌增觀月之明、

○增命上表シテ、職ヲ辭スルコト、二十一年八月、是月ノ條ニ見ユ、

二十九日、戊申、仁王經ヲ轉讀シテ、京中ノ病厄ヲ禳ハシム、

〔日本紀略〕

醍醐天皇

五月廿九日、戊申、請名僧於十一社、限三箇日、令轉讀仁王

經、爲消京中之病厄也、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

五月廿九日、依京中病死、於十一社、請僧十口、自今日三箇日、可讀仁王經之由被定、

十一社ニ
讀經セシ
請僧十口

六月庚戌朔

五日、甲寅、大宰府ヲシテ、新羅ノ使人ヲ對馬ヨリ歸還セシム、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

六月五日、對馬嶋新羅人到來、早可從却歸之由、官符給宰府了、

〔本朝文粹〕

十二

答新羅返牒

却歸使人等事

菅淳茂

伏思、當國之仰貴國也、禮敦父事、情比孩提、唯甘扶穀執鞭、豈憚航深棧險、而自質子逃遁、隣言矯誣、一千年之盟約斯渝、三百歲之生疎到此、春秋不云乎、親仁善隣國之寶也、魯論語曰、不念舊惡、是宜恩深含垢、化致慕羶、今差專介、冀藏卑儀者、如牒都統甄公、內撥國亂、外守主盟、聞彼勳賢、孰不欽賞、然任土之琛、藩王所貢、朝天之禮、陪臣何專、代大匠而採刀、慕庖人而割肉、雖誠切攀龍、猶嫌忘相鼠、縱宰府忍達金闕之前、而憲臺恐安玉條之下、仍表函方物、併從却廻、宜稽之典章、莫處疎隔、過而不改、如其餘何、但輝岳等、遠疲花浪、漸移葭灰、量給官糧、聊資歸路、今以狀牒、牒到准狀、故牒、

延喜年月日

延喜二十二年六月五日

三七七

使人ヲ却
クル理由

新羅ニ答
フル返牒
作者
新羅ノ牒

十日、未御體御卜奏、

〔園太曆〕 觀應元年十月五日、

穢中建福門外ニテ奏ス

一大嘗會條々、穢中其沙汰可爲何様哉、可注進先傍例事、○中

延喜二十二年同年六十、御躰御卜、於建禮門外奏之、○中略

已上、禁裏穢中被行神事之准據例如此、○中略

神祇權大副卜部兼豐

二十一日、庚午大神宮月次祭ヲ追行ス、是日、齋王、離宮院ヨリ二宮ニ參入アラセラル、

〔太神宮諸雜事記〕 醍醐天皇 延喜廿二年六月、御祭、齋主御參宮之間依洪

洪水ニ依リテ御返ラテ留アラセラル直會大饗

水之難留坐於離宮院、以同廿一日、參入二宮、即直會大饗如例、禰宜等祿物等畢、離宮豐明、寮官等、不可著坐也、

七月 己卯朔

十四日、壬辰炎旱ニ依リテ、神泉苑ニ、請雨經法ヲ修セシム、

〔扶桑略記〕 二十四裏書 七月十三日、依旱災、自明日五箇日、於神泉可修請

五箇日間ヲ囑請ス

雨經法、僧廿口、

十九日、召官寮、有御卜、依旱也、又請雨經二箇日、（三七）

二十七日、己巳相撲召合、尋テ、追相撲アリ、

〔日本紀略〕 醍醐天皇 七月廿七日、乙巳、於紫宸殿相撲召合、今年依旱不奏音樂、

廿八日、丙午、追相撲、

〔西宮記〕 四前田家本 相撲召仰 早損年相撲事 ○中略

同十二年、有相撲、但依旱損無樂、

〔樗囊抄〕 年中行事 疾疫疱瘡旱水等年例 同廿二、早

止樂 延喜廿二、早

是月、違期到來ノ相撲人等、入獄ノ日數ヲ定ム、

〔九條年中行事〕 七月 相撲人入京事 以今月十日爲期、延喜三年符、十九年宣旨

云、相撲人違期到來、隨狀下獄云々、廿二年、依彼宣旨行之、一倍違期之數令候、

延喜二十二年七月十四日 二十七日 是月

御トアリ更ニ二箇日ヲ加フ

炎旱ニ依リテ樂ナシ

違期ノ日
數ヲ倍シ
テ左右近
衛府ニ候
セシム

延喜二十二年七月是月

三八〇

〔小野宮年中行事〕七月相撲人入京事 十九年宣旨云、相撲人違期到來、隨狀下獄云々、廿二年、依彼宣旨行之、一倍違期之數、令候左右近衛府、次將奏最手參來由、於射殿若侍方御覽之、雖違期參來、尙奏其由、或依違期不召、或尙召之、

八月戊大申朔盡

三日、庚戌祈雨ニ依リテ、東寺ニ孔雀經法ヲ修ス、

〔北山抄〕六奉幣諸社事略記 祈雨例

同廿二年八月三日、於東寺修孔雀經法、爲祈雨也、

五日、壬子祈雨ニ依リテ、宣命使ヲ山陵等ニ發遣ス、

〔扶桑略記〕二十四裏書 八月五日、依祈雨被奉遣宣命使於山陵等、

内供奉十禪師良勇ヲ天台座主ニ補ス、

〔日本紀略〕醍醐天皇 八月五日、壬子詔以內供奉十禪師良勇、爲天台座主、

〔座主宣命〕二 第十一良勇和尚 治山一年、

宣命

宣命云、使少納言平惟扶、六日到來、

天皇 我 詔旨、山中乃法師等、白與宣勅命、平白大法師良勇、波、年老臆高

加上、故座主少僧都法眼和尚位圓珍、乃入室弟子爾之、眞言止觀、乃業、平兼習

爾へ依な無天脫力 故是以、山座主 爾 治賜 布 事宣勅命、平 白、

延喜廿二年八月五日補、超雲晴律師、

〔華頂要略〕百二十天台座主記一 第十一良勇和尚 延喜廿二年壬午八月五日任

延喜二十二年八月三日 五日

三八一

圓珍入室
ノ弟子

勅使

延喜二十二年八月八日

三八二

座主、年六十八、宣命勅使少納言平惟扶、同日到來、

〔僧官補任〕

天台座主

良勇内供

谷座主、延喜廿二八五任、

○諸寺別當座主次第同シ

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

八月五日、阿闍梨良勇補天台座主、智證大師門徒也、

〔歷代皇紀〕

醍醐天皇裏書

天台座主 阿闍梨良勇 歲六十八、智證弟子、

美乃國人、延喜廿二年八月五日宣命、

八日、乙卯、法皇、天台座主良勇二、日給竝二年分度者ヲ賜フ、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

八月八日、太上法皇別給日供、其詞曰、和尚天性清

素、日計屢虛、況有削跡之中、必乏餬口之貯、宜賜供養、永支齋儲、院司須每季差

使、送之者、且每年賜度者一人、其宣旨備、遁職風雲、雖觀水月、留跡雪嶺、何拋藜

杖、仍每年給度者一人、不斷六時香花、永待百年春秋、至授戒期、出名簿者、

諸國受領ノ、限ヲ過ギテ赴任セザル者ヲ勸申セシム、

〔符宣抄〕

別本

左大辨源朝臣悅傳宣、忠平、右大臣宣、奉勅、諸國受領之吏、過限不罷之類、各准法條、

可科責之宣旨、去二月二日已了、今須若有過限勸申者、

延喜廿二年八月八日

左大史阿刀忠行季 □ □

○諸國受領ノ赴任セザル者ヲ實檢セシムルコト、二月二日ノ條ニ、諸

國受領ノ限ヲ過ギテ赴任セザル者ノ罪ヲ免ズルコト、本月二十五日

ノ條ニ見ユ、

十一日、戊午、定考、釋奠内論義、

〔西宮記〕

八月

延喜廿二年八月十一日、天晴、定考云々、了上卿已下退出、

少納言、辨、外記史、如例相分先行、到於郁芳門下、此日景未暮、或云、可先行云、

上卿徘徊東門、遂先行、殆欲失例矣、

〔北山抄〕

二八月 年中要抄下事

明日明經論議事

延喜廿二年八月十一日、有内論議事、又定考也、天皇御南殿、忠平、右大臣、大納言定

方卿侍座、自餘在官定考處、江次、

十三日、庚申、權律師立日寂ス、

〔日本紀略〕

延喜廿一年八月十三日、權律師立日卒、

〔僧綱補任〕

二興福寺本

權律師立日

延喜十八年二月廿四日任、天台宗、

延曆寺已講勞、朱書、七十三、能登國人、巨勢氏、同廿二年八月十二日入滅、

延喜二十二年八月十一日 十三日

三八三

紫宸殿出

官歷

能登國人
巨勢氏

延喜二十二年八月二十二日 二十五日

三八四

〔三會定一記〕一 同十三年（延喜）去年十月（推原也）宣講師玄日（延曆）天台宗 同十八年任律師、

二十二日（延喜）文章生試、

〔類聚符宣抄〕九 文章生試

學生藤原尹甫

右（延喜）大臣宣奉勅件人令奉文章生試者、

延喜廿二年八月廿二日

少外記笠治道 奉

○試日詳ナラズ、姑ク爰ニ掲書ス、

二十五日（延喜）諸國受領ノ、限ヲ過ギテ赴任セザル者ノ罪ヲ免ズ、

〔符宣抄〕 別本

左大辨源朝臣悅傳宣（延喜）右大臣宣奉勅（延喜）朝臣、整新制之後、過限不罷任

國、須准法（延喜）而依有所申、此度殊免、但今日以後裝束之（延喜）内、宜早令

罷向、又諸國受領、如此寄事申請（延喜）有過限、依先宣旨、將加科責、不曾寬宥者、

延喜廿二年八月廿五日 左大史阿刀忠行奉

○諸國受領ノ、限ヲ過ギテ赴任セザル者ヲ勸申セシムルコト、本月八

日ノ條ニ見ユ、

以後ノ過
意ヲ戒シ

九月（延喜）朔

一日（延喜）法家ヲシテ、甲乙相訴フル時、共ニ召問スルノ可否ヲ勸申セシム、

〔政事要略〕八十四（延喜）糾彈雜事二十四

勸申甲告言乙、未定可召、廻告狀間、乙亦告申甲、收其告狀、同共召問否之由

事、

右被別當宣備（延喜）甲告言乙、使等未定可召之由、廻見告狀之間、乙又告申甲、依告

狀先後、亦召問乙乎、爲當收乙告狀、同共可召問甲乙哉、宜勸申其由者、謹檢鬪

訟律云、被不得告舉他事、說者云、被固禁者、斷罪之間也、不得告舉他事者、被禁

日始至于役畢決畢、不得告舉天人民犯狀者、據檢此文、被固禁不可告他事、然

則未禁之間、可無其制、方今甲告言乙、使等未定可召之由、廻見告狀之間、乙告

申甲、既是非被禁之乙、依律論之、收其告狀、同共召問、可無妨難、仍勸申、

延喜廿二年九月一日 在宗家勸草

二日（延喜）越前國、渤海客來朝ノ事ヲ奏ス、

〔扶桑略記〕二十四（延喜）裏書 九月二日、己卯、渤海客安置越前之（延喜）進解文、

四日（延喜）信濃望月駒牽、

延喜二十二年九月一日 二日 四日

三八五

鬪訟律

宗家勸草

越前ニ安
置ス

延喜二十二年九月九日

三八六

〔西宮記〕

八月 駒牽事
駒牽次

同廿二九四牽望月御馬、中納言仲平候於清涼殿

令分取

〔政事要略〕

二十三日 年中行事二十三日 八月下
信乃國望月御馬事

同廿二年九月四日、貢進

望月御馬、中納言仲平依召參入、天皇御清涼殿、令分配、

九日、丙戌諸國不堪佃田二依リテ、重陽宴ヲ停ム、

〔日本紀略〕

醍醐天皇

九月九日、止重陽宴節會、依諸國不堪佃也、

清涼殿出御

大極殿ニ於テ修ス

是秋季御讀經、

〔本朝世紀〕

天慶二年七月十四日、癸丑、季御讀經、先例於南殿并御在所被行

之、而依祈雨、修季御讀經之時、或於大極殿修之、或於南殿行之、公忠勘申件等

例、太政大臣宣、依延喜十七年、同廿二年中略等例於大極殿可行者、

延喜二十二年是秋

三八七

延喜二十二年十月一日 十日 十四日 十七日

三八八

十月 丁未 朔

一日 丁未 旬

親王等獻
盃ノ儀ア

〔西宮記〕

十月 後儀

延喜廿二年十月一日、中納言仲平卿起座、獻盃於親王、

清貫、玄上朝臣等、同互獻盃、是依舊風云々、

少納言不
參

〔北山抄〕

四月 年中要抄上

延長七年十月一日、少納言不參、令少將惟扶召、

延喜廿二
年例也

十日 丙辰 興福寺維摩會、

〔維摩會講師研學豎義次第〕

廿二年 壬午 講師義聖（榮實）去年十一月四日宣五日講 上毛

伊勢國人、長

研學昌恩 年、

蔭

長者宣始之、三人連宣始

也、即常覺、智維、昌恩也、

朝律師弟子

〔三會定一記〕

一

同廿二年

去

年十一月四日宣

講師義聖

藥師寺、

豎義 昌恩、

次淨

十四日 庚申 齋宮寮燒失二依リテ、伊勢臨時幣帛使ヲ發遣ス、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

十月十四日、依齋宮寮失火事、奉遣伊勢臨時幣帛

使、

十七日 癸亥 烏漏刻ノ杭ヲ咋拔クニ依リテ、御卜ヲ行フ、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

十月十七日、癸亥、烏咋拔時、杭於藏人所有御卜、

〔京都御所東山御文庫記錄〕

野甲二府記

長元三年九月十六日、丙寅、權左中辨

來云、昨日未時、犬四入御匙、韓櫃喫損、鎰袋○中問外記令勘申可相准之例者、

即仰大外記文義勘申、延喜廿二年○中失時杭等例、○中勘文云、

勘申犬嚙破御鎰袋、恠可准例事

延喜廿二年十月十七日記云、烏咋拔傳漏杭、仍於藏人所、召陰陽寮、令占申、

二十一日 丁卯 虹侍從所ノ門外ニ見ハル、是日、諸國不堪風水使ヲ定ム、

〔扶桑略記〕

醍醐天皇下

十月廿三日、丁卯、被定諸國不堪風水使、是日、虹立

侍從所門外、

二十二日 辰戌 諸國調庸ハ、他色ヲ以テ貢進スルヲ禁ズ、

〔符宣抄〕

別本

右大辨藤原朝臣邦基傳宣、右大臣宣、奉勅、輸貢調庸、各立本色、而或國宰等、正
物難備之由、便以他色貢進、雖有先例、理不可然、自今以後、前司任終年、并當任
之間、諸國言上、綾羅絹綿等色替解文、不可申上、但前司以往、有不得止可申請、
須經奏聞、乃聽處分者、

延喜二十二年十月二十一日 二十二日

三八九

前司以往
分ハ奏
ノ分テ
聞シテ
分シム

延喜二十二年十月二十二日
延喜廿二年十月廿二日

三九〇
奉

十一月丁丑朔

四日庚辰長子內親王薨不ズ、

〔日本紀略〕醍醐天皇十一月四日庚辰無品長子內親王薨陽成院第一皇女

〔本朝皇胤紹運錄〕

陽成天皇

長子內親王元品母同元長女王子

十五日卯辛新嘗祭、

〔西宮記〕六前田家本新嘗會天一延喜太白在西時、御中院例并不御例、

同廿二年十一月十五日太白

二十一日酉賀茂臨時祭、

〔北山抄〕二年賀茂臨時祭十一月同廿二年十一月廿一日皇太子參上

自侍方參上、其座御座御厨子所供御酒、又給太子四基七八巡後、舞人螺盃、陪

從以銅盞例也、午四刻於御前歌舞、王卿候南長橋上、太子暫罷下弘徽殿、依召

參上、候額間御障、御厨子所供御膳、於畫御座以御次賜太子六基次供御酒云

々、所司立幄庭中、內藏寮給酒饌如常、次太子參上、自瀧口參上、王卿勸盃、參上

延喜二十二年十一月四日 十五日 二十一日

三九一

陽成天皇
ノ皇女

御世系

皇太子參
上アラセ
ラル

御前ニ於
テ歌舞ス
先ツ御膳
次ニ御酒
ヲ供ス

神樂アリ

輕服ノ人
庭火ニ關
カレ

南院親王
ト號ス

淨藏ヲシ
テ御病ヲ
禳ハシム
親王蘇生
シ四日ヲ
經テ薨セ
ラレ

除病法ヲ
修ス

延喜二十二年十一月二十二日

三九二

候南階簀子左衛門督藤原朝臣^(仲平)候北簀子爲大夫也、亥刻神樂云々、供御酒、給太子云々、或祕記云、此日季業身依輕服、不入陪從、而東宮入覲爲彼侍者候矣、便有勅命、被召關庭火、^{今按、除服歟、但輕服人、神樂間、依召參仕、非无其例。}

二十二日、^{戊戌}入道是忠親王薨ズ、

〔日本紀略〕^{醍醐}十一月廿二日、^天戊戌、入道式部卿是忠親王薨、^{號南院親王}

〔新儀式〕^{三五}等已上親喪服錫紵事、縫殿寮令舁御服辛櫃、參藏人所供之、藏

人相加御冠、盛楊篋置高坏、豫置可出御之所、^{略、中同、廿二年、出御、南廊、小板敷、○中略}刻限出御、錫

紵著給、畢即入御、

〔拾遺往生傳〕^中大法師淨藏、^{略、中}南院親王、令修除病之法、經三日、日中時、

親王薨去、大法師以火界呪加持之、親王蘇生、著法服而禮拜、退出之次、示伴僧

云、親王運命定業也、然而爲顯法驗、暫令蘇生也云々、經四箇日、遂以薨逝、

〔元亨釋書〕^十感進四之二、釋淨藏、洛城人、諫議大夫殿中監善清行之第八

子也、母弘仁帝孫女、^{略、中}南院皇子、令人修除病法、過三日、皇子薨、哀訴于藏、藏

以火界呪加之、皇子蘇息、正服而禮藏、藏出語人曰、皇子命盡矣、我只呪力令暫

蘇耳、四日遂薨、

〔西宮記〕^{十二}薨奏、^{○臨時已}凶事、^九記云、天曆四十廿四、令伊□奏、昨所作勸

文、其文云、^{略、中}延喜廿二十一廿五薨奏、无品是忠親王、元出家仍錄注无品之

由、件人依未葬給葬料云々、同日薨奏、无品長子內親王、件人不給葬料、已依葬

送也云々、

〔歷代編年集成〕^{十四}光孝天皇、皇子是忠親王、貞觀十二年、^{元慶元年四月}賜

源姓、元中納言、從三位、寬平三年十二月詔爲親王、一品、式部卿、號南院宮、延喜

廿二年十二月廿二日薨、母皇太后班子女王、

〔公卿補任〕參議正四位下源是忠、^{二十}仁和天皇第一源氏、母班子女王、^{皇太}

子、式部卿仲野親王女、貞觀十七年正七從五位下、同十九正三從五上、十五

日侍從、元慶七正十一左衛門佐、同八四十三賜姓、五月廿九日正四下、六月一

日勅授帶劔、九日任參議、^(仁和元年)同九年正月十六日兼近江守、仁和三年五月兼按察

使、十一月十七日從三位、^(廿)上、寬平二年九月廿日兼左衛門督、同三年三月十

九日任中納言、左衛門督如元、七月廿三日爲使別當、十二月廿九日改爲親王、

敘三品、^{○以}四、

〔西宮記〕^{臨時一}延喜八年正月十七日、^{略、中}勅聽式部卿是忠、乘輦出入宮中、諸

延喜二十二年十一月二十二日

三九三

薨奏
葬料ヲ給
ス

御官歴

輦車ヲ聽
ス

延喜二十二年十一月二十二日

三九四

節不立行列此日左大臣令勘一品葛原親王三十八日親王令奏昨日宣旨慶賀之

〔本朝皇胤紹運錄〕

光孝天皇

御世系
南宮卜號

是忠親王

一品式部卿中納言從三位寬平三十二廿九爲親王延喜廿八出家同廿二十廿二薨號南宮母女御班子仲野親王女

式順王

從四下大舍人頭圖書助

式瞻王

從五上山城守

興我王

正五下內膳正

忠望王

從四下

今扶王

四品

英我王

三木正四下大宰大貳

源清平

本名齊明三木正四下大弼

源正明

從四上相模守

源和

女子

後撰作者

〔三代實錄〕

清和天皇 貞觀十二年二月十四日丙申无位略

賜姓源朝臣

〔三代實錄〕

光孝天皇 元慶八年六月二日辛卯正四位下源朝臣是忠略

依去四月十三日勅書賜姓隸左京一條

〔日本紀竟宴和歌〕

延喜六年 得雄朝孀稚子宿禰天皇 式部卿是忠

甘檉乃丘乃久可太知支與介禮波爾己禮留多見毛可波禰數末之幾

〔拾芥抄〕

中末 諸名所部第二十 南院 四條北壬生西 是忠親王家

○是忠親王ノ薨日歷代編年集成十二月二十二日ニ作ル今日本紀略

西宮記等ニ據リテ掲書ス親王ヲ大學別當ニ補スルコト四年是歲ノ

條ニ延曆寺佛眼院ニ供養シ給フコト七年七月七日ノ條ニ御出家ア

ラセラルコト二十年六月十四日ノ條ニ見ユ

二十四日庚子穢ニ依リテ大原野祭ヲ延引ス

〔日本紀略〕

村上天皇 天德二年二月十三日乙丑自今日內裏有犬死穢仍大原

延喜二十二年十一月二十四日

三九五

源姓ヲ賜

左京一條

御歌

御邸宅

延喜二十二年十一月二十四日

三九六

野祭延引兩度延引可勘申先例外記勘申延喜廿二年例

十二月 丙午 朔 盡

十二日 御體御卜奏

〔西宮記〕

六月 御體御卜

上卿著陣座外記申神官候御卜由○註官人進奏案○註

略官人昇案立南廊○註內侍臨東階上卿起取函付內侍○註延喜廿二年十月十二日大納言

經廊西一間進御所

十四日 月次祭ヲ追行ス、是日、采女等ノ不足ニ依リテ、神今食祭ヲ停ム、

〔西宮記〕

六月 散齋日 在穢內行 神今食

延喜廿二年十二月十一日、月次神今食

依穢延引、十四日、月次祭事了、神今食付神祇官被行、而可供奉采女八人也、先例件采女三个日齋、而依內穢不供奉、仍以不穢采女可供奉、而所在只二人、若不足時、以水取爲采女代令供奉、而不穢水取一人、惣三人也、因之、入夜被停件祭、

十五日、神今食祭ヲ停ムルニ依リテ、大祓ヲ行フ、

〔西宮記〕

六月 散齋日 在穢內行 神今食

延喜廿二年十二月十五日、停祭之由、於建禮門前大祓、

穢ニ依リテ延引ス
神今食付
神祇官ニ

延喜二十二年十二月十二日 十四日 十五日

三九七

是冬、文章博士菅原淳茂、漢書ノ講筵ヲ竟ル、

〔本朝文粹〕

九 序 乙 論文

北堂漢書竟宴、詠史得蘇武、

紀在昌

○上 我君之馭天下也、憲章六籍、搜獵百家、留玄覽於鳥策、傾清聽於蠹簡、延喜十九年、仲冬十一月、以此書經國之常典、命翰林菅學士講之、○中 廿二年冬、篇軸漸盡、披授始畢、○下

○淳茂ヲシテ、漢書ヲ講ゼシムルコト、延喜十九年十一月是月ノ條ニ、竟宴ノコト、延長元年三月七日ノ條ニ見ユ、

位記

聖寶清瀧社ヲ藥師堂跡ヨリ勸請スニト

是歲、醍醐寺鎮守清瀧社ニ五位ヲ授ク、

〔慶延記〕

四 醍醐雜事記

一 清瀧宮 三間一面、檜皮葺、○中略

私云、清瀧宮御殿預定暹、不知祝文、爲教之式、部大夫爲業、詔之時、慶延先奉逢三密房阿闍梨聖賢、申云、清瀧御位記五位御官符在寶藏、此外不候歟、阿闍梨答云、兩僧正請兩經法數度被行之、以其勸賞被申行極位云々、御官符在小野經藏、次又申云、權現御事、何事以覽答云、清瀧御本所者、藥師堂跡云々、尊師依爲可被立御願寺之勝地、被奉勸請清瀧峯、乍巖石令渡之間、一乘院下邊有一之大巖、其片闕零落云々、如此語傳也云々、祝文作者爲業者、江以言五代之孫也、

醍醐寺解、申請天裁事

請殊蒙天裁、因准傍例、被下宣旨、賜榮爵參人、以其敝料、修復鎮主清瀧社狀、右謹檢案内、件社者當寺之鎮守也、○中

爰醍醐聖主、延喜年中、崇持神威、授以爵位之後、代代加階至正一位、○中

大治元年潤十月十日

〔參考〕

延喜二十二年是歲

清瀧社ノ
所在

醍醐山上
ニ降臨ス

延喜二十二年是歲

〔山城名勝志〕

字十七郡 清瀧社 坐西谷關 伽井傍

〔諸神記〕

清瀧社事 醍醐

弘法大師入唐歸朝之時、爲東寺眞言擁護有御同船、降臨醍醐山上、醍醐巽方窟上給、小野僧正仁海之時、依雨効驗、被敍一位、○下

勘解由使ヲシテ、駿河前司惟原岑兄ノ、公麻田獲稻無實罪ヲ免ズルコトヲ勘判セシム、

〔政事要略〕

五十三 雜田事

勘解由使勘判抄

一田事 ○中

駿河前司惟原岑兄

又云、關國司公麻田獲稻無實案執狀、物非入己、爲濟郡司費也者、事在恩前、須任依實免之、延喜廿二年判

大江朝綱對策、

〔公卿補任〕

五 天曆七年

參議從四位上大江朝綱、六十八延喜廿二年策、

權律師義濟寂ス、

〔三會定一記〕

一

同十二年、去年十月廿八日宣

講師義濟七十法興寺、同十八年任權

律師、同廿二年卒、八十歲

〔僧綱補任〕

二 興福寺本

同十二年、壬申

講師義濟 法相宗、元興寺、十一年

十月廿八日宣旨七十、

延喜二十二年是歲

四〇一

四〇〇

年末雜載

神社

〔類聚大補任〕

醍醐天皇

二宮禰宜同前 但最世九月七日敍從五位下、

少司恆瀧 十一月復任、

佛寺

〔信貴山資財寶物帳〕

一 諸檀越施入略

平群貞主子 施入地壹段參佰步、

同郡在龍田東條一里六坪內、

延喜二十二年五月十七日施入、

〔正倉院文書〕

東院文書 壹櫃第六卷

〔別傳〕 十月五日到任

太政官牒、東大寺

應暫加任造寺所知事傳燈滿位僧會安、年册一、法相宗、專寺、

大神宮禰宜敍位少司恆瀧復任

平群貞主子地信入

東大寺造寺所知事

三員

右得彼寺牒、謹檢前例、件造寺知事元是四人、而故律師道義爲別當之時、去昌泰元年閏十月一日、申停二人、以二人爲定額也、其後未經幾年、以同三年九月一日、加任一人、准之三綱、以爲三員、令勤作事、而今事多人少、動致闕怠、望請官裁、被暫加任件一人、將令勤造寺雜事者、大納言正三位兼行皇太子傳民部卿藤原朝臣清貫宣、依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

延喜廿二年九月廿三日 造東大寺講堂判官右大史正六位上秦宿禰〔別傳〕貞與牒從五位上守右少辨藤原朝臣〔別傳〕元方

奉行

知事

別當律師○本書、太政官印ヲ踏ス、

〔醍醐雜事記〕

○山城

〔榮卷〕 當寺別當、三綱、知事、專當補任官符取要注進之、有職

〔解文類訖〕

傳燈滿位僧會安同廿二年九月廿三日 法相宗 專寺

〔醍醐寺三綱次第〕

上座延賀 延喜廿二年十月十五日、觀喜死闕替、○醍醐寺新要

〔錄同〕

生死

延喜二十二年雜載

醍醐寺上座

〔松尾社家系圖〕

月雄

松尾月讀
宮長官雪
雄卒ス

雪雄神祇宮主、月讀宮長官、實從五位下、延喜廿二年三月六日卒、六十二號松室

母神祇伯大、中臣淵魚女

延喜年中

大神祭使出立、及ビ臨時祭ノ日、荷前使ヲ奏スルコトヲ止ム、

〔撰集祕記〕十二月十三日點 荷前使參議已上事 古人記云、十二月十三日、若大神祭使出立、

及有臨時祭者、今日不可奏荷前使差文云々、

是延喜御時定云々、

敦實親王、勸修寺ニ八幡宮ヲ勸請セラル、

〔榊葉集〕秋冬 勸修寺 延喜年中、移八幡宮坐勸修寺、敦實親王建立云々、

味酒安行、筑前ニ安樂寺ヲ建立ス、

〔最鎮記文〕

太政官 山城國司、

應准大宰府安樂寺例、以氏人令領知北野寺事、

右得正四位下行式部權大輔兼文章博士菅原朝臣文時等、去六月十日奏狀

稱謹案事情、安樂寺、味酒安行、去延喜年中、始所建立也、安行死去之後、始自天

德三年、以氏人解、言上於官、補任寺司、年序漸久、略中

貞元元年十一月七日

延喜年中

安行死後
氏人ヲ寺
司ニ補ス

延喜五年
建立ス
ノ説
天満大自
在天神
稱ス

祠堂ヲ創
崇ム
メ神明ト

僧尊意心
設ク
字形池ヲ

〔菅家御傳記〕 安樂寺學頭安修奏狀云、太宰府安樂寺者、贈大相國菅原道真公喪葬之地、十一面觀世音大菩薩靈應之處也、延喜五年八月十九日、味酒安行依神詔立神殿、稱曰天滿大自在天神、

〔筑前州太宰府安樂寺菅丞相祠堂記〕 昌泰四年春、菅丞相謫帥太宰府、既未幾稔、而薨于官舍矣、後帝意乃解、察之無罪、越延喜五年秋八月十九日、創祠堂以崇神明也、是時乎、藤原仲平、味酒安行、爲經營監事、釋尊意占定其社地、亦改爲其廟前之蓮池、以模寫于心字形也、初靈舍猶爲矮少、遞代漸加莊麗、以增其舊制、厥位面陽、厥村孔良、殿廊門廡、黝堊丹漆、舉以法故也、曾觀宰府勝狀、竈山聳東、天判山嚮西、染河前程流、石踏河北漲、而西廻折、二川溶々、脈派相通、以成思河、四王院城山卓坎、葦城驛下離西邑、是觀音寺、夫廢都府樓之舊跡、亦胥連焉、此乃安樂寺之大觀也、猗乎前人之述備矣、然則往還、北通豐後、南極肥前、遷客騷人、多會于此、敬丞相之情、得無異乎、

〔曾綱補任〕

二興福寺本

同十九年、已（延喜）造立安樂寺、

〔天滿宮安樂寺草創日記〕

合建立修造注之

延喜十九
年建立ス
トノ説

諸堂諸院之數并代々寄進事

御殿者、延喜五年乙丑八月十九日安行建立、○中

御墓寺、延喜十五年乙亥、安行始造、同十九年己卯、當寺崇尼觀竿寄進小中庄、

安樂寺、安行建立、或云延喜十年、

〔北野藁草〕

七延喜之餘

天滿宮安樂寺草創日記云、上略安樂寺、延喜十九年、

左大臣藤原仲平建立、

〔參考〕

〔拾芥抄〕

下本 諸寺部九

安樂寺天神號天滿宮、有筑紫太宰府

〔筑前國續風土記〕

七御笠郡中 天滿宮

延喜五年八月廿九日、安樂寺に初て菅公の神殿を立らる、味酒安行と云し

人、是を奉れり、其後藤原仲平相續て是を奉行し、同十九年に至て作りおひ

れり、是菅公を初て神とあかめ參らせし時、作り初めし神殿也、地法性坊其社

前の池にハ、心の字、其始ハ猶矮に成しか、年を経てやうやく壯麗を（世）あせり、

〔太宰管内志〕

上御笠郡之二十二

味酒安行社

師説に、味酒安行社は、山上町に在社、後に野石塔あり、安行墳ならんと云、同説

延喜十年
建立ス
トノ説

安樂寺ノ
所在

味酒安行
社

に、安行は、武内大臣、荷平群、木菟宿禰、後なり、世々儒家にして菅家、御門徒なり、安行、父は直講、淨成、臣也、延曆弘法、大師、此人に就て尙書及毛詩、左氏傳、な
受けられし由、大師、行化記に見えたり、安行、臣は即淨成の子なり、菅神筑紫に赴
き給ふ時に、從奉り、薨給ひし後、祠壇を構へて祀らる、さて後、康保元年、九月、赴
あり、安秀、行成、善重、云、是、三宮司の祖なり、三人

僧命蓮、信貴山寺ヲ建立ス、

〔信貴山文書〕和〇大

信貴山寺

資財寶物帳

合

御堂ヲ造
リ五佛ヲ
安置ス

延喜年中、奉造九尺間三間檜皮葺四面庇御堂、即奉安置金剛界成身會五
佛并雜佛等、

延長年中、本御堂改奉造五尺釋迦佛金色奉顯、并普賢文殊等、

承平年中、中御櫛立未葺、

法文章

金泥法華經一部

墨寫法華經有數部 又真言經等有數部

藏經

寶物

大般若經一部六百卷 即奉積綾槻厨子

一寶物章

鐘貳口 一口一尺 打鳴二口 一口一尺、一口一尺、一口一尺、一口一尺、

鼓口未鑄、其料金在二斤餘、

錫鉢肆莖 香爐三具 但一具、 金如意二枝 一、大、一、小、

金剛鈴二 一、大、一、小、 大螺三 大、中、小、 高座幡八條 長一丈六條、

八葉蓮華形綾幡八料無具、未縫、覆二條花箱等、

袈裟一條加橫皮 赤甲袈裟一條無橫皮

佛器十口 高杯廿本 花机肆前 大盤一帖 槻小厨子一口

楯厨子一口 無片戸 楯辛櫃一合 即入寶物等、

樂器

揭鼓一面 〔揚子〕 楷鼓一面 三鼓一面 大鼓一面 貴得玉面 在笠

大小尊面各一

釜肆口 之、中、一、口、入、二、斗、 二口入斗 足鍋二口 入、三、升、

槽三 大、中、小、 供養船肆口 新、三、 湯船二 新、一、 油臼一具

延喜年中

絹幡八流交縫尼妙好施入、金鼓壹面長七寸

房舍

一房舍

僧房五間在戶三面并板敷、一在板敷戶大小二面

三間東屋、中房、即在戶二面板敷等、

五間東屋、客房、在戶二面支止板敷、

西經所五間、在戶二面板敷等、

毗沙門堂、三間在戶、

倉壹宇、在板敷戶等、

大衆三間屋、二字一字在戶二面、一字在庇二面

一諸檀越施入、山地田畠等、在各相副公驗、

左衛門督殿御、施入山壹處、承平二年二月三日施入、

源(秀)在相君御、施入地伍段貳佰步在大和國廣瀨郡十五條三里、字鬼取畠者

承平五年正月十一日施入、

宗岳用行子、施入田參段并下地壹處在平群郡中鄉八條十四里十六坪內

伊福部藥子等、施入地參段在同郡同條里九坪并十六坪內、延喜十六年正月三日施入

四一〇

寺領

平群貞主子、施入地一段參佰步同郡在龍田東條一里六坪內、延喜廿二年五月十七日施入

河內國

美努常真有貫等、施入田貳段佰廿步在若江郡三條竹村里七坪西一者、延喜十七年正月廿六日施入

志紀定子、施入地沫段中田五段、畠貳段在安宿郡二條追里廿四坪東一、

畠一條、次田里卅坪者、承平元年八月三日施入、

飛鳥戶糺子、施入田壹段在大縣郡山上二條、字明子者加佐志谷上、

美努忠貞、施入田參佰廿步在澁川郡三條利苅里十一坪者、承平六年正月十日施入

尼妙恩、施入地壹段并林地肆段在公安郡三條額田廿六坪內、字佛典尾者、

承平六年九月十四日施入、

中堂八尺千手觀音奉施入、畠壹町、佛子平賢、在平群郡中鄉九條

十四里廿五廿六坪、限東云田、限南谷神所、限北平隆寺地、字三宅畠者、

田壹段、在平群郡中鄉八條十五里三坪、尼妙好施入、

真野吉樹、施入畠貳段在廣瀨郡十四條三里廿五廿六坪者、

寬弘八年十二月廿五日、供所檢校真野吉、

沙彌正如、施入畠伍段貳佰步(在既力)河內國安宿郡心條池原里卅一卅二坪內者、

延喜年中

四一一

延喜十六年正月十五日施入

當麻正秀奉施入家地二段事

在廣瀨郡北郷十條三久度里十二坪内、西壹

寬仁元年十二月二日

命蓮毗沙門安置
山籠十二年

右命蓮、以寬平年中、未辨菽麥、幼稚之程、參登此山、但所有方丈圓堂一字、安置毗沙門一軀、爰愚私造闇室、限十二年、山蟄勤修之間、更無人音、佛神有感、彼此同法出來、專位於此山、更無他行、自然臻于六十有餘、其間奉造本堂四面庇、自餘寶殿尊像、又寶物房舍等所造儲也、但伴山寺雖有十方施主、施入田地、其數乏少、所以難動、常燈修理、伏願、鎮守山王勸請諸神、加於冥助、護持伽藍、有緣釋衆、尋於先跡、續於鷄山、依此功德、奉增鎮守山王威光、勸請諸神、證四八相、普天神祇及含怨聖靈一切靈等、皆成佛道、然後上奉護一人、下利万民、仍爲後置記如件、

承平七年六月十七日

住侶沙彌 在判

命蓮ノ開基

〔拾芥抄〕

諸寺部九 信貴河内、毗沙門天

〔今昔物語〕

本朝一付佛法 修行僧明練始建信貴山語第卅六

命蓮ハ常陸ノ人

今昔佛道ヲ修行スル僧有ケリ、名ヲハ明練ト云フ、常陸ノ國ノ人也、心ニ深ク佛ノ道ヲ願テ、本國ヲ去テ、國々ノ靈驗ノ所々ニ修行スル間ニ、大和國ニ至レリ、郡ノ東ノ高キ山ノ峯ニ登テ見レハ、西ノ山ノ東面ニ副テ一小山有リ、其山ノ上ニ五色ノ奇異ナル雲覆ヘリ、明練是ヲ見テ、定テ彼所ハ靈驗殊勝ノ地トナラ思テ、其雲ヲ注ニテ尋子行ク、山ノ麓ニ至ヌ、山ニ登ラム爲ルニ、人跡无シト云モ、ト草ヲ分チ木ヲ取テ登ルニ、山ノ上ニ猶此ノ雲有リ、其所ヲ指テ登リ立チ見ルニ、東西南北ハ遙ニ谷ニテ下タリ、峯一有リ、其ノ峯ニ此雲覆ヘリ、此ニ何ナル事ノ有ニカ疑ヒ思テ寄テ見ルニ、更ニ見ユル者无シ、只馥キ香ノミ薫シテ山ニ滿タリ、然レハ明練彌ヨ奇異ノ思ヲ成シテ尋求メム見ルト云モ、ト木ノ葉多積テ地モ不見、只指出タル者ハ、大ニ喬立テ石共也、然ルニ積リ置ケル木ノ葉ヲ搔去テ見レハ、木ノ葉ノ中ニ巖迫ニ一ノ石ノ櫃有リ、長尺許、弘尺許、高尺許、尺許也、櫃ノ牀ヲ見ルニ、此世ノ物ニ不似、櫃ノ面ノ塵ヲ拂テ見レハ、銘有リ、護世大悲多門天下、是ヲ見ルニ貴ク悲キ事无限シ、然レハ此櫃此ノ所ニ在ルニシケ依テ、五色ノ雲覆ヒ異ナル香薫リトケ思フニ、涙落ツル事雨ノ如クシ、泣々ク禮拜

護世大悲多聞天ノ
銘アル石ノ
櫃ヲ發掘ス

大和河内
國造沙
門堂立
命蓮鉢
飛バシ
食チ繼
トノ説

命蓮上人
濃ノ人ナ
東大寺
戒スニ

シテ思ハク、我レ年來佛ノ道ヲ修行シテ、諸ノ所ニ行キ至ルト云ヘト未タ
如此ノ靈驗ノ地ヲ不見然ルニ今此ニ來テ希有ノ瑞相ヲ見テ、多門天ノ利
益ヲ可蒙シ、然レハ今ハ我レ他所ヘ不可行、此ノ所ニシ佛道ヲ修行シテ命
ヲ終ラム思テ、忽ニ柴ヲ折テ菴ヲ造テ、其レニ居ヌ、亦忽ニ人ヲ催テ、其櫃ノ
上ニ堂ヲ造リ覆ヘリ、大和河内ノ兩國ノ邊ノ人、自然ラ此事ヲ聞キ繼テ、各
力ヲ加ヘテ此堂ヲ造ルニ輒ク成ヌ、明練ハ其菴ニ住シテ行フ間、世ノ人皆
是ヲ貴テ訪フ、亦訪フ人无キ時ハ鉢ヲ飛シテ食ヲ繼キ、瓶ヲ遣テ水ヲ汲テ
行フニ、乏キ事无シ、今ノ信貴山ト云是也、

〔信貴山緣起〕

上

あゝに中比、信濃國に命蓮上人といふありけり、さる田
舎にて法師に成にければ、また受戒もせて京にのほりて、東大寺といふ所
にて受戒せんと思て、とかくしてのほりて受戒してけり、さてもこの國へ
歸らんとおもひけれともよしなし、さる無佛世界のやうなる所に歸らし、
あゝにゐなんと思ふ心つきて、東大寺の佛の御まへにあて、いつくにか行
して、のそやかに住ぬへき所あると、よろつの所を見まはしけるに、坤のか
たにあたりて、山かすかにみゆ、そこにをこなひてすまんと思て、行てやま

信貴山ニ
毗沙門堂
ヲ建ツ

鉢ヲ飛
シテ玉崎
ノ藏米ヲ
求ムトノ
説

の中に、えもいはすをこなひて過すほどに、すゝろにちいさやかなる厨子
佛をゝこなひいたしたり、毗沙門にてそねはしましける、そこにちいさき
堂をたてゝすへ奉りて、えもいはす行ひて年月ふる程に、この山のあなた
玉崎といふ所に、下須徳人ありけり、そこに聖の鉢はつねに飛行つゝ物は
入てきけり、大なるあせ倉のあるをあげて物とりいたすほどに、この鉢飛
てれの物あひにきたりけるを、れの鉢きにたり、ゆゝしくふくつけき
鉢よとて、とりて倉のすみになけをきて、とみに物もいれさりければ、鉢は
待るたりけるほどに、物ともえたゝめはてゝ、此鉢をわすれて物もいれす
とりもいたさて、倉の戸をさして主歸りぬるほどに、とはかりありて、おの
倉すゝろにゆさゝとゆるく、いかにゝと見さはくほどに、ゆるきゆる
きて土より一尺計ゆるきあかるどきに、おはいかなる事なとあやしかり
てさはく、まことゝありつる鉢をわすれてとりいてす成ぬる、それかえ
わさにやなどいふほどに、この鉢藏よりもりいてゝ、此鉢に藏のりて、たゝ
のほりに空さまに一二丈はかりのほる、さて飛行ほどに人々みのゝえり
あさみさはきあひたり、藏の主もさらにすへきやうもなければ、おの倉の

米藏ヲ信
貴山ニ飛
行セシム
トノ説

延喜年中

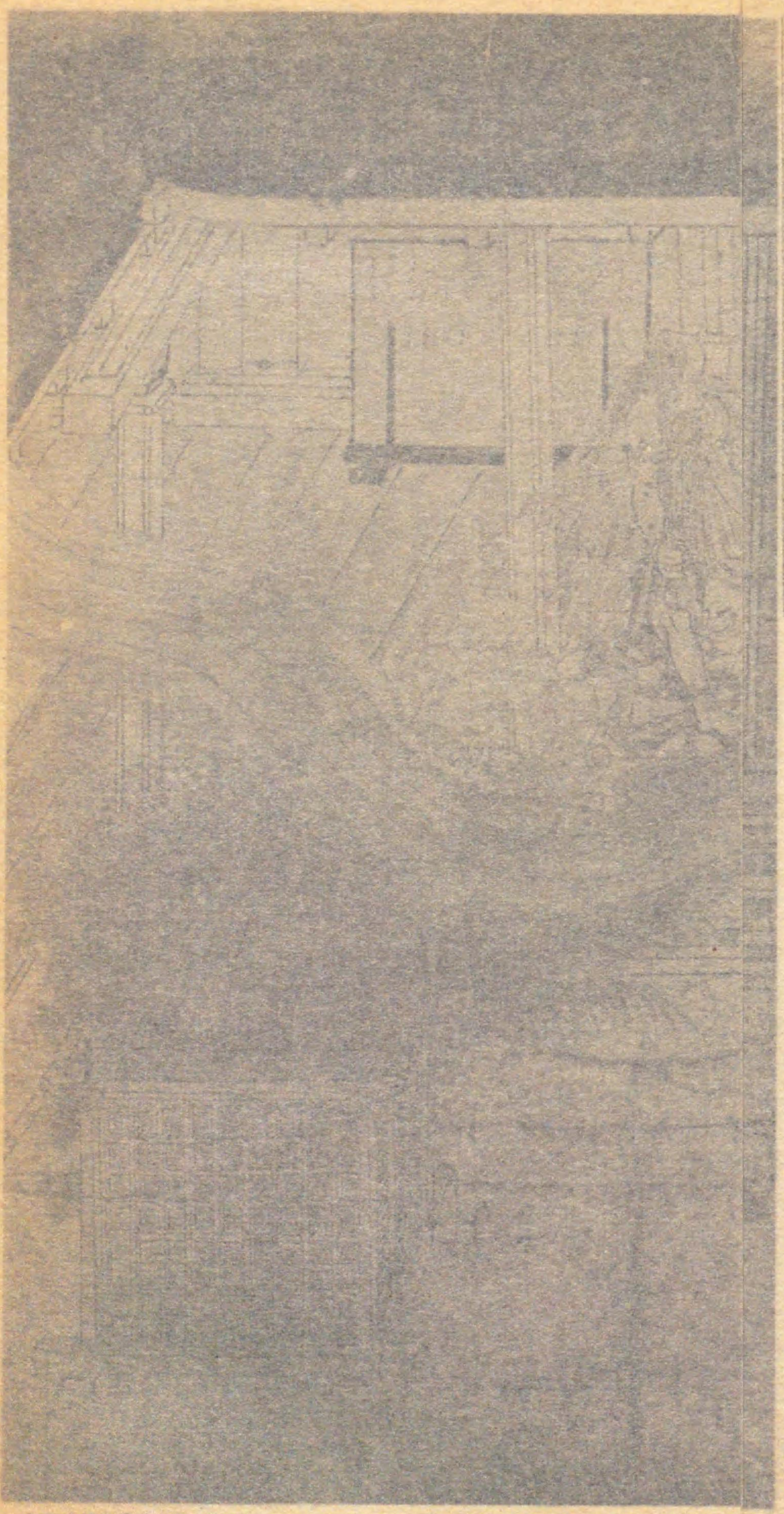
四一六

いかんところを見んとて、去りにたちてゆく、そのわたりの人々もみなはしりけり、さてみればやうく飛て、やまの國にこの聖のをこなふ山の中にとひ行て、聖の坊のかたはらにとうとおちぬ、いとあさましと思て、さりどてあるへきならねは、この藏ぬし、聖のもとによりて申やう、かかるあさましき事なんさふらふ、此鉢のつねにまうてくれは、物入つゝまいらするを、けふまきはして候つるほとに、倉にうちをきてわすれて、とりもいたさて、去やうをさして候ければ、この藏たゞゆるきにゆるきて、ここになん飛てまうてちて候、このくら返したまひ候はんと申とき、まことにあやしきことなれど、飛てきにければ、藏はえ返しとらせし、こゝにかやうの物もなきに、をのつから物をもをかんによし、中ならん物はさなからそれとの給へは、ぬしのいふやう、いかにしてかたちまちにはこひとり返さん、千石つみて候也といへは、それはいとやすきことなり、たしかに我はこひてとらせむとて、貴山以上朝護國孫子寺所藏ノ三卷本信 **〔信貴山縁起〕** 中 このはちにこめをひとたはらのせてとほするに、かりなどのつゝきたるやうに、のこりのこめともつゝきたり、またむらす

信貴山縁起

醍醐天皇御憐ノ圖
大和朝護孫子寺所藏

原寸 縦〇・三二五



醍醐天皇御憐ノ圖



信貴山縁起


醍醐天皇御憐ノ圖
大和朝護孫子寺所藏

原寸 縦〇・三二

〔信貴山縁起〕

中 このはちこめをひとたはらのせてはするに、かり
なとのつゝきたるやうに、のこりのこめともつゝきたり、またむらす

こひてとらせむとて、貴山以上朝護孫子寺所藏ノ三卷本信



信貴山縁起

醍醐天皇御惱ノ圖
大和朝護孫子寺所藏

原寸 縦〇・三二五

〔信貴山縁起〕

こひてとらせむとて貴山以上朝護國孫子寺所藏ノ三卷本信
 中 このはりにこめをひとたはらのせてとはするにかり

御憐アリ

命蓮ナシ
テ祈ラセ
給フ

劍ノ護法

〆めなどのやうにつゞきて、たしかにぬしのいゑにみなをち并にけり、か
 やうにをこなひてするほどに、そのころえむきのみかど、こなうれもく
 わつらはせたまひて、さま／＼のねほむいのりとも、みすほう、みど經など、
 よろつにせらるれど、さらにことをこたらせたまはす、ある人のまうすや
 う、やまどにまきといふところに、おこなひて、さどへいつることなき、ひ
 めりさふらふなり、それこそいみしくたうとく、しるしありて、はちをどは
 せて、并なからよろつのありかたきこと、〆もをしさふらふなれ、それをめ
 して、いのらせさせたまは、をこたらせたまひなむものをど、まうしけれ
 は、さはとて、くら人をつかひにて、めしにつかはす、略ス
 ゆきて見るに、ひしりのさま、いとたうとくてあり、かう／＼せんしにてめ
 すなり、まいるへきよしへは、ひまらなにごとにめすそとて、さらにうこ
 き氣もなし、かう／＼こなうぢいしにおはします、いのりまいらさせたま
 ふへきよしをいへは、それはたまいらすとて、あゝなからいのりまいらせ
 候むといへは、さてはもしをこたらせたまひたりとも、いかてかこのひし
 りのしるま、しるへきといへは、もしいのりやめまいらせたらは、けむのこ

延喜年中

ほうといふこほうをまいらせむ。たのつからゆめにもまほろしにも、きと
 こらんせは、さらはしらせたまへ、けむをあみつゝけて、きぬにきたるこほ
 うなりといふ、きて京へはさらにおいてしといへは、かへりまいりて、かう
 ととまうすほとに、略ス、
 さて三日はかりありて、ひるつかた、きとまころませたまふともなきに、き
 らくどあるものゝみえさせたまへは、いかなる人にかとて、こらんすれ
 は、そのひまりのいひけむ、けんのかほうなめりと、たほしめすより、たほむ
 心ちさはくどならせたまひて、いきゝかくるしきことも、たはしまきて、
 れいさまにならせたまひにたれば、人々もよろこひ、またひまりをもちたう
 とかり、めてあひたり、みかどのねほん心ちにも、めてたくたうとくたほは
 させたまへは、人つかはす、そうつ、僧正にやなるへき、またそのてらに、さう
 などを、よせむといひつかはす、ひしりうけたまはりて、まつ、そうつ、僧正、
 さらにくさふらふましきことゝてきかす、又かゝるころに、さうなと
 あまたよりなとしぬれば、へたうなにくれなといてきて、なかくむつか
 しうつみえかましきこといづく、たゝかくて、略ス、ふらはむとてやみにけり、

恩賞ヲ辞ス

命蓮ノ姉

略ス、

〔信貴山縁起〕

下

としころはみえねは、あはれこのこ舟の、東大寺にすかへせむとて、のほり
 しまゝに、みえぬか□、いかなるならん、たほつかなきに、たつねみむとて、の
 ほりにけり、やましなてら、東大寺のわたりをたつねけれ者、いさしらすと
 のみいふ、命れむこゐる、命れむこゐる、宇治拾遺物語、まといふやあると、人こ
 とにとへと、さすかに廿五年になり、にければ、そのかみのことをしりたる
 人はなくて、しらすこのみいへは、たつねわひて、いかにせむ、おれかありさ
 まきゝてこそ、かへりもくたらめとれもひて、そのよどう大しの大佛のた
 まへにあて、よひとよをこなふ、命れむかありところ、ゆめにもをしへさせ
 たまへとまうまけり、よひとよまうして、うちまころみたるゆめに、このほ
 とけのたほせらるゝやう、このたつぬるそうのあるところは、これよりに
 しかかたに、みなみによりて、ひつしきるのかたにやまあり、その山に、しう
 むたなひきたるところを、ゆきてたつねよと、たほせらるゝと見て、さめた
 れは、あか月になり、にけり、いつしか、とくよのあけよかしとれもひて、み舟

飛藏

たればほのくどあけたるに、ひつしきるのかたを、みやりたれば、やまか
 すかにみゆるに、むらさきのくもたなひきたり、うれしくてゆく、略ス、
 そこをさしてゆきたれば、まことにたうなどあり、人のけしきみゆるとこ
 ろによりて、命れむこ舟やいまするといへは、たそとてさしいて、見れ者、
 しなのなりしわかあねのあまきみなり、こはいかにか、たつねおはしたる、
 ねもひかけすといへは、ありつることのさまをかたる、さていかにさむく
 ておはしつらん、これをきせてまつらんとて、もたりつるものなりとて、
 ふどころより、ひきいてたるものをみれば、たい〇たい、四字拾遺物語ふく
 といふものを、なへてのにもにす、ふときいとなとして、あつくどこまか
 につよけにしたれば、よろこひてとりてきたり、もとはかみきぬをたゝひ
 とつきたりけれ者、まことにいとさむかりつるに、おれをしたにきたれば、
 さむくもなく、たほくのとしころ、をこなひけり、このいもうどのあまき
 みも、このくにへもかへらさりけり、そこにをこなひてありける、さて
 たほくのとしころ、それをのみきてありければ、ゝてには、やれくどきな
 してそありける、はちにのりてきたりしくらをは、とひくらとそいひける、

毘沙門ノ
靈驗

信貴山ノ
所在

朝護國孫
子寺ト號
ス

そのくらにそ、のたいのやれはをさめてありける、そのやれのはを、つ
 ゆはかりなど、たのつからえむにふれて、えてはまもりにしけり、そのくら
 も、いまにくちやふれて、そのきのはしをも、つゆはかりえたる人は、まもり
 にし、ひさもむつくりたてまつりて、ちしたてまつる人は、かならず、どくつ
 かぬ人はなかりけり、されは、人はそのえむをたつねて、そのくらの、きのた
 れたるはしなどは、こひけり、さてまきとてえもいはず、けむしたまふ所に、
 いまに、人々あけくれまいる、このひさもむは、命れんひしりの、をこなひて
 たてまつりたるところなり、

ユ、
 ○命蓮ヲ召シテ、加持セシメ給フコト、延長八年八月十九日ノ條ニ見

〔参考〕

〔和州舊跡幽考〕

六 平群郡

信貴山

附 信貴畑

拾芥抄、宇治拾遺等に、河内國と云々、縁起にいはく、大和國と云々、此山兩
 國の境なり、

信貴山觀喜院朝護國孫子寺は、開山大明蓮上人也、拾芥抄、聖德太子官軍を引

延喜年中

率して、守屋大臣を攻給ひしに、大臣の軍兵手痛して、官軍三度破れて、信貴山に逃入けり、太子御誓願丹心に侍りければ、山中に石櫃あらはれて、多門天の銘あきらかなり、ふかく信じたかく貴み給ひて、白膠木にして四天王像をきざみ、御髻に納られ、更に進み給ふ所に、往駒山のふもとにして、老武者二騎忽然と味方につかうまつれり、をそらくは修羅をもあざむくべきつらだましむあり、一人は阿多大臣とめされ、一人は坂本大臣とよび給ひしが、かれが軍功たごへをとるにかたなし、終に守屋大臣を討ければ、二臣雲に乗じて跡を見せず、扱かの多門天の石櫃の上に、方一丈の殿をたて給ひき、信貴山の毘沙門天是なり、舊記ども互見にまかせあらはすものなり、當世は堂一字、坊舎九軒、○中略

飛藏ノ跡
燒米

信貴畑のほどり、俗に七藏といふ所あり、かの藏の跡なり、○中略

信貴畑は、毘沙門堂より半里ばかり麓にあり、多門天燒捨給ひし米に侍るとて、くろくやけながら、米のかたちあざやかに土にまじりてぞありける、いにしへよりまうでの人々、おほく拾ひかへれども絶る期なし、此事往々の説ども、ふみに見えたり、或人の申、毘沙門經に、孝ある人には寶をあたへ

貪欲の人には、日に三度寶をやきすつるといへども、あたふる事なしとあり、これらの物ならんかとなり、俗に米の尾といふ、

〔大和志料〕

佛上 平群郡 朝護國孫子寺 信貴山ニアリ、毘沙門天ヲ本尊

トナス、創始ノ事實詳カナラス、左ニ諸説ヲ掲ケ、後考ヲ俟ツ、

拾芥抄曰、大明蓮上人開基、

法隆寺舊記曰、法隆寺之西南方、有龍田大明神、當寺鎮守也、其西有河、名平群川、從河邊南北有二道、太子四天王寺往還路也、一南路名椎坂路、河内國八部路也、一北路名玉野耶路、河内國通高安路、其兩道之間之山峯、在大小之嶽、一名信峯、一名貴峯、其峯東南在微妙盤石、多聞天所坐也、

敏達天皇九年、於住吉濱遠見二嶽、名信貴山、但多聞天者、四天王北方之王、太子者、憑四天王興隆佛法、守護國家、當此岳西北在伽藍、太子爲牛建立寺也、時人名臥牛寺、復於磐石上立堂閣、此聖智之建立也、聖智者太子之一名也、又子孫相繼崇此山、又名孫子寺云々、

〔附録〕

〔神皇正統録〕

醒上 醍醐天皇 同十年庚午歲、河内國信貴毗沙門出現、

ストノ説

天平勝寶以前建立

本尊

丹後普甲寺

延喜年中

四二四

〔諸寺略記〕信貴山者、延喜御宇、本尊毗沙門吉祥天女禪膩子童子也、延喜御宇、聖人明蓮夢告、尋紫雲氣、攀躋此峯、々上有一堂、々中有三像、草創不知何比、願主不知何人、傳聞、昔道鏡禪師、遙憑佛之威驗、爲祈我之成人、詣至此山、供養恭敬矣、以之思之、高野天皇御宇、天平勝寶以前、建立之道場歟、而拜殿狹少、行者難宿、爰明蓮、欲加堂舍、裝之間、有地形之窪窪、占宿殊成、祈願之間、異相具足、靈猪出來、陵夷峻嶮、一夜而成、其功畢矣、其身藏處、今所崇猪明神是也、聖人每日飛一鉢、以乞其時料、家々信向、人々爭施、箇中山城國大山崎村有巨富家、空鉢頻飛至、家主稱例施與、敢不懈朝々、後其意漸倦、乍念可取之由、只以令稱之時、付詞鉢云、隨鉢倉飛、家主驚、里人騷、見鉢去、倉具飛揚于虛空、乍盈米穀、遂富當山、其時士女號之飛倉、奇異之至、翰墨難書矣、

僧美世、丹後普甲寺ヲ建立ス、

〔伊呂波字類抄〕諸寺不 普甲寺、延喜年中建立、

〔拾芥抄〕諸寺部九 普甲、普賢、本願、

〔沙石集〕九 迎講事

丹後國普甲寺ト云所ニ、昔上人有ケリ、極樂ノ往生ヲ願テ、萬事ヲ捨テ臨終

本願美世、彌陀ノ來ヲ迎テ願フ

美世ト丹後國司

延喜年中

四二五

正念ノコトヲ思ヒ、聖衆來迎ノ儀ヲ願ヒケルアマリ、セメテモ心サシノ切ナルマ、世間ノ人ハ、正月ノ初ハ、思ヒ願フコトヲ祝事ニスル習ナレハ、我モ祝事セントテ、大晦日ノ夜、一人ツカフ小法師ニ狀ヲ書テトラセケリ、此狀ヲ以テ、朝夕元日ニ門ヲタ、キテ物申サントイヘ、何クヨリト問ハ、極樂ヨリ阿彌陀佛ノ御使也、御文アリトテ、此狀ヲ我ニアタヘヨト云テ、御堂ヘヤリス、教ノ如クニ云テ、門ヲタ、キテ、約束ノ如ク問答ス、此狀ヲ急キアハテサハキ、ハタシニテ出テ取テ頂戴シテヨミケリ、娑婆世界ハ衆苦充滿ノ國也、ハヤク厭離シテ、念佛修善、勤行シテ、我國ニ來ルヘシ、我聖衆ト共ニ來迎スヘシトヨミツ、サメホロトナキノ、スルコト毎年ヲコタラス、其國ノ國司下リテ、國ノ事物語シケル次ニ、カ、ル上人有ヨシ人申ケルヲ、國司聞テ隨喜シ、上人ニ對面シテ、ナニ事ニテモ仰ヲ承リテ、結縁申サント申サレケレトモ、遁世ノ身ニテ侍リ、別ノ所望ナシト返事有リケレトモ、事コソカハレトモ、人ノ身ニハ必ス要ナル事侍ト、シキテ申ケレハ、迎講トナツケテ聖衆ノ來迎ノ莊ヲシテ、コ、ロヲモナクサメ、臨終ノナラシニモセハヤト、思事侍ト申ケレハ、佛菩薩ノ裝束、上人ノ所望ニ隨テ調テ送ケル、サテ聖

迎講ノ始

衆來迎ノ儀式年久クナラシテ、思ノ如ク臨終モ誠ニ聖衆ノ來迎ニアツカリテ、目出ク往生ノ本意トケテケリ、此ヲ迎講ノ始トイヘリ、アマノハシタテニ、ハシメタリトモイヘリ、又惠心ノ僧都ノ脇息ノ上ニテ、箸ヲオサテ、佛ノ來迎トテ、引ヨセノシテ、案シ始メ給ヘリト云説モ侍リ、實ニ物ニスキ、其道ヲコノマン人ハ、寤寐ニ其事ニ心ヲソムヘシ、習サキヨリアラスハ、懷念イツクンソ存セントイヘリ、能々思ソミナラスヘキハ臨終正念ノ大事也、返々モ思ステウトムヘキハ無始輪廻ノ執著也、然ニ世ノ人往生ヲ願フヤウナレトモ、朝夕ニシナレ思ソム事ハ、タ、流轉生死ノ妄業也、正念分明ナル時思ソマスハ、病患苦痛ノ時餘念ナク、臨終オタシカラン事難カルヘシ、後上人ノ風情ウラヤミタウヘキヲヤ、

〔參考〕

普甲山

〔宮津府志〕

古跡之部

普甲山 府城南二里、屬與謝郡、

普甲寺

貝原氏諸州巡に、北向嶺と記す、據あるにや、又延喜式神名帳に、當國與謝郡に布甲神社と云を載たり、此社今さたかならず、若此邊に在て、山の名によりて社を名付しにや、神名によりて山を呼しか、又當山に古へ普甲寺とて

舊跡

開山 普賢堂

大刹有り、それゆへ山をも普甲と名付しと云説もみへたり、京極公入國の砌、不幸の音を諱て、千歲嶺と改へしと令ありしとかや、坂路險岨にして要害堅固なり、府城の雄鎮といふへし、
橋立記曰、此山は大山といふ名所なり、帝都より山南の麓、内宮迄二十四里、それより巔まで二里、此間に二瀬川あり、左の方に千丈か嶽、鬼か窟あり、山巔に宮津より二里の碑あり、其東に普甲寺の舊跡あり、是普賢の道場にして、開山は棄世上人といふ、今辻堂のやうなる普賢堂あり、荆棘生ひて路も絶へ、尋る人もまれなり、凡山間に三所茶屋有、京極安知公、旅客の爲に置所なり、ふもとの左に、宮津より一里の碑あり、是また山路險岨なり、

右大臣定方、亡母ノ爲ニ、勸修寺ノ西堂ヲ建立ス、

〔勸修寺舊記〕 一堂舎佛像

西堂 在本堂西、三間四面、又有孫庇、檜皮葺、○中略

件堂康保元年七月廿一日、坊中納言朝忠、始被置三僧、文云、故右丞相殿下、

奉爲亡母尊靈、延喜年中、所被建立也、結成一堂而盡土木、安置五佛以供香花、

延喜年中

五佛ヲ安置ス

僧仁照、多武峯ノ十二重塔中ニ、四佛繪像ヲ安置ス、

〔多武峯略記〕下 第一塔婆、付佛像

十三重、檜皮葺元瓦葺○中略

安置文殊師利像一軀、

荷西記云、塔内安置文殊菩薩像、是右大臣所奉造也、○中要記云、塔中自本无佛像、去延喜年中、沙彌仁照始安四佛繪像、于今在之矣、

僧仁意、延曆寺西塔釋迦堂ニ、梵天、帝釋像、各一體ヲ造立ス、

〔四大寺傳記〕延曆寺

一西塔釋迦堂

綵色梵天帝釋各一軀、五尺、延喜年中、仁意法師所造也、

美濃華嚴寺ニ勅額ヲ賜フ、

〔元亨釋書〕十四檀興七 釋豐然 欲營勝藍、安觀自在像、延曆中、相攸至美州谷

汲、構精舍、當平基、鑿一巖、忽石中油出、然生希有心、誓曰、我於此地安大悲像、若博利來世、願此油益多、言已、湧如泉、然大喜、便安十一面觀音像、長七尺五寸、自是靈感溢傳、延喜中、朝廷聞其瑞應、賜額華嚴寺、其油漸微、今猶足殿前常燈云、

豐然ノ開基

十一面觀音ヲ安置ス

一名谷汲寺

巖中ヨリ油涌出ス

〔伽藍開基記〕六美州 谷汲寺本朝五十二代桓武帝延曆年間建、自元至元祿二年己巳、及九百年矣、

開基豐然法師、欲營精舍、安觀自在像、延曆間、相攸至美州谷汲、構精藍、當平基、鑿一巖、忽石中油出、然生希有思、誓曰、我於此地安大悲像、若博利來世、願此油益多、言已、湧如泉、然大喜、便安十一面觀音像、長七尺五寸、自是靈感溢傳、延喜帝聞其瑞應、賜額華嚴寺、

清涼殿及ビ仁壽殿ノ東庭ニ菊ヲ栽ウ、

〔禁祕抄〕上草木 前栽 清涼殿東庭并同西庭、朝餉并臺盤所前 藤壺等也、○中延喜

栽菊於東庭并仁壽殿東庭、

藏人所衆等、弘徽殿ニ於テ、月宴ヲ行フ、

〔拾遺和歌集〕三秋 延喜の御時、八月十五夜、藏人所のをのことも、月のえん

し侍りけるに、

藤原經臣

こゝにたに光りさやけき秋の月雲の上こそ思ひやらるれ

〔河海抄〕十四横笛 延喜御時、八月十五夜、弘徽殿の萩さきて、藏人所のをのこ

とも月の宴し侍ける時の歌、拾遺にあり、藤原經臣歌、

内御書所ノ制ヲ定ム、

〔西宮記〕

臨時五所々事

內御書所

在承香殿東片庇延喜始依勅有仰事有別當開衆等熟食或仰穀倉院令買進舊位祿充雜用

同樂所

次侍從、厨家別當等、四月朔日、御贄ノ物名ヲ奏スルノ儀廢ス、

〔北山抄〕

四月朔日中要抄上

次侍從、厨家別當以下、取御贄進稱物名、元慶八月

一日侍從同奏之、而延喜以來无其例

灌佛ノ日、地下王卿不參ノ者、布施ヲ奉ルノ儀止ム、

〔小野宮年中行事〕

四月八日灌佛事

奉布施錢法、中先例件布施錢、殿上地下、

親王以下、參議以上、雖不參猶奉之、而延喜以來、地下王卿不參者不奉之、

〔北山抄〕

四月八日中要抄上

布施錢法、中地下王卿不參之者延喜以來不

奉布施之、已爲故實也、而上書官號本於所書歟、其後人略不書

大宰府ヲシテ、管國ノ公文ヲ勘濟セシム、

〔北山抄〕

十過定事指南

太宰管國公文、府雜掌相副參上、二寮所勘也、而延

喜以來、爲省事煩、停其入京於府勘濟、

延任ノ國司ハ、除目ニ注載スルコトヲ止ム、

〔北山抄〕

十任吏途指南

延任之人、以不召替人、可知之、但重任之人、可載除

延喜以前
二寮ヲシ
テ勘ヘシ
雜掌ノ入
京ヲ停ム

肥後守良
氏延任ノ
例

目歟、件等之事、可尋舊例、紀伊守景理延任之時、注大間云、二個年延任、是非必
先例乎、延喜之間、肥後守良氏、數年不召其替、彼時大間无所見也、許之不可注
載歟、

延長元年癸未

正月大 丙子 盡 朔

一日丙子節會

〔妙音院相國白馬節會次第〕供御膳○ 中 略

采女等迎出傳取供奉、內膳正以下、到殿西階下、返受蓋盤還出、伴膳部、正月三
月節、五月五日節者著當色、自餘節會著位袍、延喜廿三年正月一日御記云、蓋
供例、內膳典膳六人、進物所膳部六人、并十二人供之、而今日有四人、違失也、

三日戊寅東宮、仁和寺ニ參觀アラセラル、

〔日本紀略〕醍醐 天皇 正月三日、保明 皇太子 參仁 和寺、

七日壬午祭主大中臣安則ヲ從四位上ニ敍ス、

〔類聚大補任〕醍醐 天皇 祭主安則 正月七日敍從四位上、

十二日亥除目、

〔公卿補任〕四

中納言從三位藤保忠 正月廿二日壬午轉、

權中納言從三位藤恆佐、四 十正月十二日任、敍從力從三位、右衛門督如元、

延長元年正月一日 三日 七日 十二日

延長元年正月十二日

四三四

參 議從四位上藤邦基 右大辨、正月十二日兼備前權守、
從四位上藤扶幹、六十、正月十二日任、勘解由長官如元、
從四位下藤當幹、六十、正月十二日任、廿二日太宰大貳如元、
從四位下藤兼茂、正月十二日任、左兵衛督如元、
古今和歌集目録、廿一日遷左兵衛督、

〔公卿補任〕承平四年

參議正四位下源是茂、五十、（延長元年）同年正月十三日左兵衛督、

正四位下藤伊衡、五十、（延喜）廿三年正十二兼播磨介、

從四位上紀淑光、六十、（延喜）廿三年正十三左中辨、

〔公卿補任〕天慶二年

參議正四位下藤元方、五十、（延喜）廿三年正十二左少辨、

從四位上伴保平、七十、（延喜）廿三年正十二伊勢守、

從四位上藤敦忠、四十、（延喜）廿三年正十二侍從、
三十六人、歌仙傳同、

〔公卿補任〕天慶四年

參議正四位下源清平、六十、（延喜）廿三年正十二兵部大輔、
參議從四位上源等、八十、（延喜）廿三年正十二備前權守、
受領、

受領

四十

〔公卿補任〕天曆七年

參議從四位上大江朝綱、六十、（延喜）廿三年正十二刑部少

丞、

〔公卿補任〕天曆二年

參議正四位下平隨時、五十、（延喜）廿三年正月大丞、

〔敍位除目執筆抄〕

延長元正十縣召、十二、執筆、右大

○平隨時ノ任官、便宜合敍ス、

十四日、己、踏歌、

〔河海抄〕初音

延喜十三年正月十四日丁巳御記曰、此夜有踏歌事、
略、○中

略○中 廿三年同之、

二十一日、丙、祭主大中臣安則ヲシテ、京中ノ咳病ヲ祈禳セシム、

〔日本紀略〕醍醐天皇

正月廿一日、丙申、召祭主大中臣安則、仰京中咳病往々有

聞、仍爲攘件災、可祈諸社之由、

二十七日、壬、咳病ヲ禳ハンガ爲メ、紫宸殿ニ於テ、臨時御讀經ヲ修ス、

〔日本紀略〕醍醐天皇

正月廿七日、壬寅、嘔名僧十口於紫宸殿、限三箇日、臨時御

讀經、爲攘咳病也、

延長元年正月十四日 二十一日 二十七日

四三五

縣召

三箇日ヲ
限ル

延長元年正月二十九日 是月

四三六

僧百口ヲ
請ス

〔扶桑略記〕二十四裏書 醍醐天皇下 正月廿七日壬寅、自今日至來卅日、於南殿有大般
若御讀經事、依咳嗽御祈也、僧百口、

二十九日甲辰、外記皆咳病ヲ煩フニ依リテ、左少史小槻當平ヲ外記代ト爲
ス、

〔類聚符宣抄〕外記代

(忠平) 被右大臣宣僞、近日外記四人、皆煩咳病、不能出仕、權少外記坂上恆蔭雖纔參
入于局、又有所勞、不能著靴、無由從廳上之政、須以左少史小槻當平爲外記代、
令從廳上之事、兼行雜務、但恆蔭祇候局中、勤行例務者、

延喜廿三年正月廿九日

權少外記坂上恆蔭 奉

是月、豐受大神宮禰宜等、本系帳ヲ注進ス、

〔皇字沙汰文〕上

在京外宮使權禰宜雅見謹言上

欲早且任神代本紀已下數卷古書等、且依延喜式文、延久已下代々宣命等、
停止內宮禰宜等非據濫訴、先可奉用外宮皇字由預聖斷、後猶貽慣者、付彼
禰宜等召出、不可有當宮皇字證據、可糺明理非旨、可被仰下歟、不然者、無止

恆蔭ナシ
テ例務ヲ
行ハシム

往古神號、輒難及御沙汰事、

副進

先進解狀等案

右當宮奉載皇字之條、神記并神祇本記已下之古書等、炳焉之上、延喜式祝詞
文、并延久已下代々宣命等、載而粲然也、就中依二宮相殿神官幣事、如延喜十
一年正月解狀者、二所皇太神宮禰宜等解申請官裁事云々、隨則兩宮禰宜等、
連署交座勿論也、同十四年、延長元年兩度本系注進文、同奉載皇字、或受官印、
或受司印畢、略中

永仁

〔皇字沙汰文〕下

豐受皇太神宮神主

注進可早重經次第上奏、就去年綸旨、不可有當宮皇字條、不帶別所見由出
承伏請文上者、停止內宮禰宜等非據濫奏、被糺行尊神告訴重科等子細事、
副進略中

一通 宮進本系帳延喜十四年、延長元年、
當宮皇字載而明白也、

延長元年正月是月

四三七

一被載皇字於式文詔刀宣命解狀等例事○中

一通 延長元年正月系帳○中

已上皆悉載皇字也○下

二月丙午朔

四日、己祈年祭

〔西宮記〕二月 祈年祭 延喜廿三二四貞公祈年祭、依仰參神祇官行祭事、橘中納

言、勘解由長官、中將宰相同參、大臣忠平入從北面東戶、納言以下入從東妻、各著座、

九日、寅諸國ヲシテ、咳病ヲ祈禳セシム、

〔扶桑略記〕二十四 裏書 二月九日、五畿諸國可祈咳病由、給官符、

十日、卯慶子内親王薨ス、

〔日本紀略〕醍醐天皇 二月十日、乙卯、無品慶子内親王薨、今上第三皇女、兵部卿

第三皇女
敦固親王
ノ室

敦固親王之室也、

〔一代要記〕醍醐天皇 慶子内親王、配叔父敦固親王、

〔本朝皇胤紹運錄〕

醍醐天皇

慶子内親王 配敦固親王、母同常明、光女、孝御女

○慶子ヲ内親王ト爲スコト、延喜四年十一月十七日ノ條ニ、御著裳ノ

コト、同十六年十一月二十七日ノ條ニ見ユ、

延長元年二月四日 九日 十日

御世系

延長元年二月二十四日 二十八日 是月

四四〇

二十四日、記右衛門權少志惟宗公方ヲ明法得業生ノ試博士ト爲ス、

〔類聚符宣抄〕

明法得業生試

明法得業生ノ解

明法得業生從八位上善道朝臣維則解申請官裁事、

請依先例被賜試博士遂課試之狀、

右維則依年限滿博士貢舉可課試之狀謹檢式條試雜生必須證師者而今在任博士二員就中一人相隱之親也因之不能相引望請官裁依先例被賜試博士將遂試課謹言、

延喜廿三年二月十九日

明法得業生從八位上善道朝臣維則

思右大臣宣宜以右衛門權少志惟宗公方爲試明法得業生善道維則之博士者、

同月廿四日

大外記伴宿禰久永 奉

二十八日、癸酉敘位、

〔公卿補任〕

天慶二年

參議正四位下藤忠文、六十七二月廿八日正五位下、延喜二十三年

〔公卿補任〕

天曆元年

參議從四位上源等、六十八二月廿八日正五位下、延喜二十三年

是月、筑後大多良男、大多良咩二神二借從五位下ヲ授ク、

〔高良社文書〕

後筑 神名帳

借從五位下 大多良男神

借從五位下 大多良咩神

已上二前、前々司守和朝臣利親在任之時、以去延喜廿三年二月三十九日、奉授件位、

延長元年二月是月

四四一

延長元年三月六日

三月 大 亥 朔 盡

六日、庚辰天台座主內供奉良勇寂ス、

〔扶桑略記〕醍醐天皇下 三月六日、天台座主良勇卒、

〔歷代編年集成〕醍醐天皇 天台座主良勇和尚 美濃國人、智證入室、○中

谷座主下

官歴

〔華頂要略〕天台座主記一 第十一良勇和尚 谷內供奉、阿闍梨、美濃國安八

證門徒、隨大師受灌頂、遍照僧正、弟、靜 治山一年、八月、貞觀十五年、月、日、受戒、主座

智證大師、延喜廿二年、壬午八月五日、任座主、年六十八、宣命勅使、少納言、平惟扶、

同日到來、延長元年、癸未三月六日、入滅、年六十九

〔園城寺傳法血脈〕乾

法系

靜觀僧正授十三人

谷和尚 良勇 內供奉、阿闍梨、御經藏、勾當、山王院預大師、入室、定心院十郡、師惟首弟

子、慈鏡、解四十九、卅一、天台座主、大師、給仕、美濃國、安八郡、長友、鄉、吳

〔諸嗣宗脈紀〕下 天台宗

室圓珍ノ入

圓珍

美濃谷和尚 良勇

天台 教文

天台 維綱

天台 刺史 草行

〔師資相承〕坤 三種悉地

智證大師

良勇 三乃國吳部氏、谷房座主、

智證

良勇 第十一座主 延喜三年三月十八日、官符云、良勇、年三十九、件良勇是圓珍入室弟子也、

以去、元慶五年、故阿闍梨、猷憲、康濟等、同共、於

〔授決集〕

斯集元起者、比丘良勇、自從童稚、隨余添瓶、（彌九）于今不歇、仍無所成、年及不惑、而余

已耄、殘生無幾、若不貽訓、恐損他功、所以扶老、抽出在唐之記、兼鳩附見之文、且

獲五十四件、以爲一本、分於上下、名之曰授決集、淮南論衡并祖大師戒論等、

延長元年三月六日

四四三

圓珍ニ三 種悉地ヲ 受ケ

受法灌頂 位

幼ヨリ圓 珍ニ師事ス

四四二

延長元年三月六日

四四四

先列條目、後隨次釋、余以愚訥、漏失師授、又缺涉獵、爲羞博才、不敢呈他、只祕與勇、爲種智因、能尋唐草、及已他文、須整頓之、爾迫百夕、必埋壁底、勉々旃々、莫違寄金之恃、日本元慶八年甲辰二月二十三日甲寅、前入唐尋教沙門圓珍故敍、

〔歷代皇紀〕

醍醐天皇裏書

天台座主

阿闍梨良勇

歲六十八、智證弟子、

美乃國人、延喜廿二年八月五日宣命、延長元年三月十一日入滅、六十、治山一

年、谷座主、元慶四年四月十五日登壇受戒、

〔四大寺傳記附錄〕

延曆寺

天台座主記

宇多西

第十一

良勇和尚

內供阿闍梨、號谷美濃國人、吳部氏、證大師常隨給、仕弟子宛

如釋尊侍者阿難、大師撰授決集、與此人、園城第六長者也、又云、遍昭僧正弟子、

後隨靜觀僧正受法灌頂、延喜廿二年八月五日宣命、年六十八、治一年、延長元

年癸未三月六日寂、年六十九、

〔寺門傳記補錄〕

長吏高僧略傳上

內供奉良勇摩尼房

第六世

良勇、濃州安八郡人、吳部常永子也、大師入室、惟首供奉弟子、歷定心院十四

禪師、至內供阿闍梨、貞觀十五年、禮大師受菩薩大戒、至元慶七年、傳受兩部大

法、延喜四年、拜靜觀僧正受三部大法職位、時年四十九、臘三十一、同二十一年

補長吏、治一、翌年八月五日任座主、治一、呼爲谷座主、山王院經藏勾當、大師常

隨給仕弟子也、大師手度弟子五百、五百慈愍獨在於勇身、又師西唐決義五十

四件、唯爲勇而撰焉、授決集上下二卷、今行于世、延喜初善氏撰大師傳、時勇委撰師在世始

終事、又則引勸師手中遺文、兼又入室諸大法師、衆口討論而以艸之、其後付

善學士實錄焉、師有勇也、如佛有阿難也、延長元年三月六日入滅、年六十有九、

補曰、延喜二十一年補長吏者、長吏次第記第五、增命長吏之次、列良勇爲第

六長吏、即註曰、延喜二十一年任、號谷座主、治一年、然又高僧記及灌頂脈譜

等、以勇不列長吏、案高僧記第一、曰、在天台座主、相兼寺門長吏者、如靜觀僧

正、智辨權僧正也、在寺門長吏、不在天台座主者、如智靜大僧正、勝算僧正也、

在天台座主、不在寺門長吏者、則如良勇阿闍梨、源泉權僧正也、在於高僧不

在兩貫首者、如行觀僧正、增智僧正也、如是四句、分別以釋良勇和尚非職之

旨也、又見脈譜良勇之下、無在職之沙汰、已上二記、與次第記相違、未知何是

也、今傳且依次第記、以勇和尚列增命長吏之次、爲第六長吏耳、今案脈譜增

欽之下、註曰、補長吏、然則良勇若非職者、以增欽可易之歟、

七日、辛巳、大學寮北堂二於テ、漢書竟宴ヲ行フ、

延長元年三月七日

四四五

延長元年三月七日

四四六

〔日本紀略〕醍醐天皇 三月七日辛巳大學北堂有漢書竟宴、
〔扶桑集〕九詠史 北堂漢書竟宴詠史得蘇武并序

紀在昌

紀在昌ノ
序並ニ詩ノ

若夫萬八千年聲塵、堙滅於巢穴之居、七十二代軌躅、寂寥於繩木之化、自彼書契之道、蒼精開其遙源、言事之官、黃神垂其勝跡、或左或右、載筆之職不絕、乃竹乃帛、執簡之功可知、是以左丘明亞聖之匹也、爰遺百王之鑒、司馬遷命世之才也、廼成一家之言、史之爲勤、其來尙矣、班孟堅之修斯書也、撫北闕之故事、正西都之前史、詞條弦直、文藻錦摛、高皇受命之主也、故起文於豐邑之日、平帝墜業之君也、故絕筆於康陵之年、則知勸德撥亂、彰善殫惡、十二世之撫運、絲綸載而不朽、二百年之傳曆、樞機編而無遺、謂之漢書、良有以也、我后之馭天下也、憲章六籍、搜獵百家、留玄覽於鳥策、傾清聽於蠹簡、延喜十九年仲冬十一月、以此書經國之常典、命翰林菅茂學士講之、學士耿鶴之業累跡、雕龍之才陶性、垂訓無厭、已居魯儒之宗、敷說不躡、早得漢聖之號、故染提耳之教者、擊其蒙、聽拭舌之談者、去其惑、遊業之徒成、都相趨於函丈之間、歸化之士如市、競進於執卷之列、至夫昇堂禮成、叩鐘問發、尋疑關而排扃、待雞聲之曉、渡義淵而徹底、翻牛蹄之涔、

延喜十九年菅原淳茂ヲシテ講セシム

二十二年講竟ル

廿一年春、以其有人望之德、兼拜尙書左少丞、管轄在職、僂俛從事、機密之勤、戴星無暇、誘進之道、兼日有妨、然而朝家賞斯文之雅麗、重其人之通博、雖當劇務之任、不奪惇誨之功、嗟呼道之不墜、在今視矣、廿二年冬、篇軸漸盡、披授始畢、明年暮春、聊展宴席、會而連榻者、金章紫綬之客、唱而整節者、鷗絃鳳管之聲、馬相如之撫琴也、尋遺調而問奏、王子淵之弄簫也、逐舊曲以爭吹、況乎姑洗應律、韶陽屬候、定交於緩歌之後、流鶯知音、叶契於妙舞之前、低柳投分、既而玉爵飲酣、金烏影暮、豈只扇古風於今日、宜以寫舊史於新詩云爾、○本朝文粹同シ
欲言蘇武事君忠、奉命龍城不顧躬、抱節多淪邊土雪、霑襟獨對朔天風、三千里外隨行李、十九年間任轉蓬、賓雁繫書秋葉落、牡羊期乳歲華空、胡庭遂是丹心使、漢闕還爲白髮翁、非只英名垂竹帛、麒麟閣上記勳功、

〔扶桑集〕

九詠史 北堂漢書竟宴詠史得高祖 菅淳茂

高祖本是布衣人、大度終爲黼辰身、聖體被知求飲客、龍顏應受入夢神、竹冠時著飛天日、雲蓋暗隨避地辰、初自斬蚺符已顯、漫言逐鹿說寧真、識呈氏族金刀舊、盟指河山鐵契新、八難從流謀楚國、三章解網撫秦民、關中約背功雖廢、垓下圍成業遂陳、十二口窮人尙憶、末孫九代繼餘塵、

菅原淳茂ノ詩

延長元年三月七日

四四七

橘在列ノ

延長元年三月七日

四四八

北堂漢書竟宴各詠史得淮南王劉安 橘在列

問道鍊黃上翠微也曾懷帙弄琴徽形骸乍飽朝霞氣齒髮長留日月輝犬繞雲中紅桂吠鷄依天上白榆飛步虛唱了君知否故國秋風露濕衣

菅原文時ノ詩

北堂漢書詠史得路溫舒

菅三品

文華政理被人聞鉅鹿雄才路長君露澤青蒲留鳥跡烟村碧艸從羊群漢朝舟泛心中水山色官尋眼外雲惆悵春風棠樹蔭芳聲遠播子孫分

源訪ノ詩

北堂漢書詠史得李廣

源訪

班史將軍誰最良隴西李廣甚強梁抱兒直過邊沙去誤虎還教臥石傷五十年來持漢節三千里外老胡霜終身好忝君王命不耻朝家與朔方

參議從四位下藤原兼茂卒ス

○菅原淳茂漢書ノ講筵ヲ竟ルコト延喜二十二年是冬ノ條ニ見ユ

〔日本紀略〕

醍醐天皇

三月七日辛巳

○中

今日參議右兵衛督藤原朝臣兼茂卒

中風ニテ陣座ニ仆ル

於陣座中風也

〔扶桑略記〕

二十四裏書醍醐天皇下

二月廿一日參議藤原兼茂就陣盃酌之後俄中風倒臥纔出私宅三月七日遂卒去

官歴

〔公卿補任〕

四

參議從四位下藤兼茂

二月於陣座中風三月七日卒

〔公卿補任〕

四

參議從四位下藤兼茂

右近衛中將利基朝臣四男母寬

平九七五讚岐權掾日藏人同十廿九左衛門少尉昌泰四正七從五下同

二月廿七日昇殿如元延木二二廿四從五上四月廿三日兼播磨介同十正十

二左少將給兼字同十四正七五下同十五正十二兼備前介同十六三廿八轉

權中將同十七正七從四位下十九日昇殿廿九日兼播磨權守同四月五日兼

齋院長官同十八二廿九轉中將同十九九十三兼左兵衛督將止中同廿三年正

月十二日任參議左兵衛督如元

〔古今和歌集目錄〕

宰相

藤原朝臣兼茂

內舍人良門孫從四位上右近中

將利基第三子也略○中二月轉大尉略○中延喜二年二月廿三日任左衛門佐四

年十二月廿八日補次侍從八年正月兼近江權介九年正月七日從五位上四

月廿三日兼播磨權介十年正月十三日右近少將略○中同月廿九日兼播磨守

略○中十九年九月十三日右兵衛督略○中廿一日遷左兵衛督略○下

〔尊卑分脈〕

藤氏良門孫

利基

延長元年三月七日

四四九

延長元年三月七日

四五〇

兼茂 參議從四上左兵衛督
母從五下當麻松盛女

在忠 右馬少九

女子 號兵衛後撰集作者

〔日野一流系圖〕

利基

兼茂 藏參議從四上二月二日薨古今作者

〔朝野群載〕 記三 文筆下 亭子院賜酒記 紀納言

大戸ヲ以テ
太上法皇ニ喚サ

延喜十一年歲次辛未夏六月十六日(五)太上法皇開水閣排風亭別喚大戸賜以

醇酒○中然應其選者唯參議藤原仲平兵部大輔源嗣右近衛少將藤原兼茂

藤原俊蔭出羽守藤原經邦兵部少輔良峯遠視左兵衛佐藤原伊衡散位平希

無雙ノ大戸

世八人而已竝皆當時無雙名號甚高雖飲酒及石如以水沃沙者也○下

〔勅撰作者部類〕

後撰集 戀二一藤原兼茂朝臣 兼茂 從四位下參議右近中將 古今集 別二藤原兼茂

〔古今和歌集〕

離八別歌 藤原の後蔭かから物の使に長月のつごもり方に
まかりけるにうへのをのことも酒たうひけるついでによめる

兼茂ト藤原俊蔭

歌什

藤原かねもち

諸共になきてとよめよ葦あきの別れはをしくやはあらぬ

山さきより神なひの森まで送りに人々まかりて歸りかてにして別

れ惜みけるによめる 源さね

人造の道ならなくに大方はいきうしといひていき歸りなむ

今は是より歸りねとさねかいひけるをりによみける

藤原かねもち

慕はれて來にし心の身にしあれば歸る様には道も知られず

〔後撰和歌集〕

戀十歌二 ある所は去りなからえあふましかりける人につ
かはしける 藤原兼茂朝臣

綿津海のそこの在所は知り乍潛きていらむ浪のまそなき

二十一日乙未仁明天皇國忌是日皇太子保明親王薨ズ

〔日本紀略〕

醍醐天皇 三月廿一日乙未國忌是日也依皇太子臥病大赦天下子
刻皇太子保明親王薨年廿一天下庶人莫不悲泣其聲如雷舉世云菅帥靈魂宿

忿所爲也

延長元年三月二十一日

四五二

兼茂ト源實

天下ニ大救ス

庶人悲泣

世ニ道眞

怨靈ノ崇ト稱ス

延長元年三月二十一日

四五二

〔西宮記〕十二太子薨事臨時○前田家本延長元三十一薨○中廿一日爲救太子

病詔書大赦天下

〔醍醐寺雜事記〕李部王記云、○中天曆六年○中八月十五日太上天皇崩、此

日大赦天下、先例太上天皇之崩、非常寺父子之親、無大赦、而准文獻太子例、有
此赦云云、

〔西宮記〕臨時一 天曆六年八月十五日、九記云、太上天皇崩云々、赦令事、尋

例可行者、非皇考天皇崩大○非以下六字前田家之前、無恩詔之由、内記勘申、仍

奏聞、仰云、去延長太子時、□有詔、准可出少赦者、仰文時朝臣了云々、

〔扶桑略記〕二十四醍醐天皇下 三月廿一日、皇太子保明親王、無病而薨、年廿一歲、

〔續古今和歌集〕十六哀傷歌 延長元年三月、文彥太子之事、歎き給ひて、よま

せ給ひける、 延喜御歌

春ふかきみやま櫻も散りぬれば世を鶯の啼かぬ日そなき

〔大鏡〕村上天皇 御母后、延喜三年癸亥、前坊生れさせ給、○中おなし四月

に、后にもたせ給けるにや、○中后にたせ給ふ日、前坊の御ことを、宮の

うちにゆかしかりて、申いつる人もなかりけるに、かの御めのごとくに、御め

無病ニテ
薨ズトノ
説哀悼ノ
御製

皇后御哀
悼アラセ
ラル

大輔哀悼
ノ歌

のとも大輔のきみといひける女房の、かくよみて出したりける、

わひぬれば今はた物を思へともころに、ぬはなみたなりけり

又御法事はて、人々まかりいつるひも、かくこそはよまれたりけれ、

いまはとてみ山をいつるほととぎすいつれの里になかんとすらん古今

和歌集いかな
る宿にニ作ル、

五月の事に侍りけり、げにいかにごおほゆるふしく、するの世までつた

はるはかりのこと、いうに侍るかしな、さて前東宮保明におくれ奉りて、かきり

なくなけかせ給ふ、

〔後撰和歌集〕十七雑歌三 前坊おはしまさすなりての頃、五節の師のもとに

つかはしける、 大輔

うけれども悲しき物をひたふるに我をや人の思捨つらむ

かへし 讀人まらす

悲しきも憂きもしりにし一つ名を誰をわくとか思捨へき

〔後撰和歌集〕二傷十歌 先坊うせ給ひての春、大輔につかはしける、

玄上朝臣女

延長元年三月二十一日

四五三

藤原玄上
哀悼ノ
歌女

延長元年三月二十一日

四五四

新玉の年こえつらしつねもなきはつ鶯のねにそなかるゝ
かへし 大輔

同し年の秋

玄上朝臣女

諸共になき居し秋の露はかりかゝらむ物と思ひかけきや
〔紀貫之集〕九哀傷部 東宮のかくれ給へる比よめる、

霞たつ山へを君によそへつゝ春の宮人なほやたのまん
君まさぬ春の宮には櫻花泪の雨にぬれつゝそふる

〔本朝皇胤紹運録〕

醍醐天皇

保明親王 本名宗象、延木四立太子、廿三三十一薨、年廿一、謚文彦、母皇后穩子、昭宣公女、

慶頼王 事蹟略ス、延長三年六月十八日ノ條ニ收ム、

熙子女王 朱雀院女御、

〔大鏡裏書〕 文彦太子事

醍醐天皇皇子、母皇太后宮穩子、昭宣公女、延喜三年癸亥十一月廿日誕生、同

四年二月十日乙亥、爲皇太子、同十一年十月廿二日、始讀御註孝經、年九、同十

一月廿八日、改崇象爲保明、同十六年十月廿二日甲辰元服、年十、延長元年三

月廿一日子刻薨、年廿一

〔立坊次第〕

二月 保明親王 延喜四年甲子二月十日乙亥立太子、本諱崇

象、春秋二、同二十三年癸未三月二十一日薨、春秋二十一、即諡號文獻彥命、在

坊廿年、

〔大鏡異本陰書〕

左大臣 古人口傳云、延喜御時、相者狛人參來、天皇御于簾

中、聞御聲云、此人爲國主歟、多上少下之聲也、叶國體、天皇恥給不出御、次先坊

太子、左大臣時平、右大臣菅三人列座、依勅令相云、第一人先坊、容貌過國、各不

叶此國、不可久歟、

〔北山抄〕

三拾遺雜抄上事 同十九年、獻題、中 太子久不昇殿、求訪獻詩

書牀之間也、依勅定畢、

七言、早春陪內宴、同賦和風初著柳、應製一首、以爲歌

皇太子臣保明上

鬱金絲縷媚春多、風著枝條扇景和、絃管相催高奏處、柳花新入柳花歌、

延長元年三月二十一日

四五五

延長元年三月二十一日

四五六

〔大鏡〕左大臣時平 先坊にみやす所まいり給ふ事本院のおどりの御むすめくして三四人なり本院のはうせ給にき中將のみやすところと聞えし後(重明)はしけあきらの式部卿のみこのきたのかたにて齋宮の女御(重明)の御ははにてそもうせ給にきいとやさしくおはせし先坊を戀かなしみ奉り給ふ大輔なむ夢に見奉るときよて送り給へる

とさのまもなくさめつらむ君はさそ夢にたに見ぬわれそかなしき和歌後撰 恋しさはなくさむへくもあらさき夢のうちにも夢と見しかは和歌後撰 初句ヲ悲しさのニ三句キヲつニ 五句見しかはヲ見ゆればニ作ル

御返事大輔

〔古今和歌集〕

春歌下 東宮の雅院にて櫻の花のみかは水にちりてなかれけるを見てよめる 菅野高世

○保明親王降誕アラセラルコト延喜三年十一月三十日ノ條ニ親

王ト爲リ尋デ皇太子ト爲ルコト同四年二月十日ノ條ニ始メテ御註 孝經ヲ讀マセラルコト同十一年十月二十二日ノ條ニ御名崇象ヲ 保明ト改メ給フコト同年十一月二十八日ノ條ニ御元服アラセラルコト同十六年十月二十二日ノ條ニ御葬送ヲ行ヒ文獻彦太子ト諡スルコト本月二十七日ノ條ニ見ユ

東宮傳藤原清貫春宮大夫藤原仲平等ノ坊官ヲ止ム

〔公卿補任〕

大納言正三位藤清貫 民部卿東宮傳三月廿一日止傳 中納言從三位藤仲平 春宮大夫左衛門督三月日止大夫

〔古今和歌集目錄〕

宰相 藤原仲平 延長元年三月廿一日止春宮大夫 二十七日辛丑皇太子保明親王御葬送是日文獻彦太子ト諡ス

〔日本紀略〕

醍醐 三月廿七日辛丑葬皇太子於□□□□天皇著御服不

〔西宮記〕

十二臨時已前田家本 延長元三略中廿七葬法性寺後山其夕未發上野太守親王於宮南殿上讀哀冊宣命右大將定方朝臣讀諡策宣命諡

延長元年三月二十七日

四五七